

平成19年2月定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成19年2月28日～3月6日

場 所 第3委員会室

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計予算
- 議案第14号 平成19年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第16号 平成19年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第17号 平成19年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第21号 宮崎県留置施設視察委員会条例
- 議案第22号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 教育関係使用料及び手数料徴収の一部を改正する条例
- 議案第25号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第29号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 警察署の名称、位置及び管轄区

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成18年度各事業の事業実績について

出席委員（8人）

委員 長	外山良治
副委員 長	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	松尾清治
生活安全部長	柄本重敏
刑事部長	鬼束昭己
交通部長	柄本憲生
警備部長	谷口数雄
警務部参事官	椎葉今朝邦
警務部参事官兼 会計課長	中原雅男
生活安全部参事官 兼地域課長	白方寛

総務課長 松井宏益
生活安全企画課長 黒木憲生
少年課長 柏田和彦
交通規制課長 今井和久
運転免許課長 徳留勝次郎

総合制御課長 白ヶ澤宗一

事務局職員出席者

政策調査課主査 千知岩義広
議事課主任主事 大野誠一

教育委員会

教育長 高山耕吉
教育次長
(総括) 石野田幸蔵
教育次長
(教育政策担当) 前田博
教育次長
(教育振興担当) 福島信雄
総務課長 梅原誠史
政策企画監 満丸洋一
財務福利課長 小田正一
学校政策課長 飛田洋智
学校支援監 白川弘二
特別支援教育室長 渋谷村學
教職員課長 谷村美敏
生涯学習課長 豊島和隆
スポーツ振興課長 坂口弘康
文化財課長 米良勉
人権同和教育室長 遠目塚勉

○外山良治委員長 ただいまから、委員会を開会いたします。

まず、委員会日程及び審査方針についてであります。

「委員会日程(案)」及び「委員会審査の進め方(案)」を配付しておりますが、日程は、本日、補正予算関係議案及びその他の報告事項について、各部局ごとに行い、明日以降、当初予算関係議案について行うこととしております。

なお、当初予算について、議案の数などを考慮し、警察本部、企業局、教育委員会の順に行い、教育委員会の説明及び質疑は、「委員会審査の進め方(案)」のとおり、3課ごとに行った後、総括質疑を行いたいと考えております。

また、採決については、すべての質疑が終了した後に行うこととしております。

今回の委員会日程及び審査方針については以上であります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の不在についてであります。

明日3月1日は、教育長、教育次長及び教育委員会各課長が県立学校卒業式出席のため、欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

企業局

企業局長 日高幸平
副局長
(総括) 黒木郁雄
副局長
(技術) 時庭伸次
総務課長 古賀孝士
経営企画監 本田博
工務課長 桑畑則幸
電気課長 廣山潤一郎
施設管理課長 相葉利晴

午前10時2分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○吉田警察本部長 委員長初め委員の皆様には、本日の常任委員会どうぞよろしくお願いいたします。

年末年始におきます事件事故に関しましては、先般の常任委員会でも御報告をいたしましたとおりでございます。重要凶悪事件等の発生はございませんでした。平穩に推移したところでございます。

昨年は、全般的に見ますと、延岡市内におきます高校生被害に係る殺人・殺人未遂事件、西都市内におけるコンビニ強盗事件等の重要凶悪事件が発生いたしました。また、県発注の公共工事をめぐる構造的不正事件の検挙といった事件もございました。さらには、延岡市内で国内で最大級と言われる竜巻被害が発生いたしまして、3名の方が亡くなるといった大変多忙な一年でございました。しかしながら、委員の皆様を初めといたしまして、関係各位の御支援・御協力をいただきまして、こういった重要凶悪事件等については、おおむね早期に解決をし、あるいは対応することができたと考えておりまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、さきの人事異動によりまして、執行部に変更がございましたので、私の方から職員の紹介を行い、その後、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算について」、議案第57号「警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例について」、報告「損

害賠償額を定めたことについて」、その他報告事項といたしまして、「平成19年宮崎県警察運営方針及び運営重点」につきまして、担当部長からそれぞれ報告させていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、今回の異動によりましてかわりました執行部職員を紹介させていただきます。お手元にお配りいたしております資料1をごらんください。

警務部参事官兼主席監察官の松尾警視正でございます。生活安全部長の柄本警視でございます。刑事部長の鬼束警視正でございます。交通部長の柄本警視正でございます。警備部長の谷口警視正でございます。警務部参事官の椎葉警視でございます。警務部参事官兼会計課長の中原警視でございます。生活安全部参事官兼地域課長の白方警視でございます。生活安全企画課長の黒木警視でございます。少年課長の柏田警視でございます。交通規制課長の今井警視でございます。運転免許課長の徳留警視でございます。以上であります。

○田畑警務部長 それでは、平成19年2月定例県議会提出の議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の421ページをお開きいただきたいと思います。公安委員会一般会計警察本部の補正額は、減額6億5,978万2,000円をお願いしております。今回の補正によりまして、公安委員会の補正後の予算額は288億4,428万4,000円となります。それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、説明資料の425ページをお開きいただきたいと思います。

まず、上段の左側の会計、科目、事項の欄をごらんいただきたいと思います。

(款) 警察費 (項) 警察管理費 (目) 公安委員会費 (事項) 委員報酬補正額マイナス18万8,000円であります。これは公安委員の報酬の執行残に伴う補正でありまして、昨年10月1日に、公安委員の報酬額の根拠条例でございます「執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁済に関する条例」が改正されましたので、報酬を減額補正するものでございます。

次に、(事項) 委員会運営費補正額マイナス105万1,000円でございます。これは、公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは番号1の警察署協議会運営費マイナス72万5,000円でございます。警察署協議会は、県下13警察署すべてに置かれておりまして、その運営に係る予算は、協議会を年間4回開催する予定で計上しておりますが、事件の発生等により、4回開催することができなかった所属があるため、その実績の減を減額補正するものでございます。

次に、(目) 警察本部費 (事項) 職員費補正額マイナス2億7,397万9,000円でございます。これは、職員の人件費の執行残などに伴う補正でありまして、職員手当及び共済費の減額が主なものでございます。職員手当及び共済費の予算額は、前年度の1月1日に在籍する職員の給料総額に基づき決定しております。この給料総額には、定年退職直前の職員の分も含まれておりまして、これらの職員が旧年度中に退職し、そのかわりに、新年度には若い職員が採用されることにより、給料総額が下がることとなります。昨年度は定年退職者が多く、そのかわりに、本年度は新規採用者が多かったために、給料総額が大きく下がり、職員手当及び共済費の額も

下がり、不用額が生じたことにより減額補正するものでございます。

次に、(事項) 運営費補正額マイナス2億5,285万8,000円でございますが、次のページの426ページまでわたってごらんいただきたいと思います。これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、番号2の退職手当マイナス2億2,317万2,000円、番号4の駐在所等勤務警察官家族報償費及び公衆接遇費マイナス1,340万円、番号6の警察職員の健康診断手数料マイナス360万円、番号8の警察業務電算化推進事業費マイナス449万5,000円、番号12のその他職員設置経費マイナス290万5,000円でございます。

退職手当の減額は、当初予算編成時に、定年退職者として見込んでいた者のうち、定年を待たずして、昨年度中に退職した者がおりましたので、その分が不用額となったために減額補正するものでございます。駐在所等勤務警察官家族報償費及び公衆接遇費の減額は、主に家族報償費の執行残でございます。家族報償費とは、駐在所等に勤務する警察官の配偶者が、警察官が不在時に駐在所等に来所した住民等の応対を行うことに対する謝金でありまして、同居家族の配偶者等に支給されるものでございます。家族報償費は、すべての駐在所等について配偶者同居の月額7万9,000円を予算化しておりますが、今回の執行残は、駐在所等の勤務員の中に単身赴任者がおりまして、謝金が不用額となったために減額補正するものでございます。警察職員の健康診断手数料の減額は、主に検診料の入札残により、不用額が生じたために減額補正するものでございます。警察業務電算化推進事業費の減額は、情報技術を活用した警察業務の電算化を推進するための経費のうち、コンピュー

タープログラム改修費の入札残を減額補正するものでございます。その他職員設置経費の減額は、通信指令システムの機器保守費の入札残やファクシミリ及びシュレッダーリース料の入札残を減額補正するものでございます。

次に、(目) 装備費 (事項) 装備費補正額マイナス504万7,000円でございます。これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、番号1の警察活動用車両維持費マイナス145万6,000円、番号3の大規模災害対策資機材整備事業費マイナス221万7,000円でございます。

警察活動用車両維持費の減額は、国費で配分される車両が予定していた数よりも少なかったため、その分の自賠責保険料と自動車重量税が不用額となったために減額補正するものでございます。大規模災害対策資機材整備事業費の減額は、大規模災害に備えた警察航空機テレビ伝送システム保守委託料の入札残を減額補正するものでございます。

次に、(目) 警察施設費 (事項) 警察施設費補正額マイナス1,325万5,000円でございますが、次のページまでわたってごらんいただきたいというふうに思います。これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、その主なものは、番号1の交番、駐在所庁舎新築費マイナス214万1,000円、番号3の警察庁舎及び宿舍維持管理費マイナス311万7,000円、番号6の霊安室等整備事業費マイナス427万1,000円でございます。交番、駐在所庁舎新築費の減額は、リース方式を導入しました日向市駅前交番の入札残等を減額補正するものでございます。警察庁舎及び宿舍維持管理費の減額は、現在、延岡市医師会が所有す

る施設を借りて設置している仮交番の借り上げ料が無料となったことなどにより、不用額となった分を減額補正するものでございます。霊安室等整備事業の減額は、本年度、霊安室及び保冷库が未整備の警察署に、これらを一括整備したところでございますが、その入札残を減額補正するものでございます。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費補正額マイナス418万1,000円でございますが、これは、旧延岡警察署庁舎の解体工事費及び落成式経費の入札残を減額補正するものでございます。

次に、(目) 運転免許費 (事項) 運転免許費補正額マイナス4,489万4,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補正でございまして、その主なものは、番号4の小型免許証作成システム導入事業費マイナス1,653万5,000円、番号5の道路交通法に伴う講習体制整備事業費マイナス1,249万円、番号7の新基準大型試験車両及び場内コース等整備事業費マイナス578万2,000円、番号9のその他運転免許試験及び運転免許事務関係等経費マイナス923万7,000円でございます。小型免許証作成システム導入事業費の減額は、システムのオーバーホール費の入札残を減額補正するものでございます。道路交通法に伴う講習体制整備事業費の減額は、宮崎県指定自動車学校協会に委託している高齢者講習につきまして、受講者数が予定よりも少なくなると見込まれますことから、その委託料を減額補正するものでございます。新基準大型試験車両及び場内コース等整備事業の減額は、コース改修の設計費及び工事費の入札残や大型バス及びトラック車庫リース料の入札残を減額補正するものでございます。その他運転免許試験及び運転免許事務関係等経費の減額は、宮崎、

延岡、都城の運転免許センター及び自動車運転免許試験場の光熱水費などに、実績の減により不用額が生じたために減額補正するものでございます。

次に、(目) 警察活動費(事項) 一般活動費補正額マイナス4,831万9,000円でございますが、次のページの428ページまでわたってごらんいただきたいというふうに思います。これは、一般警察活動に要する経費の執行残に伴う補正でございます。その主なものは、番号1の警察電話専用料等警察電話通信費マイナス500万円、番号2の自動車保管場所証明事務に要する経費マイナス1,935万4,000円、番号6の自動車保有関係手続のワンストップサービス化推進事業マイナス518万9,000円、番号7の放置駐車違反処理・管理システム等整備事業マイナス334万8,000円、番号12の組織犯罪対策情報管理システムの構築事業マイナス757万1,000円、番号13の精強な第一線警察構築に向けた治安基盤の整備事業マイナス295万3,000円でございます。

警察電話専用料等警察電話通信費の減額は、警察電話使用料の実績減により不用額が生じたため減額補正するものでございます。自動車保管場所証明事務に要する経費の減額は、宮崎県自家用自動車協会に委託している自動車の保管場所の調査、入力業務について、申請件数が予定よりも少なくなると見込まれますことから、その委託料などを減額補正するものでございます。自動車保有関係手続のワンストップサービス化推進事業の減額は、同事業の導入を延期したことに伴い、システム構築の委託料などに不用額が生じたために減額補正するものでございます。放置駐車違反処理・管理システム等整備事業の減額は、民間会社に委託した放置駐車確認事務委託料の入札残などを減額補正するもの

でございます。組織犯罪対策情報管理システムの構築事業の減額は、システムの使用料及び賃借料の入札残を減額補正するものでございます。精強な第一線警察構築に向けた治安基盤の整備事業の減額は、海外語学研修旅費の不用額や、専門学校での語学教養手数料の入札残等を減額補正するものでございます。

次に、(事項) 交通安全施設維持費補正額マイナス1,379万6,000円でございますが、これは、信号機等の交通安全施設の適正な維持管理に要する経費でございます。維持委託料の入札残や交通管制センター及び信号機の回線使用料の実績減により生じた不用額を減額補正するものでございます。

次に、(事項) 交通安全施設整備事業費補正額マイナス221万4,000円でございますが、これは、交通安全施設整備事業に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは番号3の交通安全施設の災害対策強化事業費マイナス159万円でございます。交通安全施設の災害対策強化事業費とは、国道10号など幹線道路の主要交差点の信号機に停電時に対応できる自動発電機を設置するほか、信号機の柱をコンクリート製のものから金属製の鋼管柱に取りかえるなどの事業でありまして、平成18年度は簡易型の発動発電機を追加整備したことにより、発動発電機の入札残を減額するものでございます。

引き続きまして、債務負担行為について御説明をいたします。

お手元の平成19年2月定例県議会提出予算事項別明細書の324ページをお開きいただきたいと思います。一番下の行に示しておりますとおり、日向警察署庁舎建設予定地取得事業費でございます。期間は平成18年度から平成22年度まで、限度額は6億4,060万5,000円の債務負担をお願い

いたしております。ただし、予算の歳出化を伴うのは平成19年度からでございますので、平成18年度予算の増額補正はございません。事業の内容でございますが、日向警察署は、築後51年が経過して老朽化が進み、また、治安情勢の変化に合わせた配置定員の増、あるいは、近年の各種情報端末機器等の設置により極度の狭隘状況でございます。加えまして、警察署敷地が狭いために、十分な駐車場スペースを確保できず、警察活動はもとより、地域住民の方々にも御迷惑をおかけしておりますことから、早期の移転建てかえが望まれているところでございます。

そこで、将来の建設構想を見据えて、宮崎県土地開発公社が日向市鶴町2丁目に所有する元宮崎交通営業所跡地約6,100平米と、土地開発公社が近日中に取得予定の同所西隣の民有地約900平米につきまして、日向警察署庁舎建設予定地として取得することにしております。以上で議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係につきまして説明を終わります。

次に、議案第57号「警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（案）」について御説明いたします。

改正の理由といたしましては、本年3月31日に延岡市と東臼杵郡北川町が合併することに伴い、延岡警察署の管轄区域を示す地名表示に変更が生じるためでございます。具体的には、延岡警察署の管轄区域に関しまして、従来の「延岡市、東臼杵郡北川町」から「東臼杵郡北川町」を削除しまして、「延岡市」とのみ表記いたします。この条例案の施行期日につきましては、合併日の本年3月31日を予定しております。

次に、平成19年2月定例県議会提出報告書の

報告件名「損害賠償額を定めたことについて」につきまして御説明いたします。これは、お手元の平成19年2月定例県議会提出報告書3ページの上から2番目の事案でございます。都城警察署の警察官が公用バイクを運転して警ら中、相手当事者運転の普通乗用自動車に追突した交通事故でございます。相手方車両の修理費用として、3万4,761円を損害賠償金として県費で支払うものでございます。

次に、「平成19年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明をいたします。これは、お配りしておりますお手元の資料2に記載してありますとおり、本年の運営方針には、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」を掲げております。これは、近年ますます複雑・多様化する事件・事故等に対しまして、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を展開し、日本一安全で住みよい郷土であることを願う県民の期待と信頼にこたえようとするものでございます。また、サブタイトルの「安全で安心して暮らせる宮崎をめざして」につきましては、運営方針を実現するに当たり、職員一人一人が肝に銘じる信念とも言うべきものでございますが、宮崎県警察が、県民と手を携えて安全で安心なまちづくりを目指すことを誓うものでございます。

次に、運営重点についてでございますが、各部門が最も重点的に取り組むべき重要施策として、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活動の推進、交通事故の総量抑制と交通死亡事故の抑止、重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の封圧、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進、犯罪被害者支援の推進、少年の健全育成と非行防止の6項目を掲げてございます。

まず、街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安全活

動の推進につきましては、街頭犯罪等の徹底検挙、関係機関・団体との連携による総合的な犯罪抑止対策の推進により、子供の安全を初めとする県民の安全と安心を確保して、体感治安の回復を実感できるような施策を展開することとしております。

次に、交通事故の総量抑制と交通死亡事故の抑止につきましては、高齢者の事故防止に主眼を置いた参加・体験型の交通安全教育の推進や、飲酒運転、横断歩行者妨害などの重大事故に直結する悪質・迷惑性の高い違反等に重点を指向した指導取り締まりを強化し、交通死亡事故の抑止と交通事故総量抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪の封圧につきましては、県民に身近な窃盗や振り込め詐欺等を初め、県民に著しい不安を与える殺人や強盗など重要犯罪の早期徹底検挙と、暴力団などによる組織的な犯罪の封じ込めについて、特に重点的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進でございますが、テロ関連情報の収集、関連施設等の警戒警備及び関係機関との連携訓練によるテロ対処能力向上を図りますとともに、台風、竜巻などの風水害、地震などの突発災害発生時における各部門一体となった警備体制の確立に向けた活動を推進することとしております。

さらに、犯罪被害者支援の推進でございますが、従来の犯罪被害者支援活動に加え、「社団法人宮崎犯罪被害者支援センター」など民間支援組織とのより緊密な連携を図りますとともに、地域支援ネットワークの構築など、社会全体で犯罪被害者を支える環境づくりを進め、これま

で以上に充実した犯罪被害者支援を推進してまいりたいと考えております。

最後に、少年の健全育成と非行防止でございますが、少年サポートセンターの効果的な運用、学校や少年警察ボランティアなどの関係機関・団体との連携強化、携帯電話サイトの有害情報周知等による有害環境の浄化など、少年非行防止の諸対策を強力に推進してまいりますとともに、児童買春などの福祉犯の取り締まりや適正な少年事件捜査を推進していく所存でございます。

以上、本年の運営方針と運営重点について御説明申し上げましたが、本年も本県警察一丸となって、県民の負託にこたえるべく、各種の警察活動を積極的に展開することといたしておりますので、今後とも、御理解、御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひをいたします。

○外山良治委員長 説明が終了しました。

議案・報告事項について質疑はありますか。

○中村委員 歳出予算説明資料の425ページですが、公安委員会が3回しか開かれなかったのが減額をしたということでしたよね。公安委員会が4回開かれるのが3回しか開かれなかったと、これは忙しかったからということではなかったでしょうか。

○田畑警務部長 ただいまのは、警察署協議会の方の開催回数ではないかと思っておりますが、警察署協議会は、各警察署にございまして、合計で13協議会がございまして、その一つ一つの協議会につきまして、年間4回開催することを予定しておりまして、実際のところは3回ないし2回というところで、1回分ほど開催できておりませんので、その分を減額補正するという

ことでございます。17年度もおおむね2回から3回、18年度もおおむね2回から3回ということでございます。これは、4回は若干余裕を持ってちょっと予算要求させていただいておるところでございます。最低2回、それから3回ないし4回開くということで行っておるところでございますが、現状では平均して2.5回前後の開催という状況になっております。

○吉田警察本部長 補足でございますけれども、公安委員会は、私ども、都道府県公安委員会に管理をされておまして、これは毎週公安委員会が開かれておまして、その公安委員会におきましては、私ども警察の業務の運営状況につきまして御報告をし、あるいは決裁を受けておるということで、公安委員会は毎週開かれております。

他方、警察署協議会でございますが、これは平成11年から12年にかけて、全国でいろんな警察の不祥事が発生をいたしましたときに、警察刷新会議というものができまして、警察改革を進めるべきだという、そういう提言がなされて、その際に、警察がより地域の住民の方々の御意見を伺うとともに、警察としても、警察の業務の運営の状況についてより詳細に説明をしていくべきだという、そういう提言がなされて、これに基づいて平成12年の警察法の改正によりまして、新しくできた制度でございますので、平成13年から施行されておりますので、まだ6年目という新しい組織でございますが、この警察署協議会につきましては、公安委員会と異なりまして、公安委員会がその警察署協議会の委員を委嘱するというところでございます。警察署長の諮問にこたえていろいろな審議をしていただくと、こういう組織でございます。

したがって、公安委員会の場合には、警察全体を管理するというところでございますので、毎週原則として開いておりますけれども、協議会の方は、その状況に応じまして所轄の警察署のその管内の業務の運営状況について意見を申し述べると、そういう状況でございますので、性格が異なるものということも補足させていただきます。

○中村委員 よくわかりました。警察署協議会の方がこういうことだということですね。4回行く必要はないと、2.5回ぐらいだと、4回をめぐるとということなんですね。わかりました。

それでは、次のページでいわゆる駐在所等勤務警察官家族報償費及び公衆接遇費の減額ですが、その駐在所に単身赴任だったので、この分が月額7万9,000円でしたか、減額になりましたよということでしたが、駐在所に赴任される場合に、私ども、夫婦で来られるとびっくり思っていましたけど、駐在所に夫婦で来られることがいわゆる地域住民のために単身赴任よりかより効果があるんだという思いをしてみましたけど、単身赴任でもいいんですか。

○田畑警務部長 委員御指摘のとおり、私どもは家族で赴任していただくということで、できるだけそのようにお願いしておるところでございますけれども、やはり、お子さんの事情であるとか、いろいろそういうことがございまして、若干の方が単身赴任にならざるを得ないという状況でございます。実際には、120ほど対象の駐在所等がございまして、そのうちの29施設が単身赴任になっておるという状況でございます。私どももできるだけ人事だとか、そういった面で家族で赴任していただくようにいろいろ努力をしておるところですが、現状ではそういう状況でございます。

○十屋委員 まず、総体的に入札残、いろんな項目であるんですけども、例えば、今426ページの職員の健康診断とか、あとは427ページのシステムの導入事業費等いろいろあるんですが、これはそういうふうに節約をされているというふうに入札でそれぞれがしのぎを削って、業者さんはある程度価格を抑えて出されているからこういう結果になると思うんですけど、総体的にはやっぱりいろんな事業とかシステムとか、そういう傾向にあるのか、皆さんの方からそういうお願いをしているのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○田畑警務部長 これにつきましては、まさに適正な入札とか、談合が行われないうととか、いろいろそういったことをお願いしながら、県の規定にのっとって行っておるところでございます、正確な数字はございませんが、近年は少しずつ入札残などが大きくなってきているのかなというような印象は受けております。

正確な数字ではございませんけれども、委員御指摘のとおりではないかというふうに考えております。

○十屋委員 それと一つ、428ページの6番目のワンストップサービス化推進事業が先ほど多分事業延期のためというお話だったと思うんですが、それは何か特別な理由があるのかですね、そのあたりちょっとお聞かせください。

○田畑警務部長 自動車保管場所手続のワンストップサービス、要するに、いろんな登録手続が1カ所でできるようなということで、国が音頭をとって推進しておるものでございますが、全国的に見ましても、まだそれほどこれが推進されているというような状況もないような状況がございまして、要するに、県の財政なども勘案しますと、導入するにはまだ時期尚早かなと

というようなことで延期をしたものでございます。

○十屋委員 考え方なのかなど、やっぱり利用する側にとってはそういうものが今、こういう事業、先に取り組まれた方がいいのかなというふうに思うんですけども、ここで丸々使わないわけでしょう。そうした場合には、何で、じゃ、前年度、18年度に上げてきたのかというのが、そのあたりがちょっと理解できないんですけど。

○田畑警務部長 この事業につきましては、委員御指摘のとおりでございますが、国が音頭をとっておるということもありまして、今後は徐々に全国的にも進んでくるのかというふうに承知しておりますけれども、徐々に負担額も、当然最初の調査というか、入り口の事業として組んだものでございまして、今後、それを導入するとなると、負担が大きなもの次の年度かかってくるというようこともありまして、そういったことを全体として考えまして、今回、延期という判断をしたところでございます。

○十屋委員 そうすると、しばらく、どの時期かわかりませんが、19年度の予算にも反映せずに全国的な様子を見とくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○柄本交通部長 このワンストップの事業は、東京、神奈川、愛知、大阪、この*4都府県で今、サービスが開始されております。それで、当初、国の方針としましては、平成20年度から全国でこのサービスを始めるということで、いわゆるIT国家の推進ということで国の方針でございましたけれども、国の方のスケジュールといえますか、それが少しおくれてきたということですね。それから、全国まだ限られた都府県でございまして、その必要性といえますか、緊急性といえますか、その辺を全国の状況を見なが

※58ページに訂正発言あり

ら、今後、このサービス事業を本県として、いつごろから始めるのが適切か判断していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中原会計課長 今に関しまして若干の補足をさせていただきます。

このシステムは、個人の家からインターネットを使っていろんな自動車の登録業務等をやるシステムでございますけれども、先進県の実情を見ますと、相当額がかかった割には、この制度によって使う件数がまだ東京都あたりでも3けたぐらいの話でございます。したがって、費用対効果のことを考えますと、本県においての導入は、しばらく様子を見てからでもよいのではないかという判断でございます。19年度も一応見送る予定にしております。以上でございます。

○十屋委員 国が進める割には意外と効果が上がってないと、率直に言うとそういうことですね。わかりました。

最後に、428ページの13、非常に長いですが、「精強な第一線警察構築に向けた治安基盤の整備事業」、先ほどの説明だと、海外語学研修等の入札残というふうにあったと思うんですけども、これはいわゆる中身の説明、海外に行って語学研修するのか、国内でいろんなところで研修されるのか、そのあたりの説明と、これはいわゆる渡航手続とか何かそういうところの入札残なのか、そのあたりをちょっと御説明いただけますか。

○田畑警務部長 「精強な第一線警察構築に向けた治安基盤の整備事業」でございますけれども、中身は、1つは、海外の語学研修、もう一つは、国内、いわゆる駅前留学といいますか、NOVAであるとか、そういったところに行か

せてというものでございますが、特に、海外語学研修の方につきまして、アメリカであるとか、それから中国語、これは台湾であるとか、韓国、ハングル語ですね、こういったものについて、相当の力量のある者をさらに現地に行かせて勉強させることによって、より一層語学力を高めようという事業でございますけれども、18年度につきましては、韓国に行かせる者につきまして、予定していた者がちょっと仕事の関係で韓国に行けないということになったものでございますので、その執行残が非常に大きかったわけでございます。したがって、あと、アメリカについてカナダに行かせたんですが、カナダとか台湾には行かせて所期の目的を達成しておるところでございます。

○十屋委員 年度にアメリカ圏と中国語圏と、どの程度の人が県から行っていらっしゃるのか、そのあたりを……。

○田畑警務部長 これは各1名でございます。まだまだ当県では外国人の犯罪がそう多くはございませんけれども、英語であるとか、特に中国語ですね、そういったものの語学の素養のある者が必要性が高まってまいりますので、今後とも、この事業は続けていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 そのうちのロシアというのは要らないんですか。当然、いろいろ盛んになれば、国の大きさと言ったら失礼なんですけど、中国、アメリカ、ロシアとか、直接的に北海道とかはまた別なんでしょうけど、そういうのは考えられないんですか。

○田畑警務部長 現在、ロシアについては行っておらないところでございますが、全国の外国人犯罪の状況を見ましても、圧倒的にアジア、特に中国といったところでございますので、よ

り使用というか、効果といたしましては、やはり中国、それから共通語である英語、それから韓国語といったところではないかということで、検討はしたいところでございますけれども、現在のところはロシアは考えていないということでございます。

○十屋委員 いわゆる不法滞在とか、そういう働く——観光ビザで来たときの不法滞在に対して取り調べするときとか出てくると思うんですよ。現実あると思うんですけども、そういうときのためにもやっぱり必要じゃないかなというふうに思いましたので、ちょっと意見述べさせてもらいました。

○山口委員 予算の編成とその消化のあり方の基本的な考えについてお聞かせください。例えば、年度当初100なら100という予算を立てますよね。皆さん方の場合には、もしかして、あれが要るかもしれない、これが要るかもしれないということになりますと、その安全圏を見て、100あればいいのを102とか103という形で編成をされて、そして、例えば、年度末の今回のように、一般会計の補正減額が6億5,900万と、こうなってくるのを見ますとね、決して、甘く予算を編成した、多少多めに見積もって編成したとは申し上げませんが、もう少し、入札における執行残等を見ましたときには、逆に、各部あるいは出先の署含めて資機材や予算が足りませんという悲鳴に近い声を聞くものですから、であれば、もう少し予算を編成される時点でそこらを十分に精査をされて編成すべきではないかと。100必要だったのを103か104で予算編成をし、結果として、減額修正していったら100にする方が、財政局者もしくは知事部局も顔色がいいのかもしれませんが、もう一方では、県民の生命と治安を預かっている皆さん方の立場に立てば、本当

に105必要なら、それは105請求すべきであってという気がするんですね。そこら辺についての皆さん方の予算編成とその決算するに当たってのお考えを、もうちょっと聞かせていただけないか。

○田畑警務部長 委員御指摘のとおりでございます。当然、必要なものを当初においては、一生懸命財政局と協議させてもらいながら、積み上げて編成しておるところでございますが、今回、6億ほどの補正になりましたけれども、この大きなものは1月1日現在の職員定数で予算編成等行うわけでございますが、その後3月31日で退職したりするわけでございまして、その退職職員が非常に多くて、一方で、採用する若い者の給与というのは退職者の給与から比べるとかなり低いと、そういったものの差と、それから、退職を予定していた者が実際には10人ほど前年で退職をしてしまったということ、18年度については10人ほど減ってしまったということの減額補正が一番大きなものでございまして、これを合わせますと、5億ぐらいになるということが一つ大きな要因としてございます。委員が御指摘されましたとおり、必要なものとか、前年度実績などを勘案しながら、当初予算を組ましていただいておりますということで、そのところが余裕を持って多めに1つの項目について予算要求をしておるということでは決してございませんで、特に、今回も警察署協議会につきましては、今度、次回に御説明をさせていただきますが、19年度の当初予算要求などにつきましては、18年度の実績を踏まえまして、30%ほど調整をして減額などをしておるということでございます。そういったことを勘案して予算を編成しておりますけれども、当初の計画より若干そういう形になったんだという

ことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○吉田警察本部長 今、警務部長から御説明申し上げたとおりでございますけれども、これは本当に委員、重々御案内のことだと思っておりますけれども、予算編成のあり方といたしまして、私どもとしては必要な、例えば装備資機材でありますれば、その個数等、あと積算単価、ございますので、その単価を財政当局ともいろいろすり合わせながら、予算要求をするわけでございますけれども、私ども、先ほど来申し上げておりますように、できるだけ予算の節約をいたしたいということで、入札等の際にもかなりいろいろな努力をいたしまして、実際の積算よりもさらに安価な価格で調達をしておるという状況があるわけでございます。他方、やはり予算の場合にはいろんな仕組みがございますので、余ったからといって流用ができるというものもないというところがございますので、こういったあたり、私どもでもかなり事務方で努力をいたしまして、節約をいたしておりますが、その節約をした分がすぐに、じゃ、ほかの費目に流用できるかという、それはそういうふうになっておりませんので、予算の仕組み全体の問題としてやはりまたぜひ御議論をいただければと思っております。私どもとしては、今の御指摘を踏まえまして、またさらに、効率的な予算編成になりますように努力をしてみたいと考えております。

○山口委員 よくわかりました。別に知事部局ならずとも、皆さん方の方も財源の出どころはどこであれ、それは国民の税だという気持ちになれば、おっしゃるように、一円の額といえども、それはやっぱり大切にに使わせていただくということで、決して潤沢な予算を組んで、それから

マイナスということじゃなくして、一方で、入札等における執行残もあるし、みずから予算を削減して耐えてきたという、その努力等についても評価をいたしたいとは思っています。

それで、1点伺いたいのは、今回の債務負担行為の中で、日向警察署の項目が出てきています。これは、5年前、あるいは10年前の本部長、あるいは警務部長に対して質問しましたときに、まだまだ古い警察署は県内あちこちございまして、「警察署建てかえ計画というのはあるんですか」と、こう聞きますと「あります」と、当時の方は答えるんですね。「ありますが、結果としては、財政との相談事でありまして」ということになります。それは「駐在所も交番も含めましてありますが、やっぱり先立つ予算が……」ということのようであります。私個人は、てっきり今回日向警察署をやるのかなと思っていましたところが、一昨年、去年の台風で高岡署が孤立をしてしまったものですから、じゃ、今度は高岡署の方に行ってしまったという話がありまして、それが事実かどうかはよくわかりませんが、1億を超えて債務負担行為というところまで上がってきた以上、次、本部が手がける警察署は日向警察署であるという理解をしてよろしいんですか。

○田畑警務部長 委員の御指摘の件でございますけれども、日向警察署につきましては、築後51年ということで、全国一古い警察署でございます。これはもうほんとに建てかえというのは喫緊の課題だというふうに理解しております。一方で、高岡警察署につきましては、17年の台風であのような被害を受けまして、これもなかなか立地はあの場所はふさわしくないのではないかと御指摘も受けておりまして、これも非常に大きな課題でございます。私どもとし

では、両方とも非常に重要だというふうに理解しております。これは現在、そういった立場で私どもは財政当局の方に説明して協議をさせていただいておるところでございますが、私どもの本当の希望としては、両方とも本当に喫緊にやりたいということで考えて、財政当局にはお願いしておるところでございます。現時点ではそこまでございますけれども、できるだけ、私ども努力したいというふうに考えております。

○山口委員 知事がかわりましたからというわけではありませんけどね、それぞれ知事部局あるいは教育委員会、皆さんのところ、県のそれぞれのセクションでみんな自分が大事だと思いつながら、それは警察本部の仕事というのは、かけがえもなく大事であり、県民に問うたとしても答えは一緒だろうと思います。ですから、そういう意味では、真に必要な部分については、決してあなた方の横暴とかいうことではなくして、やっぱりそれは2署、必要だというのはそれはそれなりの要求をされ、やっぱり予算に反映するするところに、私は、逆に県民の警察に対する信頼も出てくるのだらうと思いますので、そこらについてはぜひとも頑張っていってほしいと思っております。

○蓬原委員 一件だけ。財源なんですけど、その他特定財源というのがあって、425ページ、91万3,000円の減額、426ページ、使用料及び手数料175万4,000円、427ページで3,978万2,000円、その他特定となって使用料及び手数料となっているんですけど、これは何の手数料使用料ですか。素朴な質問……。

○中原会計課長 お答えいたします。

この手数料は、運転免許更新者等の手数料、それから自動車保管場所証明申請の手数料等でございます。

○蓬原委員 それで426ページの警察施設費なんですけど、手数料が175万4,000円の減額になって、県債が200万発行されているんですけど、これは理由は何なんでしょうか。

○中原会計課長 手元に資料をそろえますので、ちょっとお待ちください。

○外山良治委員長 参事官、ゆっくり調べてください。ちょっと時間がかかりますか。

○中原会計課長 ええ。

○外山良治委員長 それでは、外山委員。

○外山三博委員 先ほどの山口委員の質問と多少関係があるんですけど、425ページの退職手当が2億2,300万、この当初予算は幾らだったんですか。

○中原会計課長 今にお答えいたします。18年度当初予算で退職手当は21億4,026万6,000円となっております。

○外山三博委員 同じところの質問になるのかな。当初、退職者の予定数ですね、これは定年退職者と中途退職者をどういう予定にしておられたのか。

○田畑警務部長 退職予定者の見込みですが、平成18年度中に定年退職の予定者が69名、それから勸奨でちょっと早めにやめられる方を10名、それから普通退職といえますか、ほかの理由で途中でやめられたりというのが5名ぐらいということを見込みまして、84人という見込みで予算を立てたものでございます。しかしながら、18年の3月末の時点で、この中から予想以上に早期に退職された方が多く出まして、その分が10人ぐらい17年度の方に早期に退職されてしまったということで、18年度の執行額が10人分ぐらい減ったということでございます。

○外山三博委員 今の当初で10名が勸奨ということを言われましたか。勸奨退職、それから一

般退職、その違いはどういうことなんですか。

○田畑警務部長 勸奨退職につきましては、早くやめれば退職金が若干上乘せされる制度を受けて退職しようという方でございますが、普通退職につきましては、その年齢まで行かないで、一身上の都合であるとか、一般に退職される方ということでございます。

○外山三博委員 ということは、これは10名の方はちょっと早めに、1年ぐらい前にやめると退職金やその後のいろんなものが有利になるというような理由でおやめになる……。

○田畑警務部長 その要素もございしますが、必ずしも、それだけではございませんで、例えば、60歳が定年でございますけれども、体力的になかなか——警察の業務というのは、公務員の中でも比較的激務であるというふうに認識しております。そういったことで、なかなか体力的にきつくなりまして、勸奨制度もあるのであれば、早めに退職したいといったようなことで、必ずしも、退職金が上乘せになるからということだけの理由ではございません。

それから、当然でございますけれども、例えば、59歳で退職しましたら、60歳のときに当然もらえるはずの1年間の給与というものはもらえなくなりますので、勸奨退職をしたとしても、全体としては、収入は減になるということが大体のことでございますので、退職金が多くなるからやめますということではなくて、大抵の場合は、もう体力的になかなか60まではきついなということで退職される方の方が多いのではないかとこのように考えております。

○外山三博委員 その勸奨退職というのは、私は初めて聞くんですけれども、これは行政用語というか、行政の何かそういう基準というか、あるんですか。そういう文言と制度が……。

○外山良治委員長 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○外山良治委員長 再開します。

○中原会計課長 先ほどの蓬原委員の御質問についてお答えいたします。

起債対象事業というものがあまして、対象事業について起債を行うものでありますけれども、平成18年度は交番、駐在所の建設費に財源を充当しております。これが当初6,500万の起債をいたしたんでございますけれども、契約実績見込みで6,700万ということで200万の増ということになりましたものですから、200万の起債をさらに行ったということでございます。

○蓬原委員 項目の中にどこか増額があれば、この分の財源を当てたんだと、トータルで使用料減額のものがあったんだと……。全部減額ですよ。全部減額だから、新しく起債する必要がどこにあったのかなということなんだけど、そういう素朴な疑問のつもりだったですよ。例えば、交番、駐在所庁舎新築費214万1,000円減額なんですよ。減額だから、起債がどこに必要だったかなという質問なんですけど。

○外山良治委員長 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時19分再開

○外山良治委員長 再開します。

○田畑警務部長 まず、勸奨退職の関係について御説明いたします。勸奨退職、ちょっと言葉が不正確で恐縮でございました。これにつきましては、県の「職員の退職手当に関する条例」で規定されておまして、その中の5条の3ということで「定年前早期退職者に対する退職手

当に係る特例」ということで、退職金が上乘されるという対象が規定されてございまして、これの対象につきましては、25年以上勤続しており、かつ、その年齢が退職日において定められている者の定年が10年を減じた年齢以上ということで、50歳以上と、この者について対象となつてその退職手当の特例が受けられると、この者について退職する者を私ども、勸奨退職と言っておるんですけれども、条例の特例で定められておる者、この対象として退職された方が若干予定よりも多かったということでございます。

○外山三博委員 勸奨退職者が、予定が10名だったのが何名になってますか。

○椎葉警務部参事官 当初予算の予算ベースで勸奨退職者として一応10名を見込んでおりましたが、ことしの退職者はそのとおり、執行見込みどおり10名であります。

○外山三博委員 それ以外の退職者が当初5名見込んでおったのが多少ふえたというような先ほど説明だったですね。最終的には、勸奨退職以外の退職者の予定が何名なんですか。

○椎葉警務部参事官 普通退職者として当初予算の段階で5名を一応見込んでおりましたが、執行は6名であります。

○外山三博委員 ところで、この6名の方の年齢ですね、どういう年齢になってますか。

○椎葉警務部参事官 普通退職の中には死亡退職もございまして。それから、それ以外の自己都合による退職でありまして、年齢は死亡退職の場合は当時58歳、普通退職の場合は49歳という方もいらっしゃいますし、20代という方もいらっしゃいます。以上です。

○外山三博委員 亡くなった方は別にして、退職の理由ですね、どういう理由でやめられるのか。

○椎葉警務部参事官 退職の理由につきましては、人それぞれであります。女性職員の結婚退職というのもございます。それから、自分の家族の介護等を理由にやめる職員もございました。いろいろ理由はございます。以上です。

○外山三博委員 ですから、そのいろいろを聞いておるんですよ。5名でしょう。結婚退職、介護、あとの3名の方はどういう……。

○椎葉警務部参事官 1人は結婚というふうに把握しております。それから1人は体力が続かないということで一応把握しております。あと、皆さん御存じのとおり、延岡署で警察官の飲酒運転がございました。あの方もこの中に含まれております。すべての状況を把握してませんが、その程度の退職理由というのは一応把握しております。以上です。

○外山三博委員 この退職者のことしの数というのは、団塊の世代の退職者に入るんですね。例年の退職者の数と比べて平均的なんですか、それとも多い……、少ない……。

○椎葉警務部参事官 退職者も平成16年ごろからどんどん増加しておりまして、一番ピークは平成19年度であります。したがって、平成20年3月にやめる方が最も多いと把握しております——今の予定ですと、約87名の方が平成19年度にやめます。あと、ピークは今のところ92名ぐらいが平成21年度あたりに来る予定であります。以上です。

○中原会計課長 大変失礼しました。先ほどの蓬原委員の御質問についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、起債対象の事業で、交番、駐在所の建設に起債対象事業としてこれを財源として当てました。当初6,500万の予算でございましたけれども、最終的にこれが200万オーバーして6,700万までかかったと、

これだけじゃございません、一般財源もあるんですけれども、この200万を一般財源から持ってくるのではなくて、起債を県債で当てなさいということが基本的に求められておるものですから、200万の起債をさらに追加したということで、事業としてふえたのでここに計上させていただいたと、その財源につきましては、交番、駐在所をつくる場合にはいろんな調査、設計、それから解体というところまで含んでおるんですけれども、この調査とか解体の費用は起債対象ではございませんので、こちらの解体等の費用が安く上がった分で持ってきたということでございます。

○蓬原委員 わかりました。新築としては、200万財源を必要としたので起債をしたけれども、トータル的にはほかの部分ほかの財源の部分で、いわゆる使用料及び手数料あたりの部分では減額、いわゆる214万1,000円ですか、そういうことになったと、トータル的には減額になっているけど、一部では増額があったということですね。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

次に、その他の報告事項について質疑はございませんか。

○山口委員 先ほどの議案に関係ないことはないんですが、日向警察署と高岡警察署の事業着手のお願いを申し上げました。もう一方では、延岡市緑ヶ丘に警察官職員待機宿舎というのがPFI方式で建設をされまして、本来、こういうのは知事部局が先に手をつけるものなのかなと思ったんですけども、皆さん方のところが先に手をつけられて非常に進んだといいたいまいしょうか、大したものだと感心をいたしております。

そんな中で、警視庁の一部の警察署とかあるいは刑務所までが、その民間が建設して民設公

営というようなPFI方式をとってくるような時代でありますので、皆さん方が最終的には予算絡みということで警察署の改築、あるいは交番、駐在所の改築もしくは職員の官舎の改築ということを考えましたときに、やはり今後ともPFI方式を導入していったほうがいいなと思う反面、警察署とか、あるいは交番、駐在所というのは、果たして、PFI方式になじむのかなという気もするんですね。そこらについてのお考えをお聞かせいただけませんか。

○外山良治委員長 山口委員、その他の報告事項の内容については、警察運営及び運営重点についてか、その他の報告で、今の山口委員の質問はその他の……。

○山口委員 その他……。了解……。

○外山良治委員長 ということで、まず、その他の報告事項は先ほど申し上げましたように、「警察運営方針及び運営重点」、これについての質疑はございませんか。

○十屋委員 それでは、犯罪被害者支援の推進ということで、いろいろ警察の方も中心になってやっていたいっているんですけども、ちょっとこれは私も教えてほしいところがありまして、犯罪被害者の法の整備が大分進んで、裁判でいろいろ意見述べられたり、それから直接、きのうかおとといの新聞では同時に民事に持っていくとか、そういうところがあると思うんですが、そのあたり概略、犯罪を受けられた方々が今まで望まれたようなところで、何項目か改正された点についてちょっと教えていただけませんか。

○吉田警察本部長 犯罪被害者支援の法制度の整備の経緯でございますけれども、まず最初に、昭和55年に犯罪被害者等給付金の支給に関する法律という法律ができて、これが法律とし

てできた最初でございます。これは警察で策定をした法律でございますけれども、公安委員会でございますが、ここで初めて犯罪被害者に対して見舞金という位置づけですけれども、お金を支給するという仕組みができたところがございます。その後ずっとそのままだったんですけれども、平成8年に警察庁におきまして、被害者対策要綱というものをつくりまして、犯罪被害者対策をさらに推進していく必要があるということを示して、これは警察の中で取り組みを始めたところでありまして。さらに、平成13年に、その犯罪被害者等給付金支給法を改正いたしまして、支給の範囲、対象ですか、額を少し整備をいたしましたり、あるいは被害者支援の充実化のために、一定の民間団体に対して警察から被害者の情報を提供して、その民間団体が支援が可能になるというような、そういう仕組みができました。

その他、例えば、法務省の法律でも刑事訴訟法等の改正がございまして、犯罪被害者等が法廷で証言をすることが抵抗なくできるように、例えば、ビデオを通じた証言でございますとか、あるいはこういうところで証言するにしても遮へい物を設置をして証言をしやすくするとか、そういった刑事司法制度上でも手当てがなされたところでありまして。

さらに、平成17年に、犯罪被害者等基本法という法律がまたできまして、これは議員立法でできたんでございますけれども、この中で犯罪被害者に対しては、国あるいは都道府県、社会全体で取り組んでいく必要があると、こういうことが示されまして——失礼しました。16年にその法律ができまして、その法律の中で、犯罪被害者等基本計画という計画をつくりなさいという、そういうことが法律の中で規定をされま

して、その規定に基づいて平成17年に犯罪被害者等基本計画という計画ができまして、その計画の中に、先ほど議員御指摘のございました、例えば、附帯私訴と申しまして、刑事裁判の中でその認定された事実について、民事裁判でも活用することができる制度をつくるべきであるとか、あるいは被害者が公判の中で意見を述べるというようなことができるという制度をつくるべきであるとか、制度を検討すべきであるという、そういうことがその計画の中に盛り込まれました。その計画に基づきまして、これも私も報道で知る限りの話でございますけれども、法務省におきまして、法制の整備を検討することによって今、法制審に諮問していると思っておりますけれども、先ほど述べました刑事裁判の中で認定された事実を民事の損害賠償に活用できる制度でございますとか、あるいは被害者が法廷で意見を述べる仕組みでございますとか、こういった仕組みを盛り込んだ法案が恐らく今国会に提出されるんだらうと思っております。ですから、まだ、その制度につきましては、成立はいたしておりませんが、そういった新しい制度が設けられるという方向で現在、手続が進められておるというふうに承知をいたしております。以上です。

○外山良治委員長 その他の報告事項で何かありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、その他何かありませんか。

山口委員の質問に対して答弁をしていただきたいと思っております。

○田畑警務部長 先ほどのPFIを活用した警察施設の整備の関係でございますけれども、私どももPFIを活用しますと、非常に安くなっ

てくるといいますか、効果があるということでございますので、できるだけ推進してみたいというふうに考えておるところでございます。

一方で、PFIの事業になじむというか、効果が出てくるというものは私どもが調査したりしている範囲内では総額が30億円を超えるようなものについては、非常に効果があるということでございますので、そうしますと、先ほど来出ております日向警察署とか、高岡警察署につきましては、通常は30億に届かないということでございますので、その効果の期待というのは、それぞれ単独では非常に期待ができないという部分がございますので、そこら辺も含めて、要するに、2つとも含めると30億を超えてきますので、単純に言えば、PFIという観点からすると、効果が期待できると、そういったことも含めて、財政当局とは今後とも協議をしていきたいというふうに考えております。

一方で、交番、駐在所につきましては、額的には非常に小さなものでございますので、ちょっとPFI的にはなかなかなじまないということでございますけれども、一方で、日向市駅前交番などのように、鉄骨方式にしますと、何といえますか、総額的にも安価になってきますし、しかも、それをリース方式にしますと、単年度負担が非常に抑えられるといったようなこともございますので、これはこういった方式で交番等については、今後とも整備を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山口委員 ありがとうございます。限られた予算の中で一方では予算獲得、設計、見積もり、入札、工事監理、そしてその後の施設管理とか、たくさん大変な事業が並んでくるわけですが、逆に、これを民間にお願いするこ

とによって、いろんな部分からの手を抜くことができるのかという利便性もありますので、広い範囲での御検討をお願いいたしたいと思います。

2点目ですが、今回の常任委員会の名簿の中に、平成19年度の警察本部の執行部の名簿をいただきました。知事部局あるいは教育委員会それぞれ年度末から年度初めにかけて、そのメンバーを明らかにするという意味では、警察本部は他の部局に先駆けて早々とデビューを御披露されたと、いわば、ここにお集まりいただいた方々がこの1年間それぞれのセクションで頑張ってくださいことになるんだろうと思います。

今回の異動の中で気づいたことなんですが、小林署で女性の課長が誕生したんですね。表現がまずけりゃ訂正をいたしますが、警察とか、警察社会と言ったら、どうしても男社会というイメージを私たち持つんですが、そういう中でやっぱり女性として活躍できる場がある。逆に言ったら、女性として、男性に負けず劣らず頑張る人もいるということは、私たちから見ますと、非常に「目からうろこ」のような感じがいたしまして、どのようないきさつがあったのかわかりませんし、また、この方が既婚者なのか、未婚者なのかもよくわかりませんが、やはり女性が活躍できる職場も警察にあるんだという意味では、知事部局やあるいは教育委員会部局とは全く別な部分でひととき異色の人事異動だったのかなと思っております。ここら辺についてのいきさつとか、今後の展望あるいはお考え等があればお聞かせをいただけませんか。

○田畑警務部長 本県の女性警察官の状況でございますけれども、本県は、平成2年から女性警察官の採用を始めてございます。現在の女性警察官の数でございますけれども、68人を採用しておるところでございますので、警察官全体で

は3.4%という状況でございます。全国平均が4.6%でございますので、本県はまだ女性警察官、若干、全国に比べると少ないという状況でございますけれども、平成19年4月1日にさら12名採用する予定でございます、それを含めまして80名となりまして、割合も本県の警察官の4.0%ぐらいになっていくと、全国平均に近づきつつあるんですが、まだ若干下回っていると、将来の目標と申しますのは、採用がだんだん厳しくなってきたおるといことも含めまして、あるいは女性特有の職域等もございますので、全国平均並みには採用していきたいというふうに考えておるところでございます。ちなみに小林署で幹部・警部の方が一人誕生したという御指摘でございましたけれども、幹部の登用状況でございますが、御指摘のとおり警部1名、今回初めて登用したところでございます。全国的には女性の警部の方は75名ぐらいおられるようでございますし、ただ、九州内では福岡に1名、沖縄に1名おられるのみで宮崎が3番目ということでございます。ちなみに、全国では警視も16人ぐらいもうでてきておるようでございます。本県では警部が一番トップという状況でございます。そのほか警部補が4名、それから巡査部長が15名というような状況になってございます。まだまだ幹部の占める率としてはそんなところでございますけれども、これは幹部登用試験は全く男女公平に行っておりますので、全く差なく昇任試験を突破した者については、昇格させていくというところでございます。

それから、女性警察官の配置先につきましても、基本的には、男性と同じというふうに考えておりました、交番であるとか、刑事課等にも配置をしております。そのほか先ほど来ありましたように、犯罪被害者支援であるとか、性犯

罪捜査とか、女性がやるのにふさわしいなど思うようなところにも特に配置をしておるところでございます。

それから、育成といいますか、初任科の学校等も含めまして、これは全く男女同じ教育、警備実施等もやらせておりますし、大体は剣道を選択しておるようでございますけれども、実科の剣道、それから逮捕術なども同じように訓練をさせておるところでございます。したがって、基本的には、女性警察官であるからさせないというものは特段ないというか、ほぼ同じように仕事をさせるという方針でございます。以上でございます。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時2分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、御説明に入らせていただきます。今回、本定例会に提出しております議案は、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」であります。文教警察企業常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会所管の

一般会計予算につきましては、表の下から4段目の補正額の欄に示しておりますとおり、21億8,079万9,000円の減額補正をお願いするものであります。その結果、教育委員会の一般会計予算額につきましては、同じ段の右から2番目になりますが、1,137億668万3,000円となります。減額の主な理由といたしましては、教職員の人事費の執行残等によるものであります。

次に、その他の報告事項についてであります。本日は、「平成19年3月県立高等学校卒業予定者の就職内定状況について」外1件を予定いたしております。

詳細につきましては、引き続き担当課長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

私の方からは以上でございます。

○梅原総務課長 それでは、総務課関係について御説明を申し上げます。

資料変わりました、平成18年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。369ページでございます。今回の補正は、一般会計予算8,519万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は右から3番目の欄にありますとおり、32億7,606万2,000円となります。以下、主なものにつきまして事項別に御説明申し上げます。

あけていただきまして371ページをごらんください。中ほどの(目)事務局費(事項)職員費でございます。2,532万9,000円の増額補正をお願いしております。これは県立中学校開設準備等に伴う、本事項で予算措置を行います教育委員会事務局職員が増員となったこと等によるものでございます。

次に、その下の段(事項)一般運営費でございますが、847万円の減額です。これは事務局本

庁及び教育事務所の運営に係る事務費等の執行残によるものでございます。

次に、372ページをごらんください。中ほど(目)社会教育総務費(事項)職員費9,298万9,000円の減額でございます。これは少年自然の家に指定管理者制度が導入されたこと等に伴う職員の減によるものでございます。その下、(目)保健体育総務費(事項)職員費576万9,000円の減額でございます。これは育児休業等に伴う給与費等の執行残によるものでございます。総務課は以上でございます。

○小田財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

同じく2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、ページで言いますと、373ページをお開きください。今回の補正額は一般会計での3億8,235万2,000円の減額をお願いしております。なお、補正後の予算額は右から3列目、上から一段目の75億1,293万円となります。以下、主なものにつきまして、事項別に御説明申し上げます。

375ページをお開きください。中ほどにあります(事項)維持管理費でございますが、871万円の減額でございます。これは県立学校の施設等の維持補修に係る営繕工事の設計委託料や旅費等の事務費の執行残でございます。

次に、下から2段目の(事項)県立学校耐震対策事業費でございますが、2,603万2,000円の減額でございます。これは耐震補強事業における設計委託料や旅費等の事務費の執行残でございます。

次に、376ページをお開きください。上から4段目の(事項)育英事業費でございますが、8,122万1,000円の減額でございます。これは貸与予定者の、他の奨学金との併願による辞退や貸付者

の年度途中での辞退、中途退学、留年など143名分による執行残でございます。なお、本年度の申請者のうち、いわゆる採用基準を満たしました基準適格者につきましては、全員を採用しております。

次に、4段下にあります（事項）高等学校等育英資金貸与事業基金積立金でございますが、1,350万6,000円の減額でございます。これは日本学生支援機構から高等学校等奨学金事業が県へ移管されましたことに伴い、奨学金の原資であります交付金を県育英資金貸与事業に当てるための積立金であります。国の10分の10の補助事業である基金の積立金を国庫補助決定に伴いまして、減額補正するものでございます。

次に、2段下にあります（事項）教職員住宅費でございますが、2,210万9,000円の減額でございます。これは教職員住宅の修繕に係る設計委託料や工事費等の執行残でございます。

次に、377ページをごらんください。上から4段目の（事項）教職員福利厚生費でございますが、1,931万3,000円の減額でございます。これは県立学校職員等の健康診断の経費や宮崎県教職員互助会への補助金などの執行残でございます。

次に、3段下の（事項）学力向上推進費でございますが、1,194万1,000円の減額でございます。これは県立学校の生徒用コンピューター整備等に要する経費で、システムの運用内容の見直しによる委託料やコンピューターリース料に係る使用料、賃借料の執行残でございます。

次に、一番下の（事項）恩給及び退職年金費でございますが、1,389万5,000円の減額でございます。これは恩給等の受給者減による執行残でございます。

次に、378ページをお開きください。上から3

段目の（事項）一般運営費（高等学校）でございますが、5,697万5,000円の減額でございます。これは県立高等学校等の維持管理に要する経費で、光熱水費等の執行残でございます。

次に、2段下の（事項）海洋高校実習船費でございますが、2,098万2,000円の減額でございます。これは、実習船進洋丸の修繕料の執行残でございます。

次に、379ページをお願いいたします。一番上の（事項）定時制通信制教育振興費でございますが、607万7,000円の減額でございます。これは定時制通信課程の生徒に対する教科書給与等の修学支援に関する経費であります。実績に伴う執行残でございます。

次に、380ページをお願いいたします。一番上の段の（事項）一般運営費（養護学校）でございますが、1,396万7,000円の減額でございます。これは養護学校の維持管理に要する経費で、スクールバスの運行委託の委託料や光熱水費等の執行残でございます。

次に、下から4段目の（事項）県立学校体育施設整備でございますが、789万1,000円の減額でございます。これは県立学校のプール、武道場の体育施設等の修繕に係る設計委託料、工事費等の執行残でございます。

次に、381ページをごらんください。上から2番目の（事項）文教施設災害復旧費でございますが、6,157万5,000円の減額でございます。これは工事費等の執行残によるものでございます。財務福利課関係は以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課の補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の383ページをお開きください。学校政策課の補正予算といたしましては、一般会計で1億3,753万9,000円の減額補正をお

願いたしております。補正後の予算額は右から3番目でございますが、11億2,221万6,000円となります。それでは、その主な内容について説明させていただきます。

385ページをお開きください。まず、中ほどの(事項) 県立高等学校再編整備費の871万2,000円の減額であります。このうち、1 西諸県地区総合制専門高校設置事業の752万1,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校再編整備計画に基づき西諸県地区の専門高校3校小林工業・小林商業・高原高校を総合制の専門高校として再編整備するものであります。小林工業高校において新校舎建設を進めておりますが、その建設中に使用する仮設校舎をリースで確保いたしました。その執行残等でございます。

次に、その下の(事項) 学力向上推進費の1,096万3,000円の減額でございます。主なものは3少人数指導推進モデル事業の730万円の減額でございます。これは県内小学校における少人数指導を行う非常勤講師の報酬等の執行残でございます。

次に、一番下、(事項) 指導者養成費の3,767万7,000円の減額でございますが、次の386ページをお開きください。一番上の説明欄の3 初任者研修事業の1,917万8,000円の減額でございます。この事業は、新規採用の職員が研修で不在となる期間に補充として配置する非常勤講師の報酬や旅費等でございますが、その執行残でございます。

次の4 国際理解教育推進事業の1,636万円の減額でございますが、各教育事務所、県立高等学校に配置しております外国語指導助手ALTでございますが、その報酬と、来日それから帰国に要する旅費等の執行残でございます。

次に、同じページの中ほどの(事項) 生徒健全育成費の1,756万円の減額でございます。このうち、2 (事項) 指導能力育成充実事業の1,687万円の減額でございますが、この事業は、国の10分の10の事業であります。子供と親の相談員配置や、国2分の1、県2分の1で行いますスクールカウンセラーの配置において、国の補助決定が当初予定した額より減額されたことによるために減額補正をするものでございます。

次に、388ページをお開きください。一番下(事項) 学校安全推進費の4,768万3,000円の減額でございます。このうち、4 日本スポーツ振興センター共済事業の4,261万1,000円の減額でございますが、これは県立学校に通学している児童生徒が学校管理下でのけがや疾病等の医療費補償のために行う共済掛け金と給付金でありまして、当初予定していた生徒の事故等より見込みを下回ったため減額をするものでございます。以上でございます。

○白川学校支援監 御報告でございます。恐れ入りますが、資料は常任委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。平成19年3月県立高等学校卒業予定者の1月31日現在の就職内定状況について御報告を申し上げます。

表をごらんいただきたいと思います。表の左側が平成18年度の状況を、右側が17年度同期の実績を示しております。平成18年度の合計の欄の特に太文字で記載した部分を上の段から順に下の方へごらんいただきたいと思います。

まず、今年度の卒業予定者は8,847名であります。そのうち就職希望者は、その3段下にありますように、県内への希望、県外への希望を合わせまして2,867名であります。このうち、1月31日までに就職が内定した生徒は、その3段下にありますよう、2,528名となっております。昨年

同期より42名増加しております。内定率といたしましては、一番下の段にありますように、88.2%となっております。昨年同期より2.6ポイントの増加となっております。今後も引き続き、就職支援に努めてまいりたいと思っております。以上であります。

○**渋谷特別支援教育室長** それでは、特別支援教育室関係について御説明します。

再度、歳出予算説明資料にお戻りいただきまして389ページをお開きください。一般会計で1,373万1,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は右から3番目ですけれども、1億4,243万7,000円となります。それでは、主なものについて御説明いたします。ページをめくっていただきまして391ページをお開きください。

まず、上から5段目の（事項）県立盲ろう養護学校再編整備事業であります。529万7,000円の減額を行うものであります。主なものとしたしましては、説明欄の1清武養護学校高等部設置事業で471万9,000円の減額であります。清武養護学校高等部につきましては、平成17年度中に校舎建築等を済ませ、昨年4月から開設しておりますが、今年度の整備といたしまして計画しておりました運動場の造成工事の入札残等であります。

次に、（事項）特別支援教育振興費であります。843万4,000円の減額を行うものであります。主なものとしたしましては、説明欄7の障害児介助支援事業で323万1,000円の減額でございます。これは市町村が行う障がい児の介助支援に係る経費への補助でありますけれども、その補助決定に伴う執行残であります。そのほかの事業につきましては、いずれも事務費等の執行残に伴うものであります。以上でございます。

○**谷村教職員課長** それでは、同じ冊子の393ページをお願いいたしたいと思います。教職員課関係のインデックスのところでございますが、2月補正一般会計の予算説明でございます。一般会計、そこにありますように、10億6,771万円の減額補正をお願いいたしております。その結果、補正後の額は右から3番目でございますが、991億4,127万円となります。以下、主なものについて御説明を申し上げます。

395ページをお開きください。上から5段目の（事項）教職員人事費でございますが、2,406万1,000円の減額補正をお願いしております。主な理由といたしましては、学校の非常勤職員について、学校行事等の関係によりまして、従事する時間が減少し、それに伴い報酬等に執行残が生じたものでございます。

次のページをお開きください。上から2段目小学校費の（事項）職員費でございますが、2億9,050万7,000円の減額補正をお願いしております。これは職員費につきまして、1月1日現在の職員数をもとに積算を行っていることから、執行額との差額について減額補正をお願いするものでございます。同様の理由になりますが、上から8段目、中学校費の（事項）職員費5,961万4,000円の減額、一番下の段、高等学校費の（事項）職員費5億8,085万7,000円の減額、次のページでございますが、下から4段目、養護学校費の（事項）職員費7,269万2,000円の減額をお願いしております。以上でございます。御審議をよろしく願いをいたします。

続きまして、その他の報告でございますが、資料につきましては、別冊の常任委員会資料でございます。その3ページをお開きいただきたいと思っております。

「教職員人材育成プランの策定について」と

ということでございますが、その資料の2にお示ししましたとおり、今回のプランの策定につきましては、これまでアンケートを初め、地域別に開催をいたしましたエリアミーティング、あるいは民間有識者等による人材育成懇話会、あるいは県内大学との懇話会等、多方面から御意見をいただきながら、策定作業を進めてまいりました。それでは、現段階のプランの概要について説明させていただきます。

4ページをお開きください。まず、プラン策定の趣旨についてまとめてございます。現在、本県の教職員が抱える課題や国の動向等を踏まえ、中ほどの網かけのところがありますが、大学等における養成、採用、研修、評価、異動など、人材を育成するために重要な要素をトータルに見直し、中長期的な視点から一貫した理念に基づくプランが必要であるという認識のもと、策定を進めた次第でございます。

次に、プランでは、まず、学校の役割について触れております。家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校や教職員には、これまでに以上に多様な機能や能力の発揮が求められております。そういったニーズに対応することは当然必要ですが、その対応に追われ、教職員が業務に負担感を感じていることも事実であります。そこで、今回のプランでは、学校が果たすべき主要な役割を明確にした上で、本県の求める教職員像を設定し、下の図にありますように、教職員の人材育成にとって極めて重要である社会、学校、家庭、地域の果たす中核となる役割を明らかにいたしました。

次いで、資料5ページでございますが、本県教職員の人材育成の目標となる「求める教職員像」をお示ししております。図に示しておりますように、教職員の人材育成のテーマとしては、

特に授業力を高めること、管理職のテーマとしては、特にマネジメント能力を高めること、両者に共通するテーマとしては、幅広い社会性を身につけることを設定し、それらを支える基盤となる資質として、子供に対する愛情や教育に対する情熱を位置づけております。

資料の6ページをごらんいただきたいと思います。こちらには「教職員の人材育成を推進するための、6つの柱と68の具体的な取組」を一覧にしてお示ししております。各柱ごとの主要な取組みについて触れさせていただきます。まず、左上にあります「優れた人材の確保」についてであります。この中では、1大学での養成及び連携のあり方としまして、A大学と教育委員会との連携の強化に加え、新たに、B教職希望者に対する学校での体験機会の提供にも取り組んでまいります。また、2の採用のあり方では、A実績のある臨時的任用講師の採用について優遇措置等を検討いたします。

次に、資料の右の上でございますが、「能力開発のための研修システム」についてであります。1個人、2学校、それぞれの研修の活性化に取り組んでまいります。3の教育委員会における取組みとしまして、人材育成を図るために研修体系全般を見直す中で、特にBにありますように、初任者研修の見直し、C授業力を高めるための研修の充実、D社会人としての幅を広げるための研修の充実などに努めてまいります。また、トップリーダーを育成する観点からF企業や大学への派遣研修についても検討いたします。

それから、本年度、試行スタートさせました5のスーパーティーチャー制度についても機能や分野を拡大しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、その下の「評価制度の構築と活用」についてでございます。教職員の新たな評価制度につきましては、今年度から一部実施しているところではありますが、今後も透明性と納得性の高い制度の構築に努めるとともに、人材育成を図る観点から評価結果の積極的な活用についても取り組んでまいります。

続いて、資料左側中ほどにあります「人材育成のための異動・任用」についてでございます。異動のあり方につきましては、現在、国において議論されております市町村への人事権の移譲といった問題も踏まえ、地域に根差す教育を推進するための異動のあり方や、Dにあります公募制の導入についても検討を進めてまいります。

次に、その下の「人材を育てる組織マネジメント」につきましては、管理職のあり方としまして、現在多様な業務に追われている教頭の業務内容の見直しや、学校運営を支えるスタッフとしての主任の職務内容を見直してまいります。

最後に、本プランの各章を支える位置づけにある「能力を発揮できる環境づくり」につきまして、1にあります各学校での取り組みに加え、2の教育委員会の役割として文書や会議の精選やGにあります学校を支える外部人材の積極的な活用を図るなど、学校現場の多忙感の解消に努め、教職員がやりがいを持って子供たちの指導に専念できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

資料の3ページにお戻りいただきたいと思っております。その下の方でございますが、3の「今後のスケジュール」でございます。3月8日の教育委員会で最終的な決定を行いまして、4月中旬からプランに沿って具体的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○豊島生涯学習課 生涯学習課の2月補正案について御説明をいたします。再度、歳出予算説明資料に戻っていただきまして、生涯学習課のインデックスのところ、399ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計予算で2,992万9,000円の減額補正をお願いするもので、これによりまして、補正後の一般会計予算額は右から3番目になりますけれども、6億5,473万9,000円となります。

次に、401ページをお願いいたします。上の表の中の4段目（目）の社会教育総務費の事項別に主なものを御説明いたします。最初の（事項）社会教育振興費は145万の減額をお願いしております。この主なものは説明の欄の1の社会教育主事等研修などの執行残によるものであります。

次に、その下の（事項）成人・青少年教育費につきましては、254万5,000円の減額となっております。その主なものは説明欄の1の「若人ひむか活性化塾」の応募団体補助の執行残などです。

次に、一番下の（事項）生涯学習基盤整備事業費は504万8,000円の減額をお願いしております。これは次のページ、402ページになりますけれども、そこの一番上の説明の欄の3生涯学習環境の整備などの執行残によるものであります。

次に、同じページの中ほどになりますけれども、（目）の図書館費につきましては、総額で223万5,000円の減額をお願いしておりますが、その主なものは、（事項）図書館費の図書館運営費や、その下の（事項）奉仕活動推進費の図書館資料貸し出しに要する経費などの執行残によるものであります。

次に、一番下の（目）美術館費につきましては、総額で1,796万7,000円の減額をお願いしております。これは次のページになりますけれども

も、403ページ、その主なものは、(事項) 美術館費の美術館運営に要する経費の執行残や、その次の(事項) 美術館普及活動事業費の下の説明欄3の特別展の執行残によるものであります。生涯学習課関係は以上でございます。

○坂口スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明を申し上げます。歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、ページで申し上げますと405ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計で5,337万7,000円の減額補正をお願い申し上げます。その結果、補正後の額は10億5,840万6,000円となります。以下、主なものにつきまして事項別に御説明を申し上げます。408ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、一番上の(事項) 保健管理指導費でございます。334万1,000円の減額補正をお願いしております。主なものは県立学校の生徒に対する各種健康診断手数料の執行残でございます。

次に、その下にあります(事項) 体育大会費でございますが、1,834万3,000円の減額補正をお願いしております。これは主に国民体育大会の経費でありまして、選手派遣にかかわる経費の執行残でございます。

次に、その下にあります(事項) 体育振興助成費でございますけれども、915万2,000円の減額補正をお願いしております。主なものは県体育協会に対する管理運営補助金の執行残でございます。

次に、(事項) 競技力向上推進事業でございます。1,724万3,000円の減額補正をお願いしております。これは主に総合運動公園内の野球練習場建設にかかわる工事費の執行残でございます。以上でございます。

○米良文化財課長 文化財課について御説明を

申し上げます。歳出予算説明資料文化財課のインデックスのところ、411ページをお願いいたします。今回お願いしておりますのは一番上の欄でございますが、一般会計予算4億1,009万1,000円の減額でございます。これによりまして補正後の一般会計予算額は右から3列目でございますが、9億9,249万4,000円となります。以下、その主な補正内容につきまして、事項別に御説明いたします。

次のページ、413ページをお願いいたします。上から5段目の(事項) 文化財保護顕彰費に357万3,000円の減額をお願いしております。主なものといたしましては、下の説明欄の2の特別史跡西都原古墳群保存整備事業の草刈り業務委託費の執行残や、6の西都原古墳群歴史ロマン再生空間形成事業の執行残であります。

次に、一番下の(事項) 埋蔵文化財保護対策費に3億8,802万3,000円の減額をお願いしております。これの主なものといたしましては、次の414ページをお願いいたしますが、414ページの一番上の方の説明欄の3の国道発掘調査及び4の東九州自動車道発掘調査等の受託事業に係る受託額が確定したことによるものであります。国道や東九州自動車道につきましては、受託が予想される最大限の面積について予算を計上して臨んでいるものでありまして、用地等の条件が整い次第、調査に着手していったものであります。事業者から調査委託を受けた遺跡の箇所数が当初予定を下回ったこと、あるいは確認調査の結果、本調査が不要になったことによるものであります。

次の(事項) 博物館費から(事項) 博物館資料整備費まで3つの事項で1,123万5,000円、次の415ページをお願いいたします。(事項) 考古博物館費から一番下の(事項) 考古博物館資料

整備費まで3つの事項で588万4,000円の減額をお願いしておりますが、これは管理運営費の執行残によるものであります。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○遠目塚人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明を申し上げます。歳出予算説明資料の417ページをごらんください。一般会計で87万3,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の額は1,258万8,000円となります。

次に、419ページをお開きください。(事項)の人権教育総合企画費で87万3,000円の減額補正をお願いいたしております。これは人権啓発資料作成に要する印刷製本費、「共に生きる力を育む人権教育推進事業」の旅費並びに報償費等の執行残に伴う減額補正でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

○外山良治委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○十屋委員 372ページの一番下の保健体育費のところで、ちょっと忙しくて聞き漏らしたんですが、職員の人件費の執行残に伴う補正ということで産休のために職員が休まれて、その非常勤を手当てしなかったというふうに聞こえたんですね。それでいいのか、なぜ、その部分は手当てしなかったのかというところをまず……。

○梅原総務課長 ただいまの保健体育総務費の執行残についてでございますが、ここは職員数としての増減はございませんでした。先ほど申し上げましたように、育児休業が4月から12月にかけて発生いたしまして、その間は無給ということになりますので、その間の給与が執行残として残ったということでございます。以上です。

○十屋委員 それから、スポーツ関係のところ

でかなり執行残で、これは何ページだったですか、ちょっと待ってくださいね。407ページ、408ページで相当管理運営費の執行残とかいっぱいあるんですが、競技力向上とか、特に何ですかね、これは直接スポーツ、いろいろ県民体育大会だったり、国体だったり、順位が上がったりしてよかったんですけども、これだけ必要は今年度はなかったのかなという思いがするんですが、逆に、私的に個人で言わせていただくと、もっと有効に款項目節の財源の振りかえの中でできないものなのかというのがあるんですけど。

○坂口スポーツ振興課長 これは国民体育大会の派遣費が主な残でございます。一応、過去3年間の一番最大で予算を組んでおります。その中で本年度は対象人員は若干ふえたんですけども、開催地が兵庫県ということで、交通関係も便利であったということもありますけれども、最大でこれぐらいはいくだろうと予算を組んでいたんですけども、九州ブロック通過者で最大これぐらいを使ったということで、その残が残ったということでございます。

○十屋委員 ということは、特に、その3年間で我々委員会も含めて、国体の成績を上げてほしいという期待を込めていろいろ言ってきたんですけども、その中で、そのために必要な予算を3年間の最大、マックスでやって、開催地の問題とかいろいろあってそれが下がったということであれば、来年はどこでしたかね。来年度というか、今年度というか、来年度また開催地によって増減が変動するという解釈でいいんでしょうかね。

○坂口スポーツ振興課長 競技力向上費については全額使わせていただいておりますけれども、これは国体の派遣費でございますので、来年秋田ということになりますと、また若干高くなる

だろうと思います。そういうことでございます。

○十屋委員 それはぜひ頑張ってもらいたいのと、一部に聞こえてくる、県立体育館のシャワーが使えないという事情があったりとか、いろいろ施設整備に関しても、特に温水ですね。温水が使えなかったとかあるものですから、そういうところを点検していただいて、施設整備に、お金の余裕があるのであれば、そういうところもチェックをしてほしいなというふうに思います。

それからあと、済みません、いっぱいあり過ぎて……。それともう一点は、388ページの日本スポーツ振興センター共済、事故の見込み額数が少なかったと、大変いいことだと思うんですが、おおよそ、ひとつ聞きたいんですけど、どの程度の事故見込みといたしますかね、そんなのを立てられるのか。そして、その見込み数というのは、今までずっと積み重ねてこられて出される数字だと思うんですけど、それで今年度この金額と件数が少なくなったというのは、何か大きな原因というか、要因があるのかですね。

○飛田学校政策課長 ちょっと正確な数字は今、手元に持っておりませんが、昨年度の件数が多分2,900件ぐらいだったと記憶をしておるんですが、ことしは先週ぐらいまでの集計で2,000件を下回っております。したがって、そういうことでございますが、それがどういう状況であったかということまでは分析しておりませんが、例えば、交通事故等を見ますと、残念ながら死亡事故は何件かあっているんですが、総体の件数は減っているとかいうようなこともあります。おかげで、そういう部分では生徒の事故等が少なかったということは言えると思いますが、それが安全指導がうまくいったことによるとかいうことが言えると本当に私たちはありがたいと

思っていますが、そこまでは分析はいたしておりません。以上でございます。

○十屋委員 それともう一つは、その次の391ページの障害児介助支援事業、先ほど市町村の介助事業の実績を見たもので補助されたんだろうと思うんですけど、これがこの事業自体は3年間とか年度が切られてたんですよ。今年度で多分終わるのかなと思うんですが、これだけいろんな状況で非常な障がいを持っている児童生徒がいるときに、この事業が今年度が一応の区切りなんでしょうけど、別な事業の展開というのは300幾ら残が出て展開ができるものなのか、できないものなのか、その辺はどんなでしょうか。

○渋谷特別支援教育室長 今、委員言われたとおり、障害児介助支援事業につきましては、今年度までの2カ年ということで考えております。19年度につきましては、国の方で地方交付税措置がされることとなっておりますので、金額で言うと全国ベースで250億からの交付税措置、人員にして2万1,000人ということですので、かなり充実したものになるのではないかとこのように思っております。このようなことから、これまでの2カ年の介助支援事業については、一定の役割は果たしたかなというふうに思っております。以上でございます。

○十屋委員 ということは、国の予算で2万1,000人ですか、その中で希望的にはやっぱり困っているところがあれば、そこに何か手厚いところを県の事業として考えていただければというふうに個人的には思っております。思っておるだけです。要望ではありませんので……。

それからもう一つ、文化財の件で、以前民家園のことで改修していただいて、予想以上に安く上がったのかなと思っておるところなんです

が、600万近くのお金が浮いたということで、それで完全に終わられたのかどうかだけお知らせいただくとありがたいんですが。

○米良文化財課長 民家園の600万程度の残でございすけれども、一番大きな理由としましては、解体したいいわゆる部材を保管するやり方が、大きな物につきましては一応何と申しますか——大きな物と言いますか、まず、プレハブを設置しまして、そこに保管するというやり方をしているわけでございすけれども、そのプレハブの大きさが、保管の仕方によりまして、当初予定していたものよりも小さくて済んだということによる残というのが主なものでございす。以上でございす。

○十屋委員 きれいにもとどおりに完成したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○米良文化財課長 本年度の事業としましては、一応解体ということでございすので、また、新年度にという含みでの解体ということでございす。以上でございす。

○蓬原委員 教職員課長にお尋ねします。

警察のところでもお尋ねしたんですが、退職者についての質問なんですが、定年と勸奨退職、それと普通退職という見込みがあつて、それについて実態はどうだったのか。これ見ますと、教職員費で小学校・中学校・高校、人件費、職員費ですかね、減額があるんですが、退職手当についての増減と言いますかね、見込みに対して、これは全然出てこないようなんですが、予定と当初考えておられた今の3つのパターンの退職に対する見込みと言いますか、大体わかっていると思うんですが、それに伴う退職手当の増減はどうなったのかということをお教えしてほしいと思います。

○谷村教職員課長 退職手当は、今回補正はし

ておりませんが、395ページの(目)の教職員人事費というのが一番上の方にあると思いますが、教育費、教育総務費、教職員人事費、この中の(事項)の教職員人事費というのがありますが、この(事項)、例えば、次に給与等事務費とかありますが、この中で退職手当というのが入っているんですね。今回、補正はしてありません。それで、現在の段階では当初約69億9,000万見込んでおります。現在のところがですね、今の段階では67億1,000円万程度かなということをお予想しております。それで、約2億7,000万ほど差があるんですが、今後3月に向けて退職の申し出も予想されるというようなことで、今回補正はお願いしないということで考えております。場合によっては、駆け込み退職というんですかね、そういうのが今後出てくるかもしれませんが、その場合は、4月に専決補正をお願いしたいということで考えております。以上でございす。

○蓬原委員 金額についてはわかりました。

その数の見込みというのは、定年退職、勸奨退職、普通退職……。

○谷村教職員課長 当初予算では、定年退職156名ということをお予定しておりました。現在のところ139名、それから勸奨なんですが、当初予算時は84名ということをお予定しておりました。現在82名ということなんです。それから普通退職41名当初予算では組んでおりましたが、現在54名ということ、そういうものも含めてトータル的にあと2億7,000万ほど残というんですかね、予定されているということございす。

○蓬原委員 定年が156に対して139というのは、定年というのは明らかに計算できっとじゃないですか。

○谷村教職員課長 昨年、例えば60歳になる人が59で早くやめたということで、その人数が減っ

できたということでございます。以上です。

○蓬原委員 勸奨退職というのは、何のために、だれを対象に、どういう時期にやるものなんですかね。

○谷村教職員課長 教育委員会として、勸奨の基準というんですかね、それは一応定めておりますが、いわゆる教職員の陳代謝、次の世代に譲るといようなことで定年退職を待たずしてやめるという仕組みでございます。

基準を決めておりますのは、例えば、年齢50歳以上で10年以上勤務者で定年退職以前の人、それと50歳未満で25年以上勤務している人、そういう人で定年退職、例えば普通で言えば60歳ですけど、待たずしてやめる人、次の何というんですかね、若い世代に譲るといような人を勸奨扱いということしております。

○蓬原委員 その勸奨の対象になるということは、名誉なことなんですか、不名誉なことなんですか。

○谷村教職員課長 名誉ということでもないと思うんですが、別に早くやめたから名誉であるとかということではないと思います。

○蓬原委員 いわゆる通称、砕けた言い方で「肩たたき」ということだろうか、でもないんですかね。だれの判断によって「あなたは退職勸奨……」退職金割り増しとかあるんでしょうが、ちょっと僕らにはよくわからない世界だもんですから……。

○谷村教職員課長 60歳定年の人は大体わかりますけど、勸奨でおやめになる人は、事前に「私は、早くやめたいんで勸奨扱いにしてもらえませんか」という形で私のところまで上がってきますので、その人その人についてやはり審査をしまして、これだったらいいですよという形で決めていくという形になります。

○蓬原委員 そうなったときに、普通退職との違いはなるんですか。

○谷村教職員課長 普通退職というのは、自己都合ということになります。例えば、両親を介護で見られないかんから早くやめるとかいうようなこと、あるいはこの年齢で再婚があるのかどうかわかりませんが、結婚でどこか県外に行くので早くやめるとか、いろいろ理由がございますので、そういう理由を見ながら決めていくという形になります。

○外山三博委員 先生というか、教員の場合、管理者・校長等々が見て、教育者として不適格とか、余りよくないという場合に、勸奨退職をするケースというものはあるんですかね。

○谷村教職員課長 現在まではそれはございません。

○外山三博委員 ない……。

○谷村教職員課長 はい。

○外山三博委員 ちょっと話は違うんですが、子供が減っていきますね。そうすると、一クラスの定数を40から35、30と減らしていくということはあるにしても、必要な先生の数が、極端に言ったら、ことしと来年と比べるとやっぱり100人ぐらい多いかなということが出てくると思うんですよね、先生の定数が。そういう場合の適正な定数にするためには退職者の数、それから新規雇用の数、そこでバランスをとるんですかね、それとも何かほかの手だてがあるんですか。どういうやり方されるんですか。

○谷村教職員課長 基本的には、退職と採用で締めていくということになりますが、ただ、今、御案内のように、非常に児童生徒数が減少状態で、毎年小中学校でも1,000人程度の子供が減っております。そうすると、先生たちも要らなくなると言ったらあれですけどね、不要になって

くるということになります。だから、今後、今から5年ぐらいを見通したときには、ここに先ほど言いましたけど、190ぐらい——大体200名ぐらい定年退職が毎年度、今のところ予想されるのかなと踏んでいます。そして、将来の児童生徒数減に伴って職員定数が減るだろうというようなことを見込んで、大体採用については、100名程度ということで、100名ぐらいは純減していくのかなということは考えております。そういうことを見計らって採用計画も立てるというようなことをごさいます。

○外山三博委員 学科によってはですよ。あるとき、前、宮崎国体のときに体操の先生を余計採用して、ずっと新規の枠がなくて若い先生を採用しなかった時期がありますね。そういう学科による偏重とかそれから年齢ですよ。先生方の構成を見たときに、あんまり60に近いところの人が多くても困るし、若い先生だけでも困る、全体的なバランスがありますよね。そういうところを考えた適正な人員配置というか、年齢を考えた非常に難しいと思うんですよ。それはやっぱり教育委員会としては、10年ぐらいか5年ぐらいか、そういう長期計画を持った採用ということは当然しておられると思うんですが、どうなんですか、そこ辺の取り組みというのは……。

○谷村教職員課長 御案内のように、国の定数改善計画というのがございまして、これは平成17年度で終わりました。これは例えばその純減ですね、先ほど言いましたが、100名、児童生徒数に伴って教職員が減るということであれば、そのうちの80人ぐらいは改善計画で見ましようという5カ年ごとに定数改善計画というのがございまして、ある程度見通しが立っていたんですが、この国の改善計画というのが17年度で終わ

りまして、もう18年度から新しい改善計画はつくらないということになったんですね。そうなった場合には、純減がまともにそのまま来るといようなことで、若干300人程度、毎年何らかの形で見ましようということは国の方は言っておりますが、それは単年度主義になってしまったもんですから、なかなか今後継続的にそれを見通した採用ができないという、非常に今、苦しい立場に立っております。それでも私たちは、やっぱり若い人たちを少しでもということ、何か手だてはないかといようなことで考えているんですが、やはり今、学科によっては過員状態を抱えているといような状況でござい

○外山三博委員 そういう場合は、国の計画に乗らなければ、県単の事業として県から持ち出していかんとしようがないということになりますね。今、一部やっていますね。小学校の学級編制を少なくした部分を県費で持ち出してやるとね。これからこういうケースがふえてくるんですかね。

○谷村教職員課長 あれは非常勤講師ということで対応しているんですね、県単でですね。だから、30人学級とかそういう子供たちの条件整備という面ではひとつ整備をしていかないかんという分も段階的にはあるんですが、勢い定数、生首が減らされていくといような状態ですから、なかなか今後改善計画をどうやっていくかと、30人学級あたりをですね。非常に苦しいところでごさいます。

○外山三博委員 このことは、教育の一番根幹ですよ。いい先生を適正に配置していかないと教育のレベルが落ちていく、非常に難しいんですが、やっぱり長期的な視点に立って、宮崎県の教育委員会としての哲学というか、考え方

をきちっとみんなで協議しながら、これはつくっていかんといかんだろうと、大変だろうけど、それは要望しておきます。

それともう一点、数字でお聞きしたいんですが、教職員費の補正額が、小学校、中学校、高等学校を見たときに、小学校が2億9,000万、中学校が5,900万、高等学校は5億8,000万、中学校費がけたが一つぐらい違う補正額なんですけどね、これ、何か理由があるんですか。

○谷村教職員課長 学校ごとの割合が多いからということでそうなっているんですが、例えば、その年その年によって、産休や育休とか、そういう補助教諭を多くある学校種ではやったというようなことで、最終的な執行残が、学校によって職員の割合からすると、同じパーセントではなかなかいかないという分もございます。

○外山三博委員 ということは、たまたまこういうふうになったんで、来年同じ傾向にあるということでもないんですか。

○谷村教職員課長 その産休や、病休や、育休というのは、ある程度は見込んでいますけど、例年、過去3カ年とかそういうの見込んでいますけど、例えば、ある年にたくさん出てくるというようなこともございますので、なかなかそこ辺は不確かなところがあるということもございます。

○外山三博委員 中学校は、当初計画とそんなに変わらないけれども、小学校やら高等学校は相当当初と違って来るんですかね、毎年。

○谷村教職員課長 高等学校の場合につきましては、昨年現業職の見直しをやりました関係で、こういう数値が挙がっております。以上でございます。

○山口委員 文化財課にお尋ねをいたします。

413ページに西都原古墳群の史跡に関する事業

がそれぞれ出されております。本来なら、外山三博委員の質問サイドかと思いますが、私の方で露払いの部分だけ伺わせていただきます。結果、減額になってはいますが、この中で、西都原古墳群の、もう端的に言えば話題となっております男狭穂塚・女狭穂塚についてはどれほどの予算をかけられて、どのような施策を展開されてきたんでしょうか。

○米良文化財課長 今の細かい数字はあれですが、大体300万程度の予算であったと思いますが、若干の執行残を除いてはすべてそれを執行しております。

○山口委員 どのようなことをやられたんですか。

○米良文化財課長 今、探査事業ということで、16年度から16、17、18ということで3カ年で探査事業をやっておりますが、ちょっとお待ちください——その探査の中身ということでございましょうか——16年度につきましては、主なものを申し上げますと、新聞紙上に一番出ましたのが、男狭穂塚が帆立貝型である可能性があるということを16年度の調査で出しております。17年度につきましては、それがほぼ確実になったということでやっておりますし、そのほかに2～3、例えば16年度の場合でいきますと、今、実際の現状としてはありませんけども、前方部の一部が地中探査事業ではそれが確認されて、左右対称になっているというような確認をしたりということ、そういう結果を出しております。以上でございます。

○山口委員 知事がかわりましてね、地鶏やら高千穂やら、あるいは西都あたりを宮崎県の宝なんていきなり言い始めて僕らびっくりしているんですけどね。まあ、いいでしょう。そのあたりで知事がそう感じるなら感じられてありが

たいことだと思いますが、2年前に私と十屋さんが正副委員長を受け持ったときに実は、宮内庁書陵部に伺いました。

おっしゃるように、我々から見たら御陵墓を、いわばお墓を暴くという、そういった意味ではなくて、西都という古墳群の観光地をさらに大きく飛躍させるための取っかかりとしては、どうしても男狭穂塚・女狭穂塚にメスを入れなければならない、そのメスを入れるというのは、今言ったように、墓を暴くという気持ちではないと申し上げたところ、彼らから見たら、「そのままにしておいてください」と、こういうことですよね。我々は、逆に、「もうあれだけの木が生い茂り、藪のような状態をたとえ切り払ったとしても、訪れる人や県民の陵墓に対する尊厳やあるいは信仰心は変わるものではない、何をこれ以上ためられるんですか」と、ちょっと地方議会が宮内庁に言っただけは失礼な表現で随分迫ってきたわけですよね。

それはもう私のみならず、ほかの外山先輩含めていろいろ皆さん方が出されるけれども、要はね、行政執行者たる皆さん方が、西都市における男狭穂塚・女狭穂塚の位置づけをどうしようとしているのか、そして、将来に向かってこれをどうしたいのかという確たる方針を持たない限り、失礼ですが、16年から18年の間、その大きいのはいかに小さいのをあけたらわかります。せめて、形はわからないけれども、その探査事業をやるようにして、帆立貝型らしきものとかね、まるで目をつぶって象をさわるような、そんなことでしかできないんですよね。

ですから、私は、ここに来たら、皆さん方が一つの方向を定めて、議会から言われようと言われまいが、やっぱり西都市の観光振興と歴史の確認という意味で、もう少し強烈に宮内庁に

迫るべきではないかと思うんです。

御承知のとおり、今、書陵部の部長さんは元副知事の折笠竹千代さんですよ。最大のチャンスだと思うんですよ。宮内庁の方たちもびっくりしたんですが、書陵部には意外と宮崎県出身の人が多いいいことですから、そういうような受身に構えるんじゃないかと、もう少しアグレッシブと言いましょか、挑戦的に男狭穂塚・女狭穂塚についての発掘を心がけてほしいと思うんですが、お考えをお聞かせくださいませんか。

○高山教育長 今、おっしゃいました西都原の関係につきましても、当初から我々としましては、西都地区の観光浮揚と地域振興という観点から、この男狭穂・女狭穂の環境整備は進めていかないといけないということで強く思っております。そういった意味で、前の知事も行っていただきましたし、私も訪問をいたしました。

今回また、知事もかわりましたんで書陵部の方にぜひ行っていただきまして、その周辺環境をきちっとやっていただきたいということをお願いしようかなというふうに思っております。宮内庁としましては、非常に厳しい状況でありますけれども、やっぱり何回となく足を運んでいけば、宮内庁もそこあたりは宮崎県の意向を十分踏まえて少しは緩むんじゃないかなと、あと、我々と西都市、あるいはまた西都の市民の方々がそういった観点で一体となってやっていかないといけないだろうというふうに強く思っていますし、そういった地域の振興という観点からこれはやっぱりぜひ進めていきたいという基本的な姿勢を持っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○山口委員 陵墓参考地については、宮内庁関係者が過去の見解を異にする表現をなさいまし

たよね。ですから、私が言うまでもなく、この
陵墓参考地は男狭穂塚、女狭穂塚だけでなく、
日南にもそして延岡の隣の北川にもあるんです
ね。だけど、それはもう調査をする暇もないし、
まあいいかという感じで一緒にたにされた部分
があるんですよ。それは我々がじゃなくて、
宮内庁の関係者そのものがそういうことで表現
をし、それをまた否定する学説もないという中
では、まあ、現宮内庁書陵部がそっとしておい
てほしいという気持ちは理解できないことない
けれども、やっぱり北の三内丸山遺跡だとかあ
るいは西の吉野ケ里等を見たときに、やっぱり
宮崎県はポテンシャルが高いなんて新知事は
言っているけれども、我々としては残された最
後の部分でありますから、今の教育長の決意を
了としますけれども、どうぞ、積極的な姿勢で
取り組みをお願いいたしたいと思います。お願
いします。

○外山三博委員 今、山口委員の質疑に関係し
て……。今、言われましたけれども、手をぐさっ
と相当深くまで入れた意見だったと思うんです
が、16、17、18で調査をしていただきました。
大変な努力と工期が要ったと思うんですよ。
こういうところに風穴を開けてもらったという
のは非常にすばらしかったと思う。問題はこれ
からなんですよ。そこでちょっとお尋ねしたい
のは、当然、報告書なり、そういうものが必要
だろうと思うんです。そして、どこにこういう
ものを出していくか、そこ辺のところはどんな
考えですか。

○米良文化財課長 ちょっと最後の方聞こえな
かったんですが……。

○外山三博委員 この3年間で調査をされた報
告ですね、報告書なりそういうものの公表とい
うか、そういうようなものはどういうふうに考

えておられますか。成果の報告……。

○米良文化財課長 報告書につきましては、一
つは公表ということで、例えば、各都道府県に
送付したりということも当然やってまいります
し、その成果につきましては、考古博物館でも
展示等も計画しております。それと同時に、当
然、こういう内容でございますので、最終的に
は学会等でもその報告書等をもとにして報告を
して、その学会での議論に資していきたいとい
うようなことを考えております。

○外山三博委員 ということは、19年度の当初
予算には、今おっしゃったような事業計画と事
業予算が当然組んであるんですか。まだ、私、
見てないんですが……。

○米良文化財課長 報告書の作成につきましては、
本年度中に一応作成すると考えております。
あと、19年度の事業につきましては、今の段階
でいわゆる予算を伴うものにつきましては、
ちょっとまだ非常に固まってない部分ござい
ますので、課としては努力をしているというこ
とで御了解いただきたいと思うんですが。

○外山三博委員 確かに今度審議するのは骨格
予算ですからね。事業予算というのは別にして、
幸いというかね。今、課長が言われたように、
今後、報告書をつくって学会に報告をしながら
ということですから、せつかく今まで調査して
もらったのを国にも認知してもらい、宮内庁に
ももちろん認知してもらい、その中で突破口を
開いて——地中探査のときに、あそこにお願
いをして、私も入って実際見させてもらいまし
た。

そのとき、宮内庁の担当官の了解をとらんと
いかんということでわざわざ来てもらいまし
てね、それでその人に「拝みに来ました」という
誓約書みたいなのを書いて、実際は地元の押川
議員にも声かけて一緒にずっと見たんですけど

ね。やっぱり中に入れてみて初めて形が見える。あれをこっちの入り口から見えるようにするとこまでは絶対しないと、今までの成果は出てこないんですよ。もうちょっと切れば大体見えてきますから、そのためには、どうしても19年度の予算にそういう事業予算を要求してもらうように、教育長、ぜひお願いをしておきます。

○飛田学校政策課長 先ほど十屋委員から御質問にあった数字が手元にございましたので、ちょっと報告をさせていただきますが、16年、17年の公立私立合わせた高校生の災害件数ですが、16年が2,937、17年が2,778という数字を持っております。その中で県立高校の分として我々が支払い事務をつかさどったのが昨年が2,500件余りです。

ことは今まで処理した分がまだ2,000件まで行っておりませんということを御報告させていただきます。以上でございます。

○湯浅副委員長 蓬原委員と関連して、ちょっと質問します。退職の問題ですけど、これは一般の企業でも一緒だと思いますけども、事業体とか法人とかの労務管理というか、人事管理の状況というのは、退職の理由とか形とかで大体わかると言われていたんですけどね。これは行政でも一緒だと思っているんですが、そういう意味を込めてちょっとお尋ねします。

定年退職、それから退職勧奨、それから自己都合の退職、いろいろあると思うんですが、大きく分けてその3つの場合に、退職金の支給において若干違うのか、それだけちょっと教えてください。例えば割り増しがあるとかね。

○谷村教職員課長 例えば、定年退職の場合の率がちょっと上がりますけど、それと勧奨退職にした場合には率が上がると、自己都合よりは率が上がるというようなことでございます。

○湯浅副委員長 問題は今、課長がお答えになったように、退職勧奨の場合ですよ。最前のこれはいいことなのか、名誉なことなのか、そうでないのかという問題が関連してくるんですよ。仮にですよ、これでいいのかな、割り増しをつけて退職願うと、その件数が多いということは、これは金があるわけですよ、教育長ね。わかりますかね、意味がね。だから、それをちょっと私は具体的に聞きたいんですよ。例えば、割り増し支給がどのくらいプラスアルファでおやめいただいているのかね、そういう意味なんですよ。

○谷村教職員課長 支給率が勧奨退職扱いにした場合には、定年退職と同じ率になるというようなことですね。それから、詳しく言いますと、自己都合、自分が例えば病気だからもうやめるとか、そういう場合には47.5、これが定年退職60歳ということになりますと59.28ということと約12%ぐらい自己都合よりは定年の方が高いということですね。それと、早くやめると、55でやめるとか57でやめるとかという、後進に道を譲るということにはなりますが、そうなりますと、1年につき2%のアップになるということでございます。

○外山良治委員長 次に、その他の報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

○山口委員 私的なことで勘弁してほしいんですが、実は、県議会の中にはそれぞれ議員連盟という議員の勉強会、組織がございまして、実は、きょうの昼、東西白杵、日向、延岡の議員が集まりまして、「県境議員連盟」ということで大分・宮崎、あるいは熊本・宮崎の県際間の活性化を図る意味での議員連盟の総会を行いま

した。ちなみに、ここの中では、私も湯浅委員も松井委員も十屋委員も入ります。

実は、その中で、県立延岡西高等学校の今後の問題が出されました。率直に、それは延岡市選出の議員ではありません。しかし、東西臼杵、日向、延岡の出身議員として、このことについて我々は知らない顔はできないと、大いなる関心を持っていると言われながらも――副委員長ちょっとお手洗いかどっか行かれましたけども、今回、副委員長初め何人かの議員の代表質問、一般質問でも出てきましたが、依然として方向がはっきりしてないわけなんですね。我々地元議員として聞かれたときに、まず、仲間うちの議員から聞かれても答弁すらできない。

しかし、それは「もうあした卒業式でしょう」と、「まだそれでわかってない……」と言うと、「ん、まあ実はそうなんですわ」と、もちろん、例えば、当事者である延岡市が県に何かをつくってくださいと、「何かとは何ですか」と、文化施設ですか、体育施設ですか、教育施設ですか、それとも福祉施設ですかということを決め切れない延岡市そのものにも責任はないことはない。しかし、県として、こうしたいんですわという方向づけなり、あるいは年限を区切って、ここまでには答えを出しますよという、そこらもはっきりしていただかない中ではですね。私は、選挙に出ないからかまいませんけどね、やっぱり選挙を戦う人たちから見れば、「そんな情報すらわかってないんですか」というのは、議員としては大変重い十字架を背負ったような雰囲気になってくるんですね。

一朝一夕に答えが出せるとも思いませんが、年月をかけて地域の声を聞き、行政の声を聞き、あるいは議会からの指摘を受けという中で、もうそろそろ行政としての方向をお示しいただい

てもいいのではないかと、百歩譲って、「実はもうほぼ固まりつつあるんですが、本会議終了後、知事の日程のタイミング等を含めて」というのがあればね、それ以上私は申し上げませんが、ほかの人は聞くかもしれませんよ。そこらについてちょっとお聞かせいただけませんか。

○高山教育長 延岡西高校の跡地の活用につきましては、もう本会議でもお答えしておりますけれども、延岡市の方からいろいろと御要望もあります。これまでうちの方でもプロジェクトチームも立ち上げてまして、まずは在籍生徒等への支援、それに併合に伴う業務等を中心に議論もし、これまで来たところでございます。あわせて跡地活用につきましても、そのままほったわけじゃございませんで検討してまいりました。まだその結論には至っておりません。

基本的にはやっぱり今の延岡西高は教育施設でございますので、そういった方向で検討するのが一番いいのかなということで、教育施設として、どういった施設として検討していけばいいのか、結論につきましても、いろいろと協議をしないといけないと思いますから、去年からいろいろとばたばたしておりまして、県政事情もありまして、私としては、なるべく早く19年度中には早めの時期にそういった方向で公表といたしますか、お話をしたいということで、まだいろんな角度から検討しておるというのが現状でございます。以上でございます。

○山口委員 私のひとりよがりだったんでしょうか。私は、18年度中にとっていたんですが、じゃなくて、19年度中の早い時期にお決めになるということよろしいんですか。――わかりました。それは方向づけをそこではっきりするということになるんでしょうが、その時点で、個々人から出されているのは別として、延岡市、

あるいは新延岡市でもいいですよ。あるいはあそこを取り囲んでおります南方地域、西階地域という、そういう地域からの要望は、聞き届けられるような状況には、それは県の行政の姿勢としてとか、あるいは予算的な部分であるんですか。それとも、そういうことは全く関係なしに行政として、その教育財産をこう転換する、あるいは処分するというドラスチックな形での答えしか出さない、結果としては、後者の方になるという理解でよろしいのでしょうか。

○高山教育長 十分いろんな御意見等もお聞きしておりますし、またこれからも聞いていかないといけないと思いますけれども、そういったことを踏まえて総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○十屋委員 今に関連してちょっとお尋ねしたいんですけど。直接的には、今の行政区割りからすると、日向、延岡という行政区割りがありまして、直接的な関係はないかもしれないんですが、これから先々のことを考えたときに、県北という広い広域的なことを考えれば、やっぱりある程度県有財産の今後のあり方としては、ちゃんと我々も含めて考えておかなきゃいけないというのは、先ほど山口委員言われましたように意思は一緒なんですよ、同じなんです。

そうあったときに、今、教育長言われましたけれども、教育財産で基本的には教育を基本にというお考えのようなんですけれども、これも我々もいろいろ日向も延岡も含めて県有施設が欲しいという、何かという、その何かと問われれば、いろんな形での物があると思うんですけれども、そういう希望がある反面、逆に言うと、そういう教育から離れた施設の活用とか、例えば、民間に開放してしまうとか、そういう発想はできないのかどうかなんです。今、教育長、

先に言われましたので、教育の分野で何とかしたいという思いがあられると思うんですが、であるならば、民間に開放するにしても、芸術とか文化とか、そういう方々が活動できる拠点にするとかですね、そこで県が収入を得てもいいわけですから、だから、そういう何かもっとやわらかい考え方が本当にできるのかできないのかということもあわせて、隣町ではありますけど、考えていただければなというふうに思うんですけど。

○山口委員 都城と宮崎市と延岡市をあえて比較するつもりはないんですけどね。例えば、この県庁所在地の宮崎市を見たときに、かつての刑務所跡地にですね。厚生年金会館が建ち、科学技術館が建ちとか、あるいは宮大の跡地に文化施設であります県立図書館や芸術劇場や、市民の文化の森公園ができたとか、あるいは都城においては、茶園試験場の跡に、あれはまだいろいろ問題になってはいますが、大学キャンパスができたとか、こういうのを見てますと、延岡市の場合には、結局、小さい河川の三角州の中にできた一つの町なものですから、町の中心部にある公共施設が今後どうなるかという、そのことそのものがやっぱり延岡市の再開発の大きいきっかけになるんですね。ですから、皆さん方から見れば、教育財産をどうするんだという単純なことになるのかもしれないけれども、我々延岡市民から見ますと、町を大きく活性化させるための延岡市内に残された最後の拠点になるという意味では、やっぱり西高跡地を県行政が、あるいは県の教育委員会が考えているような、それ以上により深刻に、より期待感を持ってこの物事を見ているということは、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○外山良治委員長 以上をもって教育委員会を

終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 35 分休憩

午後 2 時 41 分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは、企業局の説明をさせていただきます。本日は、提出議案関係が 1 件、その他報告事項が 2 件ございます。

お手元に配付いたしております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きいただきたいと思います。目次のところに書いてございますが、1 の提出議案関係につきましては、議案第 56 号「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の 1 件でございます。これは企業局の施設がございまして北川町が来月 3 月 31 日に延岡市と合併いたしますことから、「公営企業の設置等に関する条例」について、所要の改正を行うものでございます。

それから、2 のその他の報告事項につきましては 2 件ございます。

まず、「緑のダム造成事業」についてでございます。この緑のダム造成事業は、今年度からスタートした事業でございますが、山林の保水力を高め、将来にわたって安定的な電力の供給を行いますために、企業局の発電所に関係するダム上流域の荒廃林地を購入いたしまして、水源涵養機能の高い森林として整備をしようとするものでございますが、本年度からおおよそ 20 年間で針葉樹と広葉樹を混ぜました混交林 1,000 へク

タール程度を造成する計画でございまして、初めての植樹といたしまして、後で出てまいります。去る 2 月 18 日（日）に、小林市で緑のダム造成事業実施記念植樹祭を開催いたしております。この植樹祭や、本事業の今年度の取り組み等につきまして報告をするものでございます。

それから、もう一つは「河川区域に存する施設の自主点検の実施について」でございます。これは、国土交通省（九州地方整備局）から、河川法に基づきます許可の要否につきまして、自主点検実施の要請がございまして、企業局の管理する施設につきまして、自主点検を実施いたしましたので、その結果を御報告するものでございます。

資料の内容につきましては、関係課長の方から説明をさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○古賀総務課長 まず、提出議案関係でございますが、議案第 56 号「公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。資料では、1 ページと 2 ページになっております。1 ページをごらんください。改正内容であります。北川町が合併により延岡市となりますことから、条例第 3 条第 2 項第 1 号の表中の上祝子発電所の位置を「東臼杵郡北川町」から「延岡市」に改めるものであります。お手元の資料の 2 ページが条例の新旧対照表となっております。また、この改正は、合併に伴って行いますことから、施行期日は、合併期日である平成 19 年 3 月 31 日となっております。提出議案関係は以上でございます。

次に、その他の報告についてであります。

緑のダム造成事業について御説明いたします。お手元の委員会資料の 3 ページをごらんください。緑のダム造成事業につきましては、1 に書

いておりますけれども、4月から6月にかけて、市町村や関係団体等への説明会を開催いたしますとともに、6月には学識経験者を中心とした研究会を設置し、8月から9月にかけて対象地域内10数カ所の現地調査を実施し、関係団体等の御協力をいただきながら、地権者の皆様との交渉を重ねてまいりました。その結果、2の事業予定山林のとおり、54.5ヘクタールの山林を確保したところでございます。今後とも、未植栽等の解消のため、引き続き、事業の推進に努めてまいります。

また、緑のダム造成事業実施記念植樹祭を去る2月18日（日）に小林市大字東方字木浦木地区におきまして、地域の学童、保護者、市民団体の方々など約150名の御参加をいただき開催いたしました。植樹祭では、0.3ヘクタールの未植栽地に、杉、イチイガシ、クス、クヌギ、ヤマグリの5種類、合計750本を植栽していただきました。なお、当日の様子を撮影いたしました写真を資料の4ページに掲載しておりますので、後ほどごらんください。以上でございます。よろしく願いいたします。

○桑畑工務課長 続きまして、5ページをごらんください。河川区域に存する施設の自主点検の実施について報告いたします。

まず、1の概要についてでございます。昨年11月に大手電力会社におきまして、河川法に基づく許可を得ないまま、取水ダムを50センチメートルかさ上げ工事をしたものや、ダムの堆積土砂状況について、実際は測量を行っていないのに測量をしているように報告したなどの報告義務のあるデータの改ざん等が問題となりまして、新聞等で報道されました。このため、国土交通省においては、全国の電力会社に対しまして自主点検の実施を要請し、その点検結果を12月に

公表しました。公表の内容は、河川法第26条第1項が適用される可能性のある工作物の報告が520発電所、報告データの不適切な取り扱いが67ダムとなっております。このような事態を踏まえて、企業局におきましても、九州地方整備局からことし1月24日に施設の自主点検を実施するよう要請があったところでございます。今回の要請は、一級河川についてでありましたけれども、あわせて二級河川についても点検を行いました。

次に、2の調査対象であります。まず、(1)でございます。これは河川法第26条第1項におきまして、河川区域内に工作物を新築、改築、または除去する場合、河川管理者の許可が必要と定められていますが、どのような工作物が該当するのかが明確でないため、河川区域内にあるすべての工作物につきまして、今回調査したものであります。次に、(2)でございますが、ダムに係る水利使用規則で定期報告を求められているダム水位や漏水量、使用水量等のデータについて実測値と報告値に違いがあるかないかを調査したものであります。

次に、3の自主点検結果についてであります。

(1) 河川法第26条に関する工作物につきましては、点検の結果、河川法第26条第1項が適用される可能性のある工作物は、国土交通省所管の河川においては、大淀川水系初め3水系で5件、また、県所管の河川では、一ツ瀬川水系の1件で、計6件でありました。次の(2)のダムデータにつきましては、各データとも実測値と報告値とに相違はございませんでした。

6ページをごらんください。先ほどの河川法第26条関連の6件につきまして、箇所を示しております。

7ページからは工作物の写真を掲載しており

ます。上の写真は岩瀬川発電所の取水口スクリーンであります。これは運転開始当初より設置されていたものであり、発電機に入るごみを除去するものでございます。今回の対象となる工作物は、下の写真にありますように、このスクリーンの内側に設置したゲート点検用の通路であります。

8ページをごらんください。これも岩瀬ダムであります。対象となる工作物は取水口ゲートの巻き上げ機を保護するために取りつけた屋根であります。

9ページをごらんください。綾北川にあります古賀根橋ダムの写真であります。対象となる工作物は、下の写真の赤い矢印で示した副水位計であります。これは主水位計にふぐあいが生じた場合に備え、設置したものであります。

10ページをごらんください。上の写真は、小丸川上流にあります鬼神野取水堰の取水口であります。対象となる工作物は、丸で囲んでいる水位計であります。

11ページをごらんください。上の写真は、祝子川にあります浜砂発電所の取水塔であります。対象となる工作物は、取水塔の内側に従前からありました主水位計の横に設置した副水位計であります。

12ページをごらんください。上の写真は、三財川にあります寒川ダムの測水塔であります。対象となる工作物は、この測水塔の内部にあります主水位計の横に設置した副水位計であります。

以上6件であります。このうち、最後に御説明いたしました県所管の寒川ダムの主水位計につきましては、河川管理者であります県より河川法26条に基づく許可事項に該当しないとの回答をけさいいただいたものでございます。残り5

件の事案につきましては、国において今後河川法の適用が必要であるかどうかの判断がされるものと考えております。その結果を見て適切に対処してまいりたいと考えております。以上であります。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 次に、その他の報告事項について質疑はありませんか。

○外山三博委員 お尋ねしますが、この54.5ヘクタール、この土地の所有者の関係はどうなっているのか。

それから、これから植栽をした木の管理は、企業局がずっと永遠にしていけるのか。

それから、この木の財産権というのか、所有権というのか、これはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○古賀総務課長 従前の所有者の方はすべて個人でございます。

そして、緑のダム造成事業につきましては、今後20年間ぐらいで植栽を進めてまいりまして、その後、40年間ぐらい管理が必要になるかと思っておりますけれども、これについては、企業局の方でやっつけようということで事業を始めております。

また、財産につきましては、企業局のものであるということで、今後とも管理をしていくことにしております。

○外山三博委員 個人の山を企業局が取得をされたということなんですか。

○古賀総務課長 はい、個人所有の山を企業局の方で取得したということでございます。

○十屋委員 すばらしい事業だと、本当にいいと思うんですけど、緑のダム事業のここに写真

に載っていらっしゃる参加人員が150名という方なのですが、記念植樹祭というふうに大々的にされているんですけど、どういう方が参加されたのか、そして、参加者の呼びかけ方、そのあたりをちょっと教えてください。

○古賀総務課長 まず、この事業につきましては、森林組合の方々に大変な御協力をいただいております。また、学童の方につきましては、流域にございます緑の少年団を設置している小学校、今回の場合は、西諸地区に4校ほどございましたので、その4校の学童をお呼びしております。さらに、地元ということで、地元の小学校もお呼びをいたしております。さらに写真をごらんいただきますと、ちょうど中央に御婦人方が写っていらっしゃいますけれども、そういった婦人団体の方々もお招きしたところでございます。以上でございます。

○十屋委員 いろんなボランティアといいますかね、民間の方々の協力が主だったと思うんですが、今後、これからずっと展開する中で、やはりどの地域も今言われたような、同じようなやり方でやっていかれると思うんですね。そのときに、こういう方々の参加してからのアンケートという大げさなものではないんですけど、どういう考え、やられた後とか、やる前にはこう思っていたとか、企業局というのがこういう参加された方々にどの程度認知されていたのかというのは何か聞かれたことはありますか。

○古賀総務課長 実は、この植樹祭を実施した場所と申しますのが、岩瀬川の最上流部になります。ほぼ熊本県境に近いところということでございまして、それぞれ、例えば、小林市内から御案内するにも小一時間かかるようなところでしたので、バスの中で企業局の概要とかそういったのを十分説明させていただきました。ま

た、緑のダム造成事業の意義につきましても、当然説明させていただくとともに、前もって、この植樹に先立ちまして、またそれにつきましても御説明させていただいたところでございます。

○十屋委員 その反応はどうだったかというのと、それと爽快感があると思うんですよ。山の中で植樹されて、そして食事したりとか、そういう満足感とか、皆さん、今、環境に非常に关心高いのと、最終的には、子供たちの将来のために植林するんですけども、そういう意味からすると非常にいいことだと思っていますので、そのあたり何か聞いて、次の機会にまた生かすとか、そういうことが必要なのかなという思いがありましたのでね。

それから、もう一つは、これは以前にも出たと思うんですが、緑の少年団が全県下的に組織化されているのか、その子供たちの数とかそんなのはわかるんですかね。

○古賀総務課長 大変申しわけございませんが、今回の地区については、把握をさせていただいたわけですが、全県下につきましては、残念ながら、持ち合わせておりません。申しわけございません。

○十屋委員 緑の少年団の所管課は環境森林部になるんですかね。——となってくると、やっぱり環境森林部と——環境、メインテーマで中心でやられていますので、そうなってくると、子供たちの組織率、組織化していくことも当然必要になってくると思うんですね。そういうところもあわせてやはり連携していただいて、一生懸命やっていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、先ほど5ページの河川区域に関する自主点検の実施についてということなんです

が、これ、先ほどちょっと最初の説明のところで、民間のダムを保有している会社が、にせの報告をしたということでの国からの通達があったというふうに理解していいんですね。それであるならば、県、公的な部分では皆さん、ちゃんとやられているので、何も問題はなかったと思うんですけれども、県内のほかの、企業局以外のダムではどうだったんですか。そういう記事の内容見てなかったもんですから……。

○桑畑工務課長 きょう発表するようになっておまして——きょう発表でございます。それで、データ収集したんですけれども、今のところ28の発電所で河川法の許可を得ていない可能性がある案件が出てきております——報告されております。そのうち、宮崎県が先ほど言いました件数でございます。以上です。

○十屋委員 きょう発表ということは、詳しいことは発表をまたなきゃならないのかなというふうに思うんですが、よく災害時のダムの河床の掘削とか、そういうのをやっぱり地元の方々は常に意識していらっしゃるんですよ、企業局のダムも民間のダムも皆さんどちらがどうという判断ではなくて。ですから、もしそういうことが出て、虚偽の報告をしていたということになれば、一層ダムに対する風当たりといいますか、そういうのが出てくると思うんですよ。発表されてからの県民の方々の意見がどういうふうになってくるのかというのをちょっと見とかなきゃわかりませんが、企業局としては——県としてですよ。企業局では所管違いますけど、県側として、民間のダム会社にちゃんとそういうところ辺も意見を言っていたきたいし、その分はおつなぎをしていただきたいという要望だけです。もし何かありましたら、課長の方から答弁を。

○時庭副局長 河川を管理する県管理河川につきましては、ダムに堆積した土砂が上流への影響がある場合には、当然、県の河川管理者がそういう電気事業者に対して話しておりますので、今後とも引き続き、遺漏のないように指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○蓬原委員 1件だけ。さっきの緑のダム造成事業なんですけど、これはことし地権者と交渉をして、今から買っていくのかということと、最終目標は、調査結果、54.5ヘクタールを購入したいと、そして、その後、20年間で植栽して、40年間管理するという、この土地の購入の予算措置は19年度にかかるんですか。

○古賀総務課長 御報告申し上げました54.5ヘクタールにつきましては、もう契約書を取り交わしまして登記の移転がなされたもの、もしくは、もう所有者の方々と大体交渉が成立をしているといったものが54.5ヘクタールでございます。さらに、このうち約40ヘクタールぐらいは今年度中に、もうただいま植栽にかかっている山等がございますので、これにつきましては植林を実施している最中でございます。これに対します予算等につきましては、18年度予算の中で措置をいたしておるところでございます。

○外山良治委員長 いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

○山口委員 企業局長の政治姿勢という表現はおかしいかもしれませんが、伺わせてください。

定かに記憶はしておりませんが、8年前か9年前ですか、私は、本会議におきまして、県という地方自治体が、なぜ、ゴルフ場の経営をやる必要があるんだということで、その必要性を

伺いました。民でできるものは民でやっていいじゃないかということをお願いしました。時代は大きく変わってきました、決して私が先鞭をつけたという気はありませんが、今日ではそれが指定管理者制度という形で経営をされるようになってきました。

ところで、東国原新知事は、このたくさんの県民にとっての有益な有形無形の福祉をもたらしてきた電気事業を売りたいと言い始めた。真意はどこにあるかわかりません。私は、我々を含めて候補者である間はね、それは言うのは仕方ないのかなという気がします。しかし、当選をしてきて県政のトップリーダーになったその時点から、私は、やっぱり物事は正しく見てほしいと思うし、一番大事なのは、彼が言いたい——彼がというか、知事が言いたいことを言わせるという環境よりも、やはり正しい情報を企業局として入れるべきではないかと、私は、そういう気がしてならないんですよ。あの方がマニフェストをどこで書いて、そのうちどれぐらいあの方が汗をかいたのか私は知らない。だけど、例えば、全国的に、済みません、数字は忘れたけれども、第三セクターがたくさん存在し、まさにそれは経済右肩上がりの状態の中で公共セクターが直接やるのをやめて、第三セクターにやらせてきた、その結果、ここで言えばシーガイアを初めフェニックスリゾートのように何千億もの借金を抱えてばたばたと倒産していった。全国の第三セクターの7割とか8割とかはすべて赤字で税金を垂れ流しておりますという、その第三セクターと、地方公営企業法に基づいた企業とを一緒くたにされてね、「売ります」なんていうのが一体どこから出てくるんだろうと思うんですよ。

もう一度言いますが、候補者である時点は仕

方がない。だけど、一介のリーダーになった以上は、私は、あなた方が正しい情報を正々堂々と入れるべきではないかと思う。これまでの知事と皆さん方の関係をお聞かせくださいませんか。

○日高企業局長 知事のマニフェストの中の財政改革の中の一つといたしまして、その方策の一つということですが、「電気事業の民営化や一般会計編入による財源の確保と債務の返済についての検討」というのがございます。これについては、私どもも、私ども所管のことです。ですから、当初からこれは目にとめておったわけですが、知事の当選後の概要説明、事業概要の状況把握がございましたので、その中で、私ども電気事業の役割、それから一般会計に対する財政的貢献の状況等々について説明をいたしまして、そして、私としては、現状の運営の形態でやっていった方がいいという説明をしたところでございます。

どういう説明をいたしましたかといいますと、本県の電気事業につきましては、大正7年の県議会の建議から始まっておりまして、「河川総合開発事業」ということで、これは治水、要するに災害防止のための治水ダムに財源の確保ということで電気事業をかましてやったという経緯があると、今日までずっと順調な経営を続けてまいっております。最近、多いときは10億超の黒字があったわけですが、ここ最近ずっと7億超の黒字を出していると、そういう形で非常に健全経営であるということ、それから、一般会計との関係におきましては、まず一つは、ダムの管理費の負担でございますが、これはもちろん建設当初においては、建設費についてもそうでございますが、5割弱の負担をしておると、18年度の予算決算でいきますと大体

3億5,000万ぐらい。

それから、そのほかにさっき緑のダム造成事業について説明いたしました。環境森林部が行います森林整備事業補助金というのがございまして、その補助金の財源の一部として3億円を毎年融資をしていると、そういうことをもろもろ合わせますと、一般会計に対しまして約10億の金を毎年拠出をしていると、そういうこと。

それともう一つは、発電所の所在市町村におきましては、公有財産の交付金がございますが、そういったもろもろを入れますと、市町村に対しまして大体2億5,000～6,000万行っておりまして、トータルで12億5,000万、毎年県ないし市町村に貢献をしておると。

それから、もう一つは、工業用水道事業に電気事業の方から16億の貸し付けを行っているところでございます。そういった貢献もしておるとのこと。

それからもう一つは、今、説明いたしました緑のダム造成事業ということで、今年度から水源涵養の森林整備を始めたということ、そういった地域貢献というのがございます。そういったことで経営が順調で、しかも一般会計にこれだけの貢献をしておる。

そしてさらに、私、申し上げましたのは、これから地方分権がどんどん進展していくわけですが、三位一体の改革でいろいろございましたように、これからは地方の税源の確保というのが非常に大きな課題になってくると思っております。今年度から環境森林税もスタートしたわけですが、今言ったような金額を毎年一般会計に、あるいは市町村に対して支出をしておるといふ状況を見ますと、税の場合には、県民の負担を強いてそしてそういう税の財源を確保するわけですが、本件の

電気事業の場合には、そういう負担なしで毎年こういった貢献ができていると、そういうことをもろもろ総合して判断いたしますと、やはり経営が悪くなれば別でございまして、こういう健全経営の状況のもとにおいては、今の状態のままで一般会計に貢献していった方がいいというような説明をいたしたところでございます。

それで、今回の知事の本会議の答弁でもございましたけれども、知事の Manifesto の趣旨は、先ほどちょっと申し上げましたように、厳しい一般会計の財政の建て直しのために、電気事業を活用できないかということで、ああいう検討という Manifesto の一項目があるということでございます。今後、こういった電気事業の果たしている役割だとか、あるいはこれまでの経緯だとか、それと目的は財源の確保ということのようでございます。県の一般会計、一般財政の状況を勘案しながら、いい方向を検討していきたいということでございます。私どもとしては、先ほど申し上げましたように、知事に対しましては、そういう説明をして理解を求めていきたいというふうに思っております。

○山口委員 失礼ですが、あなたの説明したことはみんなわかっていると思うんですね。

それで、あなたの説明で知事はわかったふうですか。わかってないんですかね。

○日高企業局長 一応説明はじっくり聞いていただきました。

○山口委員 知事であれ、我々議員であれ、お互い有権者にその信を問うという意味では全く同じ仕事をやるわけですよ。皆さん、現職ですから、新人と戦うときに、やっぱり新人の言うことというのは耳ざわりいいんですね。非常に竹を割ったようにスパッとと言える。極端な言い方したら僕らから見たら、もうとんでもない

絵空事のようなばかなことを言っても、やっぱり聞いている人から見たら「ああ、知事いいじゃないか」と、こうなる。しかし、それはその中に入ったらとんでもない、間違いでしかないけれども、有権者というのは、そういうのを聞いて、多分に票の行方を決める部分があります。

具体例を出して悪いけれども、例えば、松形さんにかわる牧野さんが選挙に出たときに、安藤さんは徹底してこれに反対しましたよね。御承知のとおり、「シーガイアの60億は間違いである」、あるいは「SNAの支援も間違いである」、「綾の鉄塔は建てるべきではない」、あるいは「カジノについては私は反対である」と、ところが、当選してきたらそれを変える。それはもう——ごめんなさい、我々政治家と皆さん方公務員の差があるから、皆さん方にその批評を求めようとは思わないけど、しかし、それは正しい知識を与えてあげなきゃね、いつまでもそれを引きずっていったら、今度は人から「ばか」と言って笑われるんですよ。ですから、私は今ならね、今なら、東国原知事が手に頭を置いて「ちょっと私の考え過ぎでしたね」と、「勇み足でしたね」と言えば済むことなんだと思うんですよ。それを答弁の中で「いや、まあそういう表現でも使えば……、いわば何と申しますか、上納金といましようか、みかじめ料といましようか、それが一般会計に来るのではないかという、そういうねらいがあります」と、完全にハンドル切りかえつつあるんですよ。それは実態を知らなかったあの人を責められないけれども、「実情はこうですよ」というのは、あなた方がしっかり言って聞かせてあげなきゃだめだと思う。その責任が、私は、企業局長にあると思っているんです。

また、前任者の事例で悪いけれども、安藤さんが知事になったときに、出納長に「おい、やめろ」と、「お前は前任者が決めたんだからやめろ」と、「西岡さん、お前、局長やめろ」と、「私は、やめませんよ。私は4年間という任期があるからやめませんよ」と、こう頑張りましたよね。あなたを除く周りの人というのは、県庁職員ですから、これは知事が言うことに従わざるを得ない。私は、中野廣明さんが「ああ、うまい表現したな」と思ったけども、安藤忠恕さんという方が、「おれはリンゴが食いたいなあ、あのリンゴうまそうじゃなあ」と本人がひとり言を言ったために、周りの人が「あ、うちの知事は、リンゴが食べたいんだろう」と思って、そのリンゴをもいで取ってきた。しかし、実は、それは泥棒したリンゴだった、盗んできたリンゴだったんです。しかし、上司が「こうしてほしいなあ」と言うのを部下が察知してやるのが宮仕えという、あの部分を聞いたとき、本当、私、涙が出る気持ちがしたし、やっぱりそんなもんだろうと思った。ですから、そこらについては、あなたの周りの人は、要らんことを言ったらあしたにでも首が飛ぶから言えないかもしれないけれども、それはやっぱりあなたの立場としてね、これだけの実績があり——ほんと有形無形の実績があり、そしてまた、県の財政にも、県民の福祉向上のためにも大きい役割を果たしてきたこの電気事業を、そのマニフェストに書いたからといってね、いきなり売り飛ばすというようなことをぱっと書かれてね、「ああ、そうですか」と、言われるべきではない。そこは堂々と任期を設けられた管理者として、あなたは自分が正しい意見をびしっと言うべきではなかったのかと思うんですね。

ほかの行政マン上がりだった例えば、黒木博

さんであれ、松形さんであれ、安藤さんであれ、
「済みません、それは私がちょっと行き過ぎました」という、手に頭を当てて皆さんの前で行政マンのOBは謝れないかもしれないけれども、しかし、少なくとも現知事はそれはできると思うんですね。そういう意味では、むしろ、各議員からの質問に苦しい答弁でハンドルを切りかえることよりも、事実は事実として皆さん方が説明をし、そして、それはあっさり新しい方法を探すという方向に切りかえさせるべきではないかと私は思いましたので、あえて苦言を申し上げたところです。御意見があればお聞かせください。

○日高企業局長 今、委員のおっしゃいましたとおりでございまして、私も、最初の選挙の段階からずっとそういうマニフェストの情報を収集しておりましたので、今、おっしゃったような気持ちで私は対処したつもりでございまして。要するに、私は幸いにして、自分でよかったなと思っていますのは、この企業局の存廃について、県民が見たときに、あるいは財政的に見たときに、どちらがいいのかということを考えましたときに、ちゃんと説明できる材料というのが、私はあるというふうに思っていましたので、先ほどみたいな説明をしたわけでございます。

これは、我々が今、企業局におるから、その企業局を守るために企業局を云々と、これは一切ございません。これは県民の目から見て、いずれがいいかということ考えたときに、私は、現状の方がいいのではないかという気持ちを持っておりまして、そういう説明を申し上げたところでございまして。そういう視点で私は、御理解をしていただくように努力をしたいというふうに思っております。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分休憩

午後 3 時 25 分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は、午前10時再開、警察本部の当初予算に関する審査から行う予定です。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 何もないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時 25 分散会

平成19年3月1日（木曜日）

午前10時5分開会

出席委員（8人）

委員 長	外山良治
副委員 長	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	吉田尚正
警務部長	田畑勝己
警務部参事官兼 首席監察官	松尾清治
生活安全部長	柄本重敏
刑事部長	鬼束昭己
交通部長	柄本憲生
警備部長	谷口数雄
警務部参事官	椎葉今朝邦
警務部参事官兼 会計課長	中原雅男
生活安全部参事官 兼地域課長	白方寛
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	黒木憲生
少年課長	柏田和彦
交通規制課長	今井和久
交通部参事官兼 運転免許課長	徳留勝次郎

企業局

企業局長	日高幸平
副局長 (総括)	黒木郁雄
副局長 (技術)	時庭伸次
総務課長	古賀孝士
経営企画監	本田博
工務課長	桑畑則幸
電気課長	廣山潤一郎
施設管理課長	相葉利晴
総合制御課長	白ヶ澤宗一

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大野 誠 一

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○吉田警察本部長 警察本部長の吉田でございます。委員長を初め委員の皆様方には、本日の常任委員会よろしくをお願いいたします。

通例によりますと、現在の委員構成での常任委員会は、今回が最後になるかと存じます。この場をおかりいたしまして一言御礼を申し上げたいと思います。

委員長、委員の皆様方には、当常任委員会に御就任以来、警察行政に対しまして一方ならぬ御指導、御鞭撻を賜りましたことを、改めて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。今後も、委員の皆様、そして県民の皆様への期待にこたえるべく、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」、これを念頭に置きまし

て、県民の皆様が安全で安心して暮らせる宮崎県をつくり上げるということを目指しまして、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、今後とも変わらぬ御支援、御協力、御指導をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、本日、御審議を賜ります公安委員会関係の議案等でございますが、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」について、議案第21号「宮崎県留置施設視察委員会条例」について、議案第22号「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」について、議案第25号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、議案第29号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、担当部長から報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上であります。

○田畑警務部長 それでは、平成19年2月定例県議会提出の議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係につきまして御説明させていただきたいと思っております。

恐縮でございますけど、座って御説明させていただきますたいと思っております。

お手元の平成19年度歳出予算説明資料、分厚い資料でございます。その475ページをごらんいただきたいと思っております。

公安委員会一般会計警察本部の平成19年度当初予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして293億104万1,000円をお願いしております。

それでは、平成19年度の公安委員会関係の当初予算を科目、事項別に説明いたしますので、479ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、上段の左側の会計、科目、事項の欄をごらんいただきたいと思っております。

(項) 警察管理費、(目) 公安委員会費、(事項) 委員報酬708万円でございますが、これは公安委員の報酬でございます。

次に、(事項) 委員会運営費945万8,000円でございますが、これは公安委員会の運営に要する経費でございます。

説明の欄に示しております番号2の警察署協議会運営費370万1,000円でございますが、これは県下13警察署すべてに置かれております警察署協議会委員の報酬及び旅費などに要する経費でございます。

次に、(目) 警察本部費、(事項) 職員費202億2,317万2,000円でございますが、これは職員の人件費でございます。

次に、(事項) 運営費43億5,070万2,000円でございますが、次のページにわたってごらんいただきたいと思っております。

これは、退職手当や警察官の被服購入費など警察職員設置に要する経費でございます。

番号2の退職手当26億7,502万6,000円でございますが、警察本部におきましても職員の大量退職時代を迎えておりまして、平成19年度は、本年1月1日現在での定年退職予定者を87名分計上しております。

運営費の中で主な事業と新規事業は、番号10の警察業務電算化推進事業経費3億8,165万6,000円、番号18の留置施設視察委員会設置に要する経費52万6,000円でございます。

警察業務電算化推進事業経費でございますが、これは現在の高度情報化社会の中、広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るため、情報技術を活用した警察業務の電算化を推進するための経費でございます。

留置施設視察委員会設置に要する経費でございますが、これは新規事業でございまして、都

道府県警察本部に留置施設視察委員会を設置することを定めた新たな刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が平成19年6月8日までに施行されることに伴い、本県では視察委員4名による留置施設視察委員会を設置することとしておりまして、その報酬及び旅費でございます。

留置施設視察委員会の詳細につきましては、後ほど宮崎県留置施設視察委員会条例（案）の中で御説明をいたしたいと思っております。

次に、（目）装備費、（事項）装備費4億1,406万9,000円でございますが、これは警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費でございます。

このうち番号10の受傷事故防止用装備資器材導入事業1,019万6,000円でございますが、近年、全国的に刃物を使用した凶悪事件が多発しておりますので、現場に臨場して犯人の逮捕や犯行の制圧を行うパトカー勤務員や捜査員が、負傷あるいは殉職することを防止するため、銃から身を守る防弾衣、刃物から身を守る耐刃防護衣などのほか、ふだんはコンパクトな長さで簡単に持ち運びができ、犯人逮捕や犯行制圧の場面では伸ばして使える伸縮式の警杖を整備することといたしております。

次に、（目）警察施設費、（事項）警察施設費12億320万6,000円でございますが、これは警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費でございます。

主な事業は、番号1の交番、駐在所庁舎新築費9,888万円、番号9のその他警察施設営繕費1億9,112万5,000円でございます。

交番、駐在所庁舎新築費でございますが、これは警察施設の計画的整備を図るとともに、住民の日常生活に密着した地域警察活動と社会情

勢の変化に対応した地域警察体制の確立を図るため、交番、駐在所を整備するものでございます。

平成19年度は、宮崎北警察署の那珂駐在所及び倉岡駐在所、宮崎南警察署の月見ヶ丘駐在所、日向警察署の原町交番の4カ所を新築する予定でございます。

那珂駐在所、倉岡駐在所及び月見ヶ丘駐在所につきましては、現地建てかえといたしますけれども、原町交番につきましては、現在の場所が交番の管轄区域の西端に位置していることから、老朽化により建てかえとなるこの機会をとらえまして、現在地の約2キロメートル東側に位置し、管轄区域のほぼ中心地となる日向市曾根町3丁目に新たに土地を求めまして移転新築し、昨年向日市駅前交番と同様に、リース方式により交番を建築することといたしております。

その他警察施設営繕費でございますが、これは警察施設の修繕に要する経費でございますが、この中に都城運転免許センターへのエレベーター設置2,130万7,000円を計上しております。

現在、運転免許の更新時講習は、宮崎運転免許センター及び延岡運転免許センターでは3階の教室で、都城運転免許センターでは2階の教室で実施しておるところでございますが、いずれの施設もエレベーターが設置されていないため、体の不自由な方や高齢者の方など階段を利用することが困難な方につきましては、1階の適性検査室で個別に講習を受けていただくか、あるいは職員がお手伝いして3階あるいは2階の教室まで移動していただいて講習を受けてもらっておるところでございます。そこで、これらの方が不自由なく更新時講習が受けられるよう、平成19年度は都城運転免許センターにエレ

ベーターを設置することといたしております。

今後のエレベーター設置の構想といたしましては、延岡運転免許センターには平成20年度に、宮崎運転免許センターにつきましては、現在、自動車運転免許試験場と運転免許センターの機能を同一庁舎内に有する総合自動車運転免許センターの建設に向けた財政協議を行っておりますので、その建設時に設置したいと考えております。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費7,000万円でございますが、これは警察署庁舎建設に要する経費でございます。昨日の委員会で債務負担をお願いいたしました日向警察署庁舎建設予定地として取得することとしております宮崎県土地開発公社が日向市鶴町2丁目に所有する元宮崎交通営業所跡地約6,100平米と、土地開発公社が近日中に取得予定の同所西隣の民有地約900平米を取得する経費として、当年度分7,000万円を支出することとしております。

次に、(目) 運転免許費、(事項) 運転免許費5億9,398万4,000円でございますが、これは運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費でございます。

主な事業といたしましては、482ページをごらんいただきたいと思っております。

番号11の道路交通法に伴う講習体制整備事業費1億8,759万9,000円、番号15の運転免許証ICカード化導入事業742万3,000円でございます。

道路交通法に伴う講習体制整備事業費でございますが、これは道路交通法に基づく停止処分者、軽微違反者に行う講習について、宮崎県交通安全協会に委託しております違反者・処分者講習委託料と、同じく道路交通法に基づく更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者に対する講習につきまして、宮崎県指定自動車

学校協会に委託しております高齢者講習委託料でございます。

運転免許証ICカード化導入事業でございますが、本県におきましても、平成20年度にICカード免許証の発行を開始する予定でございます。

一方、他県では、既に発行を開始している県がございます。その県で発行を受けた方が本県に転入されてきた場合には、住所等の電磁記録の書きかえが必要となりますことから、本年度は書きかえ装置を宮崎運転免許センターに配置したところでございますけれども、平成19年度は都城運転免許センター及び延岡運転免許センターにも配置することといたしております。

また、ICカード免許証の電磁記録読み取り装置を全警察署及び警察本部の関係所属に配備することといたしております。

次に、(目) 警察活動費、(事項) 一般活動費14億4,359万4,000円でございますが、次のページまでわたってごらんいただきたいと思っております。

これは、一般警察活動、刑事警察活動、生活安全警察活動及び交通警察活動等、警察活動全般に要する経費でございます。

この中で主な事業は、番号28の地域の安全を守る街頭活動強化事業1億1,558万3,000円、番号29の全国警察音楽隊演奏会宮崎大会開催事業398万8,000円、番号30の落とし物早期返還システム構築事業1,156万7,000円、番号31の(1)のDNA型鑑定による捜査支援強化事業3,601万5,000円でございます。

地域の安全を守る街頭活動強化事業でございますが、これは改善事業でございます。これまでの交番に交番相談員を配置して空き交番の解消を図るとともに警察官の街頭活動を強化する街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業と、

警察本部及び警察署に警察安全相談員を配置して相談担当警察官を犯罪捜査、外部活動などにパワーシフトする県民からの相談に対応する警察安全相談強化事業の2事業を総合したものでございます。

地域の安全を守るためには、警ら活動や捜査活動などの警察官の街頭活動を強化することが重要でございまして、そのためには交番相談員及び警察安全相談員を充実させることが必要でありますことから、これらの事業を統合したものでございます。

そこで、平成19年度は、交番相談員を5名増員いたしまして47名とし、警察安全相談員につきましては現状を維持して18名といたしまして、警察官の街頭活動をさらに強化することといたしております。

全国警察音楽隊演奏会宮崎大会開催事業でございまして、これは新規事業でございまして、警察広報の顔として、県民と警察の音のかけ橋となっております本県警察音楽隊が、本年、隊の発足60周年を迎えるに際しまして、5月に第12回宮崎国際音楽祭が開催される機会をとらえまして、本県で5月26日、27日の2日間、第48回全国警察音楽隊演奏会を開催することといたしております。

宮崎市内のメインストリートでのパレードや市内4会場でのストリート音楽祭、県立芸術劇場での合同演奏会などを予定してございまして、現在までのところ、皇宮警察を含めた各県警の31の警察音楽隊が参加を予定しているところでございます。

警察音楽隊の演奏を通じまして、県民の警察に対する理解と協力のもと、警察活動の円滑な推進に資するとともに、宮崎国際音楽祭の認知度アップ、さらには関係者等多数の来県による

経済波及効果などにつなげていきたいと考えております。

落とし物早期返還システム構築事業1,156万7,000円でございますが、これも新規事業でございまして、昨年、遺失物法が全面改正されまして、本年12月に施行予定でございまして、拾得物に関する情報を全国警察が共有し、インターネットなどにより公表する制度が設けられましたことから、これに係るシステムを構築して拾得物の早期返還を行い、住民サービスの向上を図ることといたしております。

具体的には、県内の拾得物の情報やほかの都道府県の貴重な物件の拾得物に関する情報をインターネット上に公表することにより、落とし主が早期に落とし物を回復しやすくなりますとともに、遺失・拾得物処理事務の効率化が図られるものでございます。

DNA型鑑定による捜査支援強化事業でございまして、これは改善事業でございまして、これまでDNA型鑑定資機材の保守点検委託料やDNA型鑑定消耗品費で構成されておりましたDNA型鑑定資機材の強化事業に、DNA型検査機器の増設を加えたものでございます。

本県警察では、DNA型鑑定を平成7年1月から導入いたしております、平成15年8月に新しい鑑定法が導入されてからは個人を識別する精度が飛躍的に向上し、かつ検査の自動化により鑑定時間が大幅に短縮されたことから、鑑定事件も急速に増加し、被疑者の検挙に大きく寄与しているところでございます。

DNA型検査機器につきましては、旧型の検査機器1台を平成13年度に、新型の検査機器1台を平成17年度に整備しておりますが、旧型は新型に比べまして16分の1の性能しかないので、これら2台の鑑定機器では、その鑑定対

応能力がほぼ限界に達しておりますので、新型の検査機器1台を増設し、迅速なDNA型鑑定を実施することにより、被疑者の検挙率向上等を図り、県民の安全と平穏な生活を確保するものでございます。

次に、(事項)交通安全施設維持費5億9,237万3,000円でございますが、これは交通安全施設の維持管理及び電気・通信料に要する経費でございます。

次に、(事項)交通安全施設整備事業費3億9,340万3,000円でございますが、これは交通安全施設整備事業に要する経費でございます。

この事業につきましては、公共事業でありますことから、当初予算要求の40%を計上させていただいております。

この中で主な事業は、番号1の交通管制及び信号機改良等整備費2億46万9,000円、番号2の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費1億1,126万2,000円でございます。

交通管制及び信号機改良等整備費でございますが、これは国庫補助事業として、交通管制センターの機器の更新、信号機の改良に要する経費でございます。

信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費でございますが、これは県単独事業でございますが、信号機の新設、道路標識、道路標示等の整備に要する経費でございます。

なお、信号機を新設する予算につきましては、信号機新設工事自体が道路新設工事や改良工事の完成にあわせて設置することや道路管理者との詳細協議などを行うため、最も早いものでも7月以降の発注となりますことから、これは肉付け予算で措置していくことといたしております。

以上で、公安委員会関係の平成19年度歳出予

算の説明を終わります。

次に、議案第21号「宮崎県留置施設視察委員会条例(案)」と議案第29号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(案)」について説明させていただきます。

これはお手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

昨年6月の通常国会におきまして、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が成立いたしました。本年6月7日までの間に政令で定める日から施行することとなっております。

この法律の成立に伴いまして、同法に「留置施設視察委員会」の設置等が盛り込まれ、留置施設視察委員会の組織及び運営に関する必要事項につきましては、条例で定める旨が規定されましたことから、「宮崎県留置施設視察委員会条例」を制定することとなりまして、また、「留置場」を「留置施設」に改める必要が生じたことから、「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例」の一部を改正するものでございます。

初めに、「宮崎県留置施設視察委員会条例(案)」について説明させていただきます。

法第20条は、警察本部に留置施設視察委員会を置き、委員会は宮崎県警察本部に係る管轄区域内にある留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者、つまり警察署長でございますが、これに対して意見を述べるものと規定しております。

これは、留置施設の運用状況につきまして透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、留置施設を視察し、その運営に関し意見を述べる第三者から成る機関を設置することとしたものでございまして、委員会が留置施設の

実情を的確に把握した上で地域住民の代表として意見を述べることによって、留置施設の運営の改善向上に資することが期待されているものでございます。

なお、委員につきましては、委員会の趣旨及び性質、法の成立経緯からして、弁護士等の法律関係者、医師、地域住民の代表など、4名を人選することといたしております。

次に、委員会条例（案）の概要でございますが、条例は全6条と附則から構成しております。

第1条は「趣旨」でございます。趣旨は「この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項の規定に基づき、留置施設視察委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定める」ことといたしております。

第2条は「名称」を規定しておりまして、委員会の名称は、「宮崎県留置施設視察委員会」といたしております。

第3条は「委員の定数等」を規定しておりまして、「委員会の委員の定数は、4人とし、その任期は1年で、再任は2回限り」といたしております。

法第21条第3項において、「委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない」と規定しておりますが、再任を2回に限るといたしました理由につきましては、留置施設視察委員の職務の特殊性及び委員は各方面を代表する者の中から幅広く適任者を求めることが望ましく、長期にわたり委員が固定化することは好ましくないと考えられることからでございます。

第4条は「委員長」の規定で、「委員長は委員の互選により選任し、会務を総理する」といたしております。

第5条は「庶務」の規定で、「委員会の庶務は、宮崎県警察本部警務部において処理する」となっ

ておりますが、具体的には主管課でございます警務部監察課において処理をいたすこととしております。

第6条は「委任」の規定で、「委員会の運営に関して必要な事項は、県公安委員会が定める」となっておりまして、この委任を受けまして「宮崎県公安委員会規則」を制定する予定といたしております。

最後に附則でございます。附則は「この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において県公安委員会規則で定める日から施行する」としておりますが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行日と同一日を施行日とすることを考えております。

次に、「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（案）」について説明させていただきます。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第14条第1項の規定により、「都道府県警察に留置施設を設置する」と定められましたことから、条例中の「留置場」を「留置施設」に改める必要が生じました。

「留置場」が規定されています条例は、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例、宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の2つでございます。

改正の内容は、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第5号に規定する「留置場看守作業」を「留置施設看守作業」と改め、また、宮崎県警察本部の内部組織に関する条例第3条第21号中「留置場」とあるのを「留置施設」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、宮崎県留置施設視察委員会条例と同じく、刑事収容

施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行日と同一日を施行日とすることを考えております。

次に、議案第22号「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（案）」について御説明をいたします。

改正の理由といたしましては、平成18年6月7日に公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」により、「吏員」制度が廃止され、一律に「職員」と規定されることに伴い、本条例で用いております「吏員」の表現を改める必要が生じたためでございます。

具体的には、定員の細目的事項を規定した第3条中の「警察官を除く職員に係る事務吏員、技術吏員、その他の職員別の定員の細分」との表現を「警察官を除く職員の定員の細分」に改めるものでございます。

この条例（案）の施行期日につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行日となります本年4月1日を予定しております。

次に、議案第25号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）」について御説明をいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、お手元の資料2のとおり、大きく分けて、探偵業の業務の適正化に関する法律の施行関係、道路交通法の一部を改正する法律の施行関係、その他の変更の3点でございます。

まず、探偵業法等関係から御説明をいたします。

改正の理由でございますが、昨年6月に探偵業の業務の適正化に関する法律が公布され、本年6月1日から、公安委員会は、探偵業の開始又は変更に係る事項を記載した届出書の提出を受けたときは、届出書を提出した者に対して、

届出を受けた旨を記載した探偵業届出証明書を交付することとなり、探偵業を営む者は、探偵業届出証明書を営業所に掲示しなければならないと義務づけられましたことから、これら探偵業届出証明書の交付手数料を新たに制定するものでございます。

手数料の額につきましては、探偵業届出証明書交付手数料として3,600円、探偵業変更届出証明書交付手数料として1,500円、探偵業届出証明書再交付手数料として1,000円を新設しております。

なお、この改正につきましては、法律の施行に合わせまして、本年6月1日に施行いたしたいと考えております。

次に、道路交通法の一部を改正する法律の施行関係でございますが、資料2の中ほどの2 道路交通法の一部を改正する法律の施行関係をごらんいただきたいと思います。

改正の理由といたしましては、本年6月2日に施行されます「道路交通法の一部を改正する法律」によりまして、現行の普通自動車免許と大型自動車免許の中間に中型自動車免許等が新設されることとなっておりますが、これに伴い、昨年11月10日、運転免許試験関係の手数料等の標準を定めた「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が公布されまして、新たな手数料の制定と現行の手数料の改正を行う必要が生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

資料の末尾に添付しております別添の表「運転免許関係手数料額（案）」をごらんいただきたいと思います。

この表に改正される手数料のすべてを記載しております。

手数料の額につきましては、改正された政令

で示された手数料の標準額に準じたものとなっております。表の「手数料の種別」の欄にあります各手数料が、それぞれ区分に応じて、右側の「増減等」の欄のとおり、新設、減額あるいは増額することとなっております。

このうち、新設する手数料につきましては、中型自動車免許等に係る運転免許試験手数料、中型自動車免許等に係る技能検定員及び教習指導員審査手数料、大型車講習、中型車講習等の講習手数料、大型自動車免許もしくは中型自動車免許の試験等に係る貸車料でございます。

また、増額する手数料の増額の理由につきましては、今回の法改正に伴って、大型自動車免許、中型自動車免許及び中型自動車第二種免許について新たに路上技能試験が実施されることなどによるものでございます。

減額する手数料の減額の理由につきましては、事務処理のO A化により事務の合理化が図られたことと事務処理に要する職員の人件費が下がったことによるものでございます。

なお、この法改正に伴う条例の施行日は、政令の施行に合わせ、本年6月2日といたします。

最後に、その他の変更でございますが、資料の中では2枚目の3の部分でございます。

改正の理由は、公安委員会が指定した指定講習機関の廃止などに伴う改正と地方自治法の条文の項ずれによる改正でございます。

指定講習機関の廃止等に伴う改正内容につきましては、別表第三のうち、「有限会社シーサイドモータースクール」を廃校に伴い削除、「陸上自衛隊都城自動車教習所」を今後講習を行わないということが判明いたしましたことにより削除するものでございます。

また、地方自治法の条文の項ずれによる改正内容でございますが、これは平成18年6月7日

に公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」により、法律の項ずれ、つまり、法律の条項が移動したことに伴うものでございまして、条例の第2条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改正するものでございます。

なお、これらの改正に伴う条例の施行日は、別表第三の改正規定は公布の日から施行いたします。

また、第2条第1項の改正規定につきましては、「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」と規定しておりましたが、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令が本議案提出後の本年2月23日に公布されましたことから、改正規定の施行日も条例の公布日から施行する規則を制定いたしたいと考えております。

以上でございます。御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑はありますか。

○外山三博委員 今度の当初予算案は骨格予算ということで、政策に関する予算は6月議会に補正ということになっておるようですが、この警察本部の予算で本来計上したいという部分もあるけど出してないという部分もあると思うんですね。相対的にこの骨格予算である中身というか、どういうふうに見たらいいのか、ちょっと説明をお願いします。

○田畑警務部長 委員御指摘のとおり、当初予算は骨格予算ということでございます。財政当局といろいろ協議しましたが、財政当局の基本方針といたしましては、御承知のように、政策的判断を要する新規事業であるとか、政策

的新規事業ではないけれども、要するに7月以降に措置して差し支えないもの、それから公共事業につきましては、60%カットを除いた部分というようなことが方針として出されておりました、警察の当初予算につきましても、まさにその線に沿って構成されたものでございます。したがって、要するに7月まで待てない、あるいはすぐにこれから始まるもの、あるいは法律が定まって、これは法律でやらざるを得ないというようなものにつきましては当初予算に盛り込んでおりますけれども、そのほかにつきましては、今申しましたようなことで、また肉付け予算で財政当局と協議して6月議会に出させていただくということを考えております。そのことによりまして、今回293億104万1,000円を当初予算として乗させていただいておりますけれども、私ども警察としての考え方としては、これでおおむね98%ぐらいを当初として乗せたということで考えております。残り5～6億円ぐらい、また6月議会をお願いして乗せたいというふうに考えておりますが、これは今後、財政当局とも詰めていくという話でございます。

今回の骨格予算の中で、特に新規事業であるとか増額とか、そういったもので乗させていただきましたが、先ほど言いましたように、7月までに既に実施しなければならないというようなものでございまして、例えば全国警察音楽隊の演奏会、これは5月26日、27日を予定しておりますので、この当初予算で盛り込ませていただいたということがございます。それから、落とし物早期返還システムでございますが、これは法律が改正されて全国一律で実施されるものでございますので、これもどちらかという法律で固められたものでございますので、当初予算に乗させていただいているということでござ

います。それから、留置施設視察委員会設置に要する経費、これも法律で定められているものということもございまして、6月からの施行でございますので、これも当初予算で乗させていただいたということでございます。それから、先ほど言いましたように、地域の安全を守る街頭活動強化事業、これも4月から既に増員をしてやりたいということもございまして、当初予算に乗させていただいております。それから、もう一つは、DNA型の鑑定による捜査支援強化事業、これも財政当局と協議させていただきまして、当初予算案に乗させていただいたということでございます。そのほかの新規の政策的なものというのは、肉付けで財政当局と協議したいというふうに考えております。以上でございます。

○外山三博委員 一般的な考え方としてよくわかりますが、具体的にこの予算書を見てみますと、前年対比、一般会計総額で約2億ぐらいの減額ですよね。その中で、人件費が4億ぐらいプラスというのは、多分退職者がことしよりも相当ふえる部分だろうと思います。ただ、その中で、警察の一番の使命である警察活動費が5億ぐらい減額ですよね。それから、交通安全施設事業が5億ぐらい減額。ということは、警察活動の深層の部分が一番減っておるんですが、これは政策に関する事業ということで、ここは一応計上せずに、これに該当する分ぐらいは6月議会に補正で出そうというお考えでしょうか。細かい科目はいいんですよ。

○田畑警務部長 先ほど説明させていただきましたように、交通安全施設整備費、特に申し上げましたように、信号機等につきましては7月以降になってまいるということがございますので、それは肉付けの方に回そうということで、

今回当初予算には入っておりません。というようなことをごさいますて、もちろん肉付けの予算の方でも、そういったものを要求させていただこうと考えておるところでございます。

○外山三博委員 警察活動費の一般活動費は逆に増額ですよ。これは政策的な予算というところではなくて、どういうとらえ方で増額を財政当局の方は了解したんでしょうか。

○田畑警務部長 この中には、先ほども説明をさせていただきましたけれども、地域の安全を守る街頭活動強化事業、いわゆる交番相談員であるとか警察安全相談員などを統合した事業とかが新しく改善事業として盛り込まれて、交番相談員の増員等もその中で認められておるところでございます。そういったことが今回全体として増額となったということでございます。

○外山三博委員 ということは、この一般活動費、ここは最初から考えておられた事業というか、やることについては、先に送るわけじゃなくて、ここで全部計上したととっていいんですね。

○田畑警務部長 おおむね計上しております。ただ、例えば肉付けでまたお願いしようと考えておりますものの中には、例えば地域の安全を守る街頭活動強化事業、先ほど改善事業だということで申し上げたものの中に、今度新設でスクールサポーターなどについて、これは肉付けの方でお願いしていこうかというふうに考えておりますので、一般活動経費ですべて盛り込んでおるところではございませんで、一部はまだ肉付けの方に残っておるものがございます。

○十屋委員 ちょっと細かいことになりましたけれども、482ページの、昨日の減額補正のところでも言わせていただいたんですが、自動車保有関係手続のワンストップサービス、これは一昨

日、500万円ぐらい減額して、当初またこちらに上がってきていると。きのうの説明の中では、まだ6都道府県ぐらいしか実施されていないと、効率的な運営がなされていないというようなお話だったんですが、当初にまた上がってきたというのはどういう理由なのか。ここ支出金の中に含まれるので上げざるを得ないのか、そのあたりをちょっと御説明いただけますか。

○柄本交通部長 お答えする前に、きのう私、今ワンストップサービスを実施しておる県が4都府県と申し上げましたけれども、埼玉と静岡が去年の4月からサービスを始めております。現在、6都府県でサービスを始めておることとでございます。おわびして訂正いたします。

十屋委員の当初に上がっておる額でございますけれども、これは結論を申し上げますと、このサービスの中央処理装置、これが東京の築地にごさいますて、これの負担金でございます。事業費ではございませんで負担金でございます。ちょっと細かく申し上げますと、この中央処理装置の年間の経費が10億ぐらいかかるということとでございます。各県から申請者がインターネットで申請しますと、必ずこの東京の中央処理装置を介して各県にそのデータが行くという仕組みになっておることとでございます。10億のうち約5億を国が負担すると。残り5億、2億5,000万と2億5,000万を、県税事務所の関係で都道府県が2億5,000万、それから車庫証明の関係で残り2億5,000万を都道府県警察が負担する。あとは、均等割とそれから台数割、均等割はこの2億5,000万の3分の1を均等割しまして、残り3分の2を自動車の保有台数による台数割で計算した額がこの356万5,000円という負担金でございます。これは平成17年度からこの負担金だけは出しておることとでございます。以上で

ございます。

○十屋委員 それと、一つ先ほど聞き漏らしたところがあったんですけど、483ページの改善された事業として地域の安全を守る街頭活動で、平成19年度、増員が5名で相談員が18名で、あと47という数字をちょっと聞き漏らしたんですけど、これは県下全域の数字なのか。先ほどちょっと出た6月の肉付けにお願いするという部分でスクールサポーターのお話との関係はどうなるのか、そのあたりを御説明いただけますか。

○田畑警務部長 増員5名というのは、交番相談員でございまして、これは現在42名が措置されているところとございまして、19年度当初予算で5名の増員が認められましたので、合計で47名、これは*県下全警察署のそれぞれの交番に交番相談員として配置しておるものでございます。一方で、警察安全相談員につきましては、これは18名、現状維持のままで増員はございません。これはそれぞれの警察署の生活安全課の方に配置して、いろんなDVだとかその他の相談が来ますので、それへの対応をしておるものでございます。一方で、スクールサポーターというのは、現在の学校等のいろんな犯罪、学校内、それから外でもありますけど、少年非行の問題とか、そういったものをあわせて、これは新しく地財で措置されて、今度から新たに設けようということで、政策的な部分があるということで、今回の骨格では見送られて肉付けの方で検討しようということになっておるものでございます。

○十屋委員 6月に審議しなきゃいけないんでしょうけど、今言われる事業の中での関係、交番相談員だったり警察安全相談員だったり、その関係はどうなるのかと、連携をされるのは当然でしょうけど、パトロールしながらそのサポ-

ーターの方と連携されるのか、そのあたりがちょっと知りたいんですけど。まだ説明できなければ結構です。先走りまして済みません。

○吉田警察本部長 交番相談員と警察安全相談員は継続事業でございまして、スクールサポーターの事業につきましては、これは今警務部長から説明申し上げましたとおり、国でその制度導入を決めまして、地財計画に乗せられたものを今次実現化しよう、これは6月にまた御説明する話になりますけれども、基本的なコンセプトは、もちろん交番相談員との連携ということも考えられなくはないんですけども、やはり学校の先生ですとか、そういった学校関係者と警察をある意味つなぐというか、そういう役割も期待されると思います。警察のOBでありますので、既にたしか私の記憶では埼玉県等で導入されておると思いますけれども、荒れた学校とかそういったところに行きますと、先生で手に負えないところを警察のOBがスクールサポーターとして配置されますと、かなりにらみがきくといいますか、そういった部分もあるようございまして、本県の学校がそんな荒れたところがあるとは私は承知いたしておりませんが、そういったことで警察のOBが学校に入りましてスクールサポーターとしていろんな指導を行っていくというような意味合いもある、そういった制度でございます。

○十屋委員 条例についてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど新しく法律の改正の中で留置施設視察委員会条例（案）というのが出されたんですけども、これは最終的には留置施設を視察して適正に行われていなければ署長の方に意見具申ができるというようなお話だと思うんですが、このできた背景といいますか、委員

※63ページに訂正発言あり

会をつくらなければいけない背景、そういう事例があったのか。そういうものに対する透明性を高めていくという言葉があると、透明性がなかったのかなと逆に考えたりもするんですが、そこはどんな背景でこういう委員会をつくったのか。

○松尾監察官 ずっとさかのぼらないといけないんですけども、平成15年12月に行刑改革会議というのがつくられたそうです。これは後藤田正晴さんとか江川紹子さんとか、そういう人たちがメンバーになりましてつくられた会議だと聞いておりますけれども、この会議がつけられた背景は、塙の中の声が国民に聞こえにくいといったような声があったんだそうです。ですから、結局、受刑者とか未決拘禁者とかいろいろありますけれども、そういう人たちの声が要するに外部に出てこないといったようなことがあって、その当時運用されておりました監獄法、こういったものを改正していくべきじゃないのかというようなことが出たんだそうです。非常に私もわかりにくくて、いろいろ見たんですけども、委員御承知のとおり、罪を犯した人たち、これはいろいろ呼び名が違いまして、受刑者とか未決拘禁者とか被留置者とか呼ばれておるんです。これもいろいろ收容先がまた違っておりまして、例えば刑務所とか拘置所とか、我々が管理運営しております警察留置場、こういうところにそれぞれ入っておるわけです。それで、受刑者はわかりやすいかと思えます。刑を受けた者、罪が殺人とか窃盗とかいろいろありますけれども、こういう犯罪を犯して裁判官から「あなたは懲役何年ですよ」といったようなことを言い渡しされた人、これは受刑者です。ところが、拘置所等に入っております、警察の留置場にも入っていますが、まだ刑が確定していない、

こういう人たちもおります。未決拘禁者とか勾留者とか呼ばれておりますけれども、それと、捜査が始まったばかりで、警察が窃盗罪とか傷害罪とかいうことで逮捕してきて、まだ留置場に入ったばかりとか、これは被留置者とかいうふうに呼んでおりますけれども、こういう人たちがおります。この人たちの要するに処遇、管理運営というものが、従来は監獄法、明治41年にできたんですけども、この監獄法という法律と、被疑者留置規則、これは国家公安委員会の規則であります。こういうもので運営されておりました。ところが、先ほど申し上げましたとおり、被留置者、被收容者の適正な処遇等を図るために、こういうものを改正した方がいいということで、昨年5月23日に監獄法が廃止になりまして、受刑者、要するに刑の言い渡しを受けた人の処遇に関する法律としまして、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律、これは受刑者処遇法と略称で呼んでおりますけれども、これと、刑事施設における刑事被告人の收容等に関する法律、これは刑事被告人收容法と呼んでおります。これと、もう一つ、被疑者留置規則、これ三本で現在、今、運営されておると。これを今度は統合しまして、昨年6月8日に公布されました「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」、これに一本化するということになりました。そして、ことしの6月7日までに施行されるというふうな流れできております。大体背景的なものと法の体系は以上でございます。

○吉田警察本部長 先生の御質問に端的にお答えいたしたいと思うんですけども、極めて単純に申しますと、今までの議論というのは、今回の法律を作成するに当たりまして、警察の留置場というのは、あくまでも代用の監獄であつ

て、本来は警察が逮捕した場合には48時間しか身柄は持てませんから、その後はすべて拘置所に持っていくべきであると、要するに捜査をする機関が同じ建物の中の留置場に被疑者を勾留しておりますと、不当な捜査が行われるのではないかと、こういう議論がずっと従前からございまして、日弁連はこの代用監獄である警察の留置場はすべて廃止すべきだという議論をずっとしてきました。で、この法律ができるに当たりまして、今度は留置場を留置施設という形で法律上明確に位置づけるということにしたわけでございます。やはり日弁連は反対したわけでございます。ただ、こういう形で法律ができましたので、法律ができた以上は、日弁連が危惧するような不当な人権抑圧等が行われてはならないという、そういう考え方を担保する組織として、こういった視察委員会、外部の目を入れて、その留置施設の内部で不当な行為が行われないように透明性を確保しようと、こういう議論の中でこの制度が設けられたというふうに承知いたしております。若干正確でない部分もあるかもしれませんが、大まかな流れとしてはそういう状況でございます。

○十屋委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、昨日からといいますか、昨年向日向駅前交番のリース方式とか延岡の職員のPFIの待機官舎が建設されて実際使われるようになったんですけれども、今年度予算の中ではそのお金を払っていくというところは、どこにどういうふうな形に出てくるんですか、ちょっと教えていただきたい。

○中原会計課長 お答えいたします。

交番、駐在所新築経費ということで、説明資料の481ページ、警察施設費の中の番号1で交番、

駐在所の新築経費は計上しております……。

少し資料を調べますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○田畑警務部長 延岡の緑ヶ丘の宿舎は、これは全額業者が管理してやるものでございますので、県費の方のこの施設維持管理では一切出しておるものはございません。

○十屋委員 ということは、職員さんからいただいた家賃でそれをすべて賄う。その前には、今ありましたように、住居手当の中から出ていくと。わかりました。ありがとうございます。

それと、今調べてもらっていますので別な質問をさせてもらいますが、先ほどの探偵業の県内の数はどのくらいいらっしゃるのか。もしこの手続等をしなかった場合は、どういう罰則なり出てくるのか。

○柄本生活安全部長 探偵業につきましては、現在、警察で把握している探偵業につきましては、宮崎北警察署管内に5業者、それから南管内に1業者、都城1業者、日向に2業者、そして延岡に2業者と、10業者把握いたしております。日向と延岡は1つダブリになっておりますので、正確には9業者という形になるかと思っております。それから、この届出に対する罰則につきましては、無届け営業をやった場合は6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金ということになっております。以上であります。

○十屋委員 届出をしなくて無許可営業をされる方はいらっしゃると思うんですが、あと、個々の手数料の関係でいうと、届出又は変更届出があったことを証する書面の交付、これは一定期間があるんでしょうけど、それはどのくらいの期間、新規届出したときから届出の期間、ずっとなのか、一度届出したらそれで終わりなのか、期間がある程度年数が限られている

のか。

○柄本生活安全部長 探偵業の届出につきましては、営業所ごとの届出になります。これは公安委員会が違えば、その都度、県をまたがっての公安委員会とか、そういうふうに届出を出す必要があります。あと、届出の変更につきましては、廃業するとき、それから内容の、いわゆるこの探偵業の中に調べるといふか、そういうところもありますので、そういうものの変更があったときに届け出るという形になります。なお、この探偵業につきましては、許可制ではありませんで、公安委員会に届け出れば、公安委員会の方からその届出に対する証明書を出して、それを営業所内に掲示して示すという形になっております。以上であります。

○十屋委員 例えば私がいろんなことで探偵に頼んで、もしそことのトラブルがあったとき、こっちが意図した、しないものを探偵さんをお願いして、例えば探偵料が幾らかわかりませんが、法外なものを吹っかけられたりとか、そうした場合には、例えば警察に相談に行きますよね。警察に相談に行って、そこで警察としての動きは何か出てくるんですか。それとも、裁判を起こしてやった段階で、いろんなものがあった段階で動くのか。届出を一応公安委員会を受けた段階で、その業者さんはちゃんとやろうとしていらっしゃるわけですよね。その中で依頼者とのトラブルがあった場合は。

○柄本生活安全部長 一応トラブルがあった場合には、それは内容が刑法の罪名とかいろんな犯罪に値する場合は、警察の捜査の対象になることは当然でありますけれども、警察といたしましては、契約書だとか交付書面、それを認知した段階で、必要があればこの法律13条による報告及び立入検査というのがありまして、ここ

で報告を求め、また立入によりその検査をすることができるようになっております。また、先ほど委員がおっしゃいました内容については、警察としては、当然恐喝なり脅迫だとか、いろんな個人のプライバシーを利用してのそういう犯罪的な行為があれば、当然警察としては捜査をするという形になると思います。

○吉田警察本部長 補足をさせていただきますけれども、そもそも論で恐縮なんですけれども、なぜこういう法律ができたかといいますと、まさに先生が御指摘のように、探偵業務をめぐるいろいろなトラブルが起これるということで、これに何らかの法律の網をかけるべきではないかという議論がございまして、これは議員立法で成立をいたした法律でございますけれども、その中におきまして、例えば探偵業をする側もこういう形で法律に違反しないようにきちっとやりますよという書面を交付し、また、依頼する側もこういうことをやってくださいということで書面を交付するという形で、トラブルが起これないようにまずは事前の段階できちっとした契約をしましよと、こういうことがまず定められまして、それでさらにトラブルが起これた場合にどうするかということについては、今、生安部長からも御説明申し上げましたように、報告、立入は通常の場合ももちろんできますので、トラブルが起これるまいが、必要だと考えれば、これは警察の側で報告の徴収ですとか立入ができると。これは許可の業種であります風俗営業等でも既にあるものでございますけれども、そのほか、もし委員御指摘にられましたような状況が起これた場合には、例えば公安委員会による業務適正化のため必要な措置をとるべきことを指示するとか、さらに著しくそういった適正が害されるような場合には、

営業の停止を公安委員会が命ずるといような行政的な措置もございますので、まずは、恐らくトラブルがあった場合には、警察の方に御相談をいただいて、警察の方でその探偵業者に対して事情聴取をし、もしこの法令に該当するような指示処分ができるような場合であれば、是正の指示をするということがまずは第一段階として考えられるかと思えます。

○中原会計課長 先ほどの十屋委員の原町交番とそれから日向市駅前交番のリース料がどこに計上してあるのかという御質問でしたけれども、先ほど説明しましたように、481ページの1番の交番、駐在所庁舎新築費が9,888万措置されておりますけど、この中に原町交番、それから日向市駅前交番、それぞれリース料が入っております。ちなみに、日向市駅前交番のリース料が年間180万2,000円、それから原町交番が初年度でございますけれども、67万9,000円が入っております。以上でございます。

○田畑警務部長 交番相談員は県下全署にという発言をしたかと思えますけれども、全署ではございませんで、高千穂とえびのは配置していないということで訂正させていただきます。以上です。

○蓬原委員 探偵業についてなんですけど、議員立法ということですから、国会の議員さんたちから出てきたんだろうと思いますが、お墨つきを与えるようなことになりますよね。届出がある。それには交付、証明書をあげるわけですから、お墨つきをつけたようなことになるんですが、今話してたんですが、一種の守秘義務といますか、非常にこれはある意味危っかしい証明書じゃないのかなという気がします。だから、探偵業をするのに対する縛りはないわけですよ。個人情報に関することをいろんな調査

を受けて調査して、探偵業者はそれを知り得る。それを利用するということが、いろんなことが、例えば恐喝にいくこともあるでしょうし、著しくその人の社会的な地位、名誉を傷つける行為でそれをばらすとか頒布するとか、いろんなことが考えられるわけですが、それがさっきおっしゃったように、トラブルが明らかに警察が取り扱うようなことになったときには、そこでいろいろあるでしょうけれども、そうでないもの、あるいは今度は探偵業をやめた後、廃業した後もその情報というのは握ってるわけですよ。そこあたりの探偵業に対する守秘義務的な縛りみたいなものは何かあるんでしょうか。

○柄本生活安全部長 この探偵業の関係で、第10条に秘密の保持等という条項もございまして、内容的には守秘義務は退職後にも及ぶと。この違反については、在職中を含め直罰の規定はございません。不正または不当な利用を防止するために必要な措置ということをやれるわけですが、探偵業務の実施の原則としまして、この法律によりまして、他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意してもらうことになっております。人の生活の平穩を害するなど個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならぬことを明確にこの法律で打ち出しております。このほか、探偵業務の実施の適正を確保するために重要事項の説明等の契約における義務、それから、探偵業務の実施に関する規則、先ほど言うように秘密の保持、それについて定めております。先ほどから出ておりますように、これまではっきりと明示した法律がなかったことで、探偵業者と依頼者の間、それから調査される側で、いろんなトラブルが起こってきたことを契機にこの法律が定められ

たというところであります。以上であります。

○外山良治委員長 委員の皆さんにお諮りします。

疲れておられると思いますから、5分程度休憩していいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 暫時休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時29分再開

○外山良治委員長 では、再開いたします。

質疑はございませんか。

○外山三博委員 先ほどは総論をちょっとお聞きしましたので、483ページの31、その他警察活動経費等で4億9,000万あります。これは主にどんな経費なんですか。主なものをちょっと教えてください。

○田畑警務部長 31番のその他警察活動経費等の(2)その他警察活動経費でございますが、旅費、それから各種の謝金と申しますか、例えば、捜査、警察活動に必要な旅費が2億ぐらいこの中では措置されております。そのほか各種謝金、協力していただいた方への謝金であるとか、そういったものがこの4億5,836万円ということでございます。

○外山三博委員 これは領収書の添付というか、それは徴収できるんですか。

○田畑警務部長 謝金につきましては、基本的には領収書をいただいて、こういったことに使用しましたということで、証拠として残しまして、会計の監査等で説明する際の資料としておるところでございますけれども、一部協力した方が名前等その記録に残ることは困るということで拒まれる場合もございますけれども、その場合はそういった事情を報告書で作成して、こ

ういった事情で領収書等の署名はいただけなかったといったようなことで承認しておりますけれども、基本的には領収の署名押印をいただくものでございます。

○外山三博委員 謝金については、前もほかの県であったと思うんですが、できるだけ明朗に、監査を受けたときにきちっと説明ができるように、今、警務部長が言われましたように、徴収ができないときは、それなりの理由を明確に残しておくということが必要だと思いますので、そのことは特にお願いをしておきたいと思いません。

それから、捜査に関して超過勤務が相当出てくるケースがあると思うんですよ。これはここに入るんですか。それとも、人件費の中に入るんですか。時間外手当が出てきた場合。

○中原会計課長 基本的には、人件費の中の諸手当でございます。時間外勤務手当でございます。この中には入っておりません。

○外山三博委員 それから、その上の30番、落とし物早期返還システム構築事業、私、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、これは具体的にはどういうシステムなんですか。

○中原会計課長 御質問をもう一回繰り返させていただきますと、今度の落とし物のシステム、これはどういうことかということですね。平たく申し上げますと、警察が落とし物がありましたと届けを受けます。その情報をインターネットに載せまして、ですから、東京の方が宮崎で何か落とし物をされたといっても、その後、東京に帰られてから自分のインターネットで見ただけならば、宮崎の方に拾得物として届けられておるということで、早く見つかるということでございます。今までそういうインターネットの利用がなかったものですから、逐一警察署

に電話したりとか、そういうことだったもの
すから、非常に落とし主がわかりにくかった
という点が改善されたということでございます。

○外山三博委員 これは全国の警察がこの
落とし物何とかというネットワークで全部
つながるということですか。

○中原会計課長 そのとおりでございます。

○外山三博委員 それから、道路交通法の
一部の改正の中で、中型自動車免許と
中型自動車第二種免許という表現が
新たに6月2日から施行されるという
ことで、具体的にこの免許がどんな
免許なのか御説明をお願いしたいので
ございます。

○柄本交通部長 新しい新型免許の
わかりやすいパンフレットを準備して
おりますので、配付させてもらって
よろしゅうございますか。

これをお開きいただきまして、「新しい
免許制度」という項をごらんいただき
たいと思います。御案内のとおり、
これまででは普通免許と大型免許の
2種類があったわけですが、新制度
は、この普通車と大型車の間に中型
自動車の免許を設けたと、ちょうど
真ん中に書いてございます。現行
制度では、普通免許は、総重量8
トン未満、それから積載量5トン未
満、定員10人以下まで運転を
できておったわけですが、新しい
免許制度では、普通免許は5トン未
満、積載量3トン未満、それから
10人以下と、中型は総重量が5
トンから11トン未満までは運
転できると、最大積載量は3トン
以上6.5トン未満までは運
転できると、乗車定員は11人
以上29人以下と、それ以外は大
型免許になりますと、こういう
新しい免許制度でございます。そ
れで、今現在、普通免許を持
っておられる方は、8トン限定
中型免許、これが自動的に、別
に試験を受けなくても、最大
総重量が8トン未満の車
であれば、10人以下です
けれども、そのまま

自動的に運転できますという
制度でございます。

○外山三博委員 今、説明を
聞いたんですが、よくわから
ないというのは、車を見て、
この車はどっちかということ
じゃないとわからないですね。
今聞いただけでは、ちょっと。
11人以上29人以下という
と、具体的にそれじゃどう
いう車かといったら全然
わからないんですよ。いつも
こういう営業車に乗って
おる人はわかるかもわか
りませんが、私の知識じゃ
ちょっとわからないですね。

○柄本交通部長 中型マイ
クロとかああいう車を
想像していただければよ
ろしいかと思えますけ
れども、いわゆる中型
自動車による事故が非
常に多いということで、
新たにちょうど中間に
当たる車の免許が新
設されたということで
ございますけれども、
私も余り中型は運
転したことがない
ものですから、トラ
ックのロングボデー
の大型車に近い
ようなトラックが
ございますよね。
ああいうもの
とか、先ほど
申し上げまし
た中型のマイ
クロ、29人
以下となっ
てますけれ
ども、あ
あいうマイ
クロを
想像して
いただ
ければ。

○外山三博委員 その
場合、今、我々
持っている
普通運転
免許で乗
れるのは、
さっき
ちょっと
説明があ
りました
けど、も
うちょっ
と願いま
す。

○柄本交通部長 同じ
ページの
右の方を
ごらん
いただき
たいと思
いますけ
れども、「
どうなる
？今持
っている
免許」と
いうこと
で、普通
免許を持
っている
方、それ
で、現行
では緑の
部分、8
トン未
満、それ
から積載
量が5
トン未
満、10
人以下
までは
乗れます
よという
ことにな
ってお
るわけ
ですが、
改正後
では、そ
の下に
8トン
限定中
型免許
という
ことにな
ります
ので、最
大総重
量が8
トン未
満の中
型自動
車であ
れば今
までど
おり運
転でき
ますと、
その
場合、
乗車定

員は10人以下になりますということでございます。

○外山三博委員 今のところ、これで結構です。これ以上具体的に聞いてもよくわかりませんので、少し研究します。

○吉田警察本部長 今回の御質問と直接の関連性があるかどうかちょっとわかりませんが、そもそもなぜこういう改正をしたかということをお参考までに御説明しておきますと、道路交通法で普通自動車と大型に分けた時代は、大型自動車と申しまして、割と大きさが、長さといえますか、車体がそれほど大きくなくて、それで普通自動車も同じように、普通自動車としての範囲の中でのマイクロとかトラックとかそういったものも、ある程度車幅とか車体の長さがそれほど大きくはなかったものですから、普通自動車の免許で運転をしてもよろしかろうということです。ずっときたわけでございますけれども、やはり車の性能といえますか、構造的にいろんな素材等が恐らく改善されたんだろうと思っておりますけれども、同じトン数、総重量でも、かなり長い車両等が作られるようになってきたということに伴って、先ほど交通部長からも御説明いたしましたように、5トンから8トンぐらいまでの、普通免許で運転できるけれども、大型に近いようなトラックとかバスとか、そういったものがふえてきて、その事故が目立つようになったということがございまして、それであれば、そういったほとんど大型と同じような構造を持つ車両を運転する場合には、普通自動車の免許だけでは足りない部分があるのではないかと、講習をやはりきちっと受けてもらって、それなりの技能を持っていただいた上で運転する必要があるのではないかとということで、こういった免許制度を設けようということになったわけ

でございます。他方、現在、普通免許で運転をしておられる方もいらっしゃいますので、そういった方からは、また新たに免許を取り直すというのかなり不便であるというような声も大きかったものですから、経過措置といたしまして、既に持っておられる方は、今までどおり8トンまでは運転することができますよという形で整理させていただいたということでございます。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

私の方から2点ほど、例えば私は赤江に住んでるんですが、交番と駐在所の設置基準ですね。面積要件、人口要件、これがまず第1点。

第2点目は、去年の議会で、本部長は17、18年の死亡事故が多発したと、伸び率でも全国ワースト何位だったと思いますが、ことしも60人台にとどめようということをおっしゃったというふうに記憶してありますが、ことしも、例えば昨年同期は19人だったと思いますが、きのう3名死亡事故が起きて、トラクターが云々かんぬんありました。それで3名死亡して、昨年同期と発生死亡事故というのは同じ程度になってると。そういったことで、交通安全施設整備、これは肉付けで随分落ちてると。だから、これは人命にかかわることが肉付けでいいのかなと。やっぱりこういった人命にかかわることは当初に全部出して対応すべきではないのかなということ、素朴な疑問で申しわけありませんが、この2点について考え方を教えていただきたいと思っております。

○柄本生活安全部長 交番、駐在所の設置の要件ということでよろしいのでしょうか。交番、駐在所の設置の要件というのは、私もちょっと承知はしてないんですけども、これまで昭和29年7月1日に警察法が改正以来、交番、駐在所

というのは、派出所、それから駐在所という形で設置されてきた経緯があります。その間に、当時の交番、駐在所というのは、交通の便とかによりまして、山間部だとか市街地でも相当数あったんですけども、それが交通の発達等によりまして、山間部の過疎化だとかいろんな都市化や人口の集中によりまして、交番の設置の数等が変わってきたと聞いております。

幾ら人間がいて、どのくらいの広さだから交番を設置するかというような基準については、私もちょっと承っておりません。ただ、現在の交番の数につきましては62、それから駐在所につきましては111ございます。合計173を現在設置しているところであります。この交番につきましては、事件、それから事故の発生状況、治安の状況等において、交番設置が必要なところ、例えば新興住宅とか人口が密集してきたところに新たに交番をつくる、それからまた、人口が減って取り扱い事象も少なくなったところを交番を縮小して駐在所化、または、そこが本当に警察事象が非常に少なくなってきた場合に廃止とかいう形で、交番の統廃合を進めてきておまして、これからも警察といたしましては、その警察の事象だとか人口、いろんな警察事象の対象物を見きわめながら、交番、駐在所の適正配置については進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○柄本交通部長 交通安全施設整備事業費を肉付けではなくて当初で上げるべきではないかという委員長の御指摘でございます。私も全く同感でございますけれども、ただ、財政当局とのいろんな折衝で、これはちょっとまだ、例えば信号機の新設とか、そういうものは7月以降に入札等があるものですから、そういうものについては後の肉付けで上げてもらいたいというこ

ともございます。今、事業費として約3億9,000万、当初で上げさせてもらっておりますけれども、あと肉付けで大体4億近い肉付けを要求させていただきまして、信号機の新設、一応信号機は19年度はまた新しく26基ほどつけさせていただく予定にしております。そういう予定でございます。

○吉田警察本部長 今、委員長からの御指摘を賜りましたことにつきましては、私どもも重く受けとめさせていただいております。県の安全基本計画によりまして、死者を22年度までに61名にするという目標がございますけれども、非常にその目標の達成は厳しい状況でございますし、現在の死亡事故の状況も、委員長御指摘のとおり昨年と同数ということで、非常に厳しい状況でございます。

したがいまして、私ども御指摘ございましたように、安全施設の整備につきましても、これも可能な範囲でできるだけ充実してまいりたいと考えておりますし、信号機のみならず、いろんな道路標示・標識といったものの整備もきめ細かくやってまいりたいと思っております。あわせまして、安全教育でありますとか、あるいは取り締まりの徹底、これもやはりドライバーの緊張感の保持ということで非常に重要な施策でございますので、非常に重く受けとめさせていただきまして、今後の交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○外山良治委員長 どうもありがとうございます。

議案に関しての質疑は終了していいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時12分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは、企業局の説明をさせていただきます。

本日は、提出議案関係が3件ございます。

お手元に配付いたしております文教警察企業常任委員会資料、これの目次をお開きいただきたいと思います。

今回提出いたしております議案は、3行目のところから書いてございますが、議案第15号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、議案第16号「平成19年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第17号「平成19年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」、この3つでございます。

各議案の詳細につきましては、後ほど総務課長の方から説明させていただきますが、私の方からは、企業局3事業の平成18年度の経営状況、平成19年度当初予算編成の基本的な考え方、議案の概要につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料はございませんけれども、まず企業局3事業の経営状況でございますが、基幹事業でございます電気事業につきましては、上期に降雨

に恵まれまして、供給電力量が増加いたしましたことから、目標の供給電力量を達成できる見込みでございます。

また、工業用水道事業でございますが、ほぼ年間目標どおりの給水量となる見込みでございます。また、累積欠損金もようやく解消できる見込みでございます。

次に、地域振興事業、ゴルフ場関係でございますが、これにつきましては、今年度から指定管理者制度を導入いたしましたところでございまして、大きな台風被害もなく、好天にも恵まれましたことから、目標利用者数を達成する見込みでございます。

このように、3つの事業とも順調に推移いたしておりますが、今後とも健全経営が維持できますように、計画的に、かつ徹底したコスト削減に努めてまいりたいと考えております。

それから次に、平成19年度の当初予算編成の基本的な考え方でございますが、これにつきましては、こういった状況を踏まえつつ、「企業局経営ビジョン」に基づきます効率的・計画的な設備投資、経費の削減、地域貢献の充実等の経営目標の実現を基本として編成したところでございます。

また、一般会計の方では、今年度は骨格予算ということになっておるわけでございますが、企業局の予算につきましては、年間業務の予定量を設定いたしまして、これに必要な収益と費用を計上しているというものでございますので、例年どおりの予算編成を行っております。

それでは、議案の概要につきまして、委員会資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料の1ページでございます。

平成19年度公営企業会計当初予算（案）の概要でございますが、1の当初予算額の（1）電

気事業でございます。

まず、上段の方に書いてございますが、収益的収入及び支出であります。19年度の欄をごらんいただきたいと思いますが、事業収益が52億9,700万円余で、事業費が48億3,500万円余でございます。この結果、収支残が4億6,148万8,000円ということになりまして、前年度に比べまして1億3,014万円ほど増加いたしております。

それから、その下の方の資本的収入及び支出であります。資本的収入が3億5,000万円余でございます。資本的支出が14億9,600万円余でございます。この結果、収支残が11億4,650万5,000円の不足ということになっておりまして、前年度に比べますと、1億1,140万円余減少いたしております。

次は、(2)の工業用水道事業でございます。まず、収益的収入及び支出であります。事業収益が3億6,600万円余で、事業費が3億3,300万円余でございます。この結果、収支残が3,200万円余ということになりまして、前年度に比べますと、279万円余増加いたしております。

それから、資本的収入及び支出でございます。資本的収入はございません。資本的支出は1億2,600万円余で、収支残が1億2,602万6,000円の不足ということになりまして、前年度に比べまして9,858万円余減少いたしております。

それから、(3)の地域振興事業でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。事業収益が2,900万円余、事業費が2,819万円余、この結果、収支残が81万円となっております。前年度に比べますと、27万3,000円減少いたしております。

それから、資本的収入及び支出であります。資本的収入はございません。資本的支出は1,396

万円余で、この結果、収支残が1,396万8,000円の不足ということになりまして、前年度に比べますと、132万3,000円増加いたしております。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが。

2の主要事業の概要でございます。

(1) 緑のダム(県電の森)造成事業でございます。この事業は、今年度、平成18年度から開始したものでございまして、企業局の発電に関係するダム上流域の未植栽地等の荒廃林、荒れた山を買収いたしまして、水源涵養機能の高い森林として整備することによって、山林の保水力を高め、そして安定的な電力の供給に資することを主な目的といたしております。事業実施期間は、今後20年間で企業局の方で山林を買収いたしまして造林を行い、その後、40年をかけまして下刈りや除間伐等を平成78年度まで実施することといたしております。総事業費は約23億円を予定しております。平成19年度は、18年度に植栽した場所の下刈り経費等もございまず、このようにも含めまして7,926万5,000円を予算計上いたしております。

それから、次の(2)企業局地域振興貸付金でございます。この貸付金は、電気事業会計から森林整備事業の財源として一般会計へ低利で貸し出すものでございます。これも18年度から開始したものでございます。平成19年度予算額が3億円で、18年度から21年度までの4年間で、毎年度3億円を貸付いたしますので、総額では12億円を予定いたしております。

それから、(3)一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構負担金1,500万円は、これは一ツ瀬川、小丸川のダム上流域の森林整備事業に対する負担金でございます。

それから、(4)多目的ダム管理事業の企業局

負担金 5 億1,742万2,000円でございますが、これは土木部が実施いたします多目的ダムの改良・修繕及び管理のための人件費等の経費を企業局が負担するものでございます。ダム管理費が総額で10億6,200万円余でございますが、そのうちの約2分の1、正確には48.7%でございますが、これを企業局の方で負担するというものでございます。

それから、(5) その他の①建設改良費であります。これは改良事業でございます。電気事業会計及び工業用水道事業会計の合計で、5億1,907万6,000円を計上いたしております。19年度に実施いたします主な改良事業としましては、綾第一発電所北機主要変圧器取替事業等を予定いたしております。

それから、②の企業債償還金であります。電気事業会計及び工業用水道事業会計の合計で、6億7,890万2,000円を計上いたしております。

(6) 知事部局等への支出額でございますが、全体をここにまとめております。先ほど申し上げました貸付金、負担金のほかに、平成19年度は新たに工業用水道事業会計における一般会計借入金償還金4,450万7,000円を加えておまして、知事部局に対しまして11億5,557万7,000円を繰り出します。また、市町村に対しましては、固定資産税にかわる市町村交付金 2 億5,433万9,000円を交付し、地方消費税を合わせますと、合計全体で14億4,626万7,000円を支出する予定でございます。

以上で概要の説明を終わりますが、私ども局といたしましては、今後も引き続き経費節減に努めまして、職員が一丸となって経営基盤の一層の強化を図りながら、公共の福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございますが、詳細につ

きましては、総務課長の方から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○古賀総務課長 それでは、平成19年度当初予算案について御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

初めに、議案第15号 電気事業会計であります。

1 業務の予定量であります。これは企業局の所有する12発電所の目標電力量であります。19年度の年間供給電力量は、前年度と同量の5億2,354万8,000キロワットアワーであります。

次に、2 収益的収入及び支出であります。

事業収益は52億9,706万円で、そのうち営業収益の電力料収入は49億4,006万2,000円です。これは、平成18年3月に締結しました九州電力株式会社との電力需給契約に基づく契約額を計上いたしております。前年度に比べまして6,197万8,000円増加しておりますが、平成18年度の予算編成時には九州電力との料金交渉中であったため、平成16年度に契約更改しました全国17公営電気事業者の改定率5.7%の減を見込んでおりましたが、実際の改定率は4.5%の減にとどまったため、その差が増加額となっているものであります。

次に、財務収益は2億6,991万3,000円で、九州電力などの株式配当金、資金運用による受取利息であります。定期預金の運用利率の上昇により、前年度に比べ949万4,000円増加しております。

次に、営業外収益は4,544万1,000円で、電気復元株式の配当金などです。財産貸付料の減少などにより、前年度に比べ1,050万3,000円減少しております。

次に、事業費は48億3,557万2,000円です。

まず、営業費用は41億9,664万1,000円で、主

な費用は、職員給与費が10億8,504万4,000円、減価償却費が14億5,362万7,000円、修繕費が5億7,998万9,000円などであります。

職員給与費が1億5,374万7,000円減少しておりますのは、人員の減によるものであります。また、修繕費が1億8,478万7,000円増加しておりますのは、3つの発電所における水車発電機の精密点検等を予定しているためであります。なお、共有設備費分担額2億878万4,000円は、土木部が行っている多目的ダムの管理に要する人件費等の経費のうち、企業局の負担分を計上しております。その他の経費で5,519万1,000円減少しておりますのは、委託費の減少や資産価値の減少に伴う市町村交付金の減少等のためであります。この結果、営業費用が前年度に比べて3,779万3,000円減少しております。

次に、財務費用は3億5,080万3,000円で、そのほとんどが企業債利息であり、企業債残高の減少により、前年度に比べて2,867万9,000円減少しております。

次に、営業外費用は2億3,812万8,000円で、消費税及び地方消費税納付額と、その他に計上しております電気復元株配当金の開発事業特別資金特別会計への繰出金などであります。営業外費用が前年度に比べまして289万7,000円減少しておりますのは、工事費の増に伴い、消費税納付額が減少することなどによるものであります。

この結果、表の一番下にありますように、収支残は4億6,148万8,000円で、前年度に比べて1億3,014万9,000円の増加となります。

次に、4ページの3 資本的収入及び支出であります。

資本的収入は3億5,038万3,000円であります。

このうち、貸付金返還金の3億5,038万2,000

円は、一般会計に貸し付けている資金の返還金3億円と工業用水道事業会計及び地域振興事業会計からの返還金5,038万2,000円であります。貸付金返還金が前年度に比べて3,396万6,000円増加しておりますのは、工業用水道事業会計からの返還金の増によるものであります。

次に、資本的支出は14億9,688万8,000円であります。

建設改良費は、電気事業施設の改良工事等に要する費用で、4億9,927万8,000円となっております。前年度に比べ、1億3,549万3,000円の増となっておりますのは、土木部の多目的ダム改良事業費の増などによるものであります。

次に、企業債償還金の6億6,759万6,000円は、企業債の元金償還金であり、前年度に比べて990万3,000円増加しております。これは、元利均等償還方式のため元金の割合がふえることによるものであります。

次の貸付金3億円は、一般会計に対し、企業局地域振興貸付金として貸し付けるものです。

この結果、表の一番下の収支残にありますように、11億4,650万5,000円の資金不足となります。これにつきましては、表の欄外にありますように、過年度分損益勘定留保資金等を財源として補てんする予定であります。

続きまして、議案第16号 工業用水道事業会計であります。

まず、1 業務の予定量であります。給水事業所は12社で、年間総給水量は前年度に比べ12万4,618立方メートル増の4,561万188立方メートルを見込んでおります。

次に、2 収益的収入及び支出についてであります。

事業収益は3億6,606万3,000円で、そのうち営業収益の給水収益は3億5,519万4,000円であ

ります。給水収益が前年度に比べ205万4,000円増加しておりますのは、株式会社日向製錬所などの常時使用水量が増加することによるものであります。

また、営業外収益は889万6,000円で、そのすべてが受取利息であります。前年度に比べ135万8,000円増加しておりますのは、運用利率が上昇し、受取利息が増加することによるものであります。

次に、事業費は3億3,385万8,000円であります。

そのうち営業費用は3億158万7,000円で、主な費用は、職員給与費が6,905万8,000円、減価償却費が8,966万8,000円、委託費が3,309万円、修繕費が6,451万7,000円などとなっております。

職員給与費が2,455万円減少しておりますのは、人員の減によるものであります。減価償却費が443万1,000円増加しておりますのは、平成17年の台風14号に伴う災害復旧工事により、固定資産が増加したためであります。委託費が353万3,000円増加しておりますのは、浄水場施設健全度調査等を予定しているためであります。また、修繕費が1,537万円増加しますのは、主要変圧器等の塗装工事などを予定しているためであります。この結果、営業費用が前年度に比べまして298万2,000円増加しております。

次に、営業外費用は1,727万1,000円で、企業債等の支払利息と消費税及び地方消費税納付額であります。前年度に比べまして256万2,000円減少しておりますのは、工事費の増加により、消費税納付額が203万4,000円減少したことなどによるものであります。

以上の結果、表の一番下にありますように、収支残は3,220万5,000円となり、前年度に比べ279万8,000円の増加となります。

次に、6ページの3 資本的収入及び支出であります。

資本的収入はございません。

資本的支出は、建設改良費、企業債償還金など、1億2,602万6,000円を計上しております。

建設改良費が前年度に比べて1,959万円増加しておりますのは、改良工事の増によるものであります。また、企業債償還金52万1,000円増加しておりますのは、元利均等償還方式によるものであります。

借入金償還金が前年度に比べて7,847万3,000円増加しておりますのは、平成18年度末で累積欠損金が解消される見込みであることから、電気事業会計に4,041万5,000円を償還するとともに、新たに一般会計に4,450万7,000円の償還を開始するためであります。この結果、表の一番下の収支残にありますように、1億2,602万6,000円の資金不足となります。これにつきましては、表の欄外にありますように、過年度分損益勘定留保資金等を財源として補てんする予定であります。

7ページをごらんください。

議案第17号 地域振興事業会計であります。

地域振興事業会計につきましては、平成18年度から指定管理者制度へ移行いたしております。

まず、1 業務の予定量であります。ゴルフコースの年間施設利用者数は、前年度に比べ2,000人増の3万7,000人を予定しております。

次に、2 収益的収入及び支出についてであります。

事業収益は2,900万8,000円であります。

そのうち、営業収益の施設利用料は、平成18年度と同額の2,625万円を見込んでおります。

営業外収益は107万7,000円で、そのすべてが受取利息であります。前年度に比べて11万8,000

円増加しておりますのは、運用利率の上昇によるものであります。なお、その他の項目で、前年度の550万1,000円は退職給与引当金の取崩益を計上していたものであります。

次に、事業費は2,819万8,000円であります。

そのうち営業費用が2,279万5,000円で、主な費用は、職員給与費が90万円、減価償却費が1,064万4,000円、修繕費が700万円などであります。営業費用が前年度に比べて501万円減少しているのは、減価償却費や修繕費の減少等によるものであります。

次に、営業外費用は140万3,000円で、支払利息や消費税及び地方消費税納付額などであります。

以上の結果、表の一番下にありますように、収支残は81万円となり、前年度に比べて27万3,000円の減少となります。

次に、8ページをごらんください。

3 資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入はございません。

資本的支出は1,396万8,000円を計上しております。

この内訳は、電気事業会計からの借入金償還金996万8,000円などであります。資本的支出が前年度に比べ132万4,000円減少しておりますのは、前年度は建設改良費を132万4,000円計上していたことによるものであります。

以上の結果、表の一番下の収支残にありますように、1,396万8,000円の資金不足となります。これにつきましては、表の欄外にありますように、過年度分損益勘定留保資金を財源として補てんする予定であります。以上であります。

○外山良治委員長 執行部の説明が終わりました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○十屋委員 3ページの電気事業ですけれども、いろいろ物議を醸しておりますが、きのうの補正でもありましたけれども、その方向で担当部局も頑張っていたかということですので、ぜひ頑張ってください。それで、ここの営業費の中で人員減というのがあったんですが、これはシステム上のことで人員削減ができたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○古賀総務課長 18年4月1日で組織を大幅に見直しました。それまで管理部と工務部ということで2部体制をとっておりましたけれども、部制を廃止するとともに、課の統合等も行ったわけでございます。そういうことで、執行体制の見直しをいたしまして、電気事業会計で申し上げますと、従前、17年度で申し上げますと、128名おったわけでございますけれども、電気事業は114名ということで、14名の減としております。さらに、工業用水道事業でございますけれども、同様になりました。同様に17年度は9.9人おったわけでございますけれども、これにつきましては6.9人と、残りの0.1名は、これにつきましては地域振興事業ということで、企業局全体で申し上げますと、138名の人員を121名ということで17名の減をやったところでございます。

○十屋委員 それは普通に考えて、17名という1割以上ですよ。相当な人員削減で効率化できたというふうに理解するんですけれども、それはいい方の要因というのは何だったんでしょうか。組織見直しと部局の仕事のやり方を変えたり、いろいろ工夫されたというふうには理解できるんですが、人員の1割というのは、なかなかそう簡単に削減できるものではないと思うんですけど。

○古賀総務課長 今回減少しましたのは、主に管理部門を中心に合理化をいたしております。

ですから、管理の方法を大幅に見直すとか、重複はしてなかったんですけども、そういった業務をできるだけ簡素化していくというような格好でしております。さらに、運転業務で今まで6名おったわけでございますけれども、これを2名に減らしております。

○十屋委員 組織改編、いつも行革の中に出てくるのは、そうやっているんな管理部門も含めて、見直しを図りながら効率化していくということなんですけど、例えばどういうところをどう管理部門で平成17年度やってたから18年度はこうしたというところをひとつお話しいただきたいのと、それから、運転部門で6人を2人というのは、これはまた大分違う、いい方に解釈して、努力されてるといふふうに見るんですけども、これは仕事には支障はないんですね、当然今やっていらっしゃるわけだから。

○古賀総務課長 従前から申し上げますと、管理部門では、総務課と経営企画課というのがございました。これを統合いたしたということで、総務担当ということで、経営企画課の管理的な部門と総務課の管理的な部門、これを統合したと、それと運転手を合わせて6名にしました。運転手が減った部分については、職員で対応するということで見直しをしております。また、課の統廃合をすることによって、課長のポストが減ったり、補佐のポストが減ったりというようなことで人を減らしていったというものでございます。

○十屋委員 減った人の部分というのは、どういう、後の形は補充はしなくなるんでしょうけど、それはこっちの県庁の執行側の方に戻られたということで理解していいんでしょうか。

○古賀総務課長 その分、交流職員、いわゆる知事部局からの出向職員が減少いたしたという

ことになります。

○外山三博委員 緑のダムの事業、これはこれからずっとやっていくわけですが、これは別途会計になるんですか。

○古賀総務課長 電気事業の中でやっておりません。

○外山三博委員 そうしますと、電気事業のどの項目でこの造成事業の費用が出ておるんですか。

○古賀総務課長 3ページをごらんいただきたいと思います。3ページのところで、下から半分に事業費というのがそれぞれ書いておりますが、事業費のすぐ下、営業費用がございます。そしてずっと下の方まで行っていただきますと、その他ということで、額で申し上げますと6億7,056万9,000円というのがあります。そして、備考欄をごらんいただきますと、市町村交付金の隣に書いておりますが、ここの中に緑のダム造成事業ということで、植栽とか管理に要する経費が書いてあります。さらに、4ページをごらんいただきたいと思いますが、4ページの建設改良費というのがございますけれども、この中に山林の買収に要する費用というのが含まれております。

○外山三博委員 ということは、来年度以降ずっと電気事業の収支の中からこの費用は捻出してやっていこうということで、別途積立金をこれに充当するというわけではないんですね。

○古賀総務課長 電気事業の中でやっていこうということでございますが、今、委員、積立金とおっしゃられたわけでございますけれども、この事業というのは非常に息の長い事業でございます。ですから、これは一たん着手したら途中でやめるということではできませんので、今年度から緑のダムに対する積立金を積んでいこう

ということで今予定しているところがございます。

○湯浅副委員長 ちょっとお尋ねしますが、今の外山委員の御質問と多少関連があると思いますが、総務課長、ちょっと教えてください。3ページの、これは判断するときの、これを理解してないと私は本当の理解にならないと思うから質問するんですが、2番の収益的収入及び支出、これは普通で言うと損益計算書ですよ。3ページの収益的収入及び支出というところ。普通で言うと損益計算書。もう一つは、バランスシートというのはあるんですか。今ちょっと積立金の話が出たですよ。これはあるんですか。

○古賀総務課長 損益計算書及び貸借対照表、ございます。

○湯浅副委員長 損益計算書は単年度の収支の動きですよ。バランスシートになってみると、これは過去の積み立てを含めてと何年かの累積ですよ。我々が知りたいのは、今この電気事業の問題でも、知事初め皆さん方の攻防も今、きのうでしたか、山口委員の方からも出ておりましたが、その判断材料として、むしろ私ども関心があるのはBSの方なんですよ。その辺は資料としては出せないんですか。

○古賀総務課長 平成19年2月定例県議会提出予算事項別明細書（平成19年度当初分）というのがございます。この中にそれぞれ詳細がございまして、19年度の予定貸借対照表ということで、電気事業で申し上げれば581ページから出しております。

○湯浅副委員長 それは見てからわかっておるわけですが、データとして、いつもこれだけしか出ないから、一方この後ろのバランスシートは資料として出せないのかと言ってるわけです。説明の要点として、資料の改訂の要求です。

○古賀総務課長 配付資料として、ということでございますね。それにつきましては、今後、工夫していきたいと思っております。

○湯浅副委員長 それが説明の要点としては非常にわかりやすく、我々はBSなんかずっと見てきてるから割と分かりやすいんだけど、それが全部ではないと思うんですね。だから、そこ辺を含めて、議論の対象として資料の提出を、変更ができればぜひ出してほしいなど、要望です。よろしく願います。以上です。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時57分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、午前10時再開、教育委員会の当初予算に関する審査を行う予定です。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後1時57分散会

平成19年3月2日（金曜日）

午前10時0分開会

出席委員（8人）

委員 長	外山良治
副委員 長	湯浅一弘
委員	松井繁夫
委員	外山三博
委員	中村幸一
委員	蓬原正三
委員	十屋幸平
委員	山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	高山耕吉
教 育 次 長 (総 括)	石野田幸蔵
教 育 次 長 (教育政策担当)	前田博
教 育 次 長 (教育振興担当)	福島信雄
総 務 課 長	梅原誠史
政 策 企 画 監	満丸洋一
財 務 福 利 課 長	小田正一
学 校 政 策 課 長	飛田洋智
学 校 支 援 監	白川智
特 別 支 援 教 育 室 長	渋谷弘二
教 職 員 課 長	谷村學
生 涯 学 習 課 長	豊島美敏
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂口和隆
文 化 財 課 長	米良弘康
人 権 同 和 教 育 室 長	遠目塚勉

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大 野 誠 一

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、関係課長の説明は、3課ごとに説明と質疑を行い、すべての課が終了した後に総括質疑の時間を設けたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、教育長の概要説明をお願いします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成19年度当初予算案等につきまして御説明いたします。

お手元の平成19年2月定例県議会提出議案(平成19年度当初分)をお願いいたします。

表紙をめくっていただいて、1ページの目次をごらんください。

今回御審議をいただく予算関係議案は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」、議案第14号「平成19年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、以上の2件でございます。

また、特別議案としましては、議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、2ページをお開きください。議案第28号「県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第32号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」、以上の3件でございます。

内容につきましては、後ほど担当課長が説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

と思います。

それでは、予算関係について御説明をいたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

「教育委員会各課（室）所管 当初予算（案）」でございます。

平成19年度の当初予算額についてであります。表の下の方、太線で3カ所囲んでありますが、最初の合計の欄をごらんください。

一般会計の合計は1,152億785万4,000円、その下にあります特別会計の合計は1億9,983万7,000円、総計で1,154億769万1,000円です。前年度の当初予算額に対しまして6億8,625万円の減、対前年比99.4%となっております。

今回の予算編成につきましては、骨格予算の影響などによる減額はありますものの、早急な対応を要する経費等につきましては、政策的経費でありましても所要額を計上するなど、教育活動に影響が生じないよう措置できたものと考えております。

私の方からの説明は以上ですが、詳細につきましては、引き続き担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○外山良治委員長 それでは、まず総務課、財務福利課、学校政策課の審査を行います。その他の課につきましても各課長にはお残りいただきたいと思っております。

それでは、議案について、各課長の説明をお願いいたします。

○梅原総務課長 まず、総務課関係について御説明申し上げます。

総務課は、議案第1号当初予算関係と議案第24号特別議案がございます。

まず、歳出予算について御説明申し上げます。

お手元の平成19年度歳出予算説明資料、総務課は419ページをお開きください。

一般会計予算33億8,181万3,000円を計上いたしております。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説明を申し上げます。

421ページをごらんください。

上から4段目、（目）教育委員会費、（事項）委員報酬1,161万7,000円、また、その下の段ですが、（事項）運営費265万3,000円です。これは、教育委員の報酬並びに教育委員会の運営に要する経費でございます。

次に、その下、（目）事務局費、（事項）職員費16億9,543万8,000円です。これは、社会教育・保健体育関係職員を除く教育委員会事務局職員の人件費です。

次に、（事項）一般運営費7,448万2,000円です。これは、事務局本庁及び教育事務所の運営に要する経費です。

422ページをごらんください。

中ほど、（事項）教育企画費3,857万9,000円です。

このうち主な事業を御説明申し上げます。

説明欄の（4）「みやざき子ども教育週間」推進事業622万4,000円です。これは、10月の家庭の日以降の1週間を「みやざき子ども教育週間」として位置づけまして、県民みんなで子供をはぐくもうとする意識の高揚を図ることを目的に、地域での推進大会など関連行事の開催や親子ふれあいカレンダーの配布などに要する経費でございます。

その下の（7）地域で子どもを育てる「地域

教育システム創造」実践モデル事業1,397万5,000円であります。この事業は、地域において子供を育てる枠組みであります地域教育システムを、家庭、学校、地域社会が連携してつくり上げ、地域の教育機能の向上を図るために、県が推進役となりまして、県内7市町のモデル地区でさまざまな活動を展開するものであります。

次に、(事項)教育広報費3,216万4,000円であります。これは、教育広報誌「宮崎の教育」の発行やテレビ教育広報番組として「学びのひろば」の制作・放送等に要する経費でございます。

次に、423ページをごらんください。

(目)教育研修センター費5,456万2,000円あります。これは、教職員の資質向上のための研修や保護者等からの教育相談の実施など、教育研修センターの運営に要する経費であります。

次に、(目)社会教育総務費、(事項)職員費12億2,053万円あります。これは、生涯学習課等の社会教育関係職員の人件費であります。

次に、その下、(目)保健体育総務費ですが、(事項)職員費2億4,949万4,000円あります。これは、スポーツ振興課等、保健体育関係職員の人件費であります。予算関係につきましては以上でございます。

次に、特別議案関係について御説明をいたします。

常任委員会資料の10ページをごらんください。

議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正理由でございますが、地方財政計画の改定、教育職員免許法の改正等により、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、大きく3点ございます。(1)授業料に関係するもの、それか

ら(2)入学料及び進級手数料に関するもの、(3)教員免許状授与等の手数料に関するものがございます。

まず、(1)の①高等学校定時制課程の「単位制による課程以外の課程」に係る授業料でございますが、ここにつきましては、定時制課程の単位制による課程以外の課程に係る授業料を今回削除するものでございます。これは、学年制で課程を進めております単位制による課程以外の課程に在籍する生徒が、現在、宮崎工業、都城泉ヶ丘及び富島高校の最終学年に在籍する生徒のみとなっております。これらの生徒の卒業により、今年度をもってこの単位制による課程以外の課程がなくなるため、削除するものでございます。なお、定時制課程につきましては、平成19年度以降はすべて単位制課程による運営を行う予定であります。

次に、②は、国の地方財政計画の改定等に伴い、全日制、定時制、通信制、それぞれの授業料の額の見直しを行うものであります。なお、額につきましては、平成19年度から段階的に引き上げる予定であります。

次に、(2)高等学校及び通信教育の入学料及び中等教育学校後期課程の進級手数料につきましては、国の地方財政計画に合わせて額の見直しを行うものであります。

次に、(3)教育職員免許状授与等手数料等につきましては、教育職員免許法の改正に伴い、普通免許状及び臨時免許状の特別支援教育領域の追加の定めに関する手数料の新設等を行うものであります。

この条例の施行につきましては、平成19年4月1日を予定しております。

具体的な改正内容につきましては、次の11ページから15ページまで新旧対照表をつけておりま

すので、御参照いただきたいと存じます。

総務課関係は以上であります。

○小田財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。再度、先ほどの歳出予算説明資料をお願いいたします。

財務福利課関係のインデックスのところ、425ページをお願いいたします。

財務福利課関係といたしまして、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」と議案第14号「平成19年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」をあわせて御説明いたします。

本課の予算は、79億3,010万7,000円をお願いしております。内訳としましては、一般会計が77億3,027万円、特別会計が1億9,983万7,000円あります。

次に、427ページをお願いいたします。

以下、主な事業につきまして、事項ごとに御説明申し上げます。

まず、一般会計についてであります。中ほどの(事項)維持管理費に6億1,416万8,000円を計上しております。これは、県立学校の校舎等の施設設備の修繕、改修や環境整備等を行うものでありまして、教育財産の良好な管理保全を図るための経費でございます。

一番下の段の(事項)県立学校耐震対策事業費に8億9,378万2,000円を計上しておりますが、これにつきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、428ページをお開きください。

2段目の(事項)育英事業費に14億735万8,000円を計上しております。主なものは、育英資金貸与事業の14億316万円ですが、これは日本学生支援機構からの高等学校奨学金の移管に伴いまして、前年比で3億円を超える増となっております。

次に、1つ下段になりますが、(事項)高等学校等育英資金貸与事業基金積立金に10億45万円を計上しております。これは、日本学生支援機構から高等学校の奨学金事業が県へ移管されたことに伴い、奨学金の原資である交付金を県育英資金貸与事業に充てるための積立金であります。

次に、429ページをお願いいたします。

3段目の(事項)教職員福利厚生費に1億5,282万円を計上しております。これは、県立学校の安全衛生管理体制整備や教職員健康管理事業、教職員等の保健指導費、教職員のメンタルヘルス研修事業、教職員に対する相談事業、宮崎県教職員互助会への補助金など、教職員の福利厚生事業に要する経費でございます。

次に、1つ下段になりますが、(事項)学力向上推進費に2億8,961万1,000円を計上しております。これは、教育のIT化としまして、県立学校に情報教育用の設備を整備するとともに、小中県立学校が安全にインターネットを利用するための「教育ネットひむか」の活用を推進するための経費でございます。

次に、430ページをお開きください。

2段目の(事項)一般運営費(高等学校)に15億7,557万9,000円を計上しております。これは、高等学校等の適正かつ円滑な維持管理に要する経費で、光熱水費や各種業務委託、教材費などでございます。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、434ページをお願いいたします。

(事項)高等学校実習費であります。これは、県立学校7校の農業実習事業に要する経費であり、1億9,983万7,000円を計上しております。

次に、別冊の委員会資料の方をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

先ほどの県立学校耐震対策事業についてであります。

まず、1の事業の目的にありますとおり、この事業は耐震基準の改正が行われました昭和56年以前に建設された建物のうち、解体予定のある建物を除いたすべての建物について耐震診断を行い、耐震補強が必要な建物については、計画的に補強工事を行うものでございます。

次に、2の事業の内容についてであります。耐震診断につきましては平成18年度までに終了しておりますので、今後はこの結果をもとに補強工事を行います。平成19年度につきましては、

(1)の耐震補強設計は、都城農業、小林、宮崎西それぞれ2棟、妻、都城西、延岡養護、日南工業、日向、本庄の9校12棟について、(2)の耐震補強工事につきましては、延岡工業2棟、宮崎東、宮崎大宮2棟、小林2棟、富島、延岡商業、都城商業、延岡青朋、宮崎西、都城農業の10校13棟について計画しております。

この結果、耐震化率につきましては、19年度末見込みでございしますが、77.4%となる見込みでございします。

次に、3の事業費であります。耐震補強工事及び耐震補強設計に要する事業経費としまして、8億9,378万2,000円を計上しております。

財務福利課関係は以上でございします。よろしくお願ひします。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございします。

学校政策課の平成19年度当初予算について御説明させていただきます。

再度、歳出予算説明資料をお願いいたしたいと思ひます。

435ページをお開きください。

学校政策課の当初予算の総額は、20億215万4,000円をお願いいたしてあります。

それでは、主なものについて説明させていただきます。

437ページをお願いいたします。

まず、中ほどの(事項)県立高等学校再編整備費12億764万9,000円でございますが、このうち説明欄の2 中高一貫教育校(併設型)設置事業1,834万9,000円でございます。これまでの新設県立学校開設準備委員会での検討等を経て、この4月、県立宮崎西高等学校に県内では初の附属中学校を開校することにいたしますが、現在の宮崎西高校内の教室を中学校課程に必要な技術室への改造や教材等の備品を整備するものでございします。

なお、1の西諸県地区総合制専門高校設置事業、それから4の南那珂地区総合制専門高校設置事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて説明させていただきます。

次に、(事項)学力向上推進費1億9,536万6,000円でございます。

2 少人数指導推進モデル事業1億3,951万5,000円は、小学校における個に応じたきめ細かな指導の充実と学力の向上を図るため、30人学級編制を小学校1年生から2年生まで拡大しているところですが、それに伴いまして、3年生から6年生の少人数指導の推進のために非常勤講師を配置するためのものでございします。

次に、5 改善事業 みやざき小中学校学力向上推進事業でございしますが、これも後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

438ページをお願いいたします。

上から2番目、(事項)指導者養成費2億6,621万9,000円でございます。主な事業といたしまし

て、4の国際理解教育推進事業1億9,341万6,000円は、外国語指導助手を各県立学校、教育事務所に配置するものでございます。

次に、下から2番目の(事項)生徒健全育成費1億935万3,000円でございます。このうち1の自己指導能力育成充実事業9,493万7,000円は、いじめや不登校、問題行動等の解決を図るため、小学校への子どもと親の相談員の配置や中学校へのスクールアシスタント、スクールカウンセラーを配置して、教育相談体制を充実するものでございます。

次に、439ページをお願いいたします。

上から2番目、(事項)就職支援活動促進費、改善事業 志を育む進路指導サポート事業1,402万円でございます。この事業は、これまで高校卒業後、就職を希望する生徒に対し、進路指導・就職支援対策として、インターンシップの実施や就職支援アドバイザーの配置を行ってまいりましたが、今回これらの事業を統合いたしましたものでございます。内容としましては、県内5つの拠点校に企業等の元人事担当者等から成る進路対策専門員を配置し、就職に関する情報収集や新規求人の開拓、進路相談を行うとともに、県立高校においてインターンシップを推進し、計画的・組織的な進路指導体制の確立と指導内容の充実を図るものでございます。

次に、440ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)芸術文化活動費2,307万2,000円でございます。2の改善事業 全国高等学校総合文化祭開催準備事業1,131万7,000円は、平成22年に本県で開催が内定しております全国高等学校総合文化祭開催に向け、本県参加部門の育成強化、さらには開催に向けた準備を行うものでございます。

次に、一番下の(事項)学校安全推進費1

億5,500万8,000円でございます。

次の441ページをお願いいたします。

2 日本スポーツ振興センター共済事業1億5,098万1,000円は、県立学校に通学する児童生徒の学校管理下でのけがや疾病及び登下校中のけがの医療費を保障するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金と給付金であります。

歳出予算説明資料につきましての説明は以上でございます。

恐縮ですが、常任委員会の資料の方をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

西諸県地区総合制専門高校設置事業についてでございます。

1の事業の目的であります。西諸県地区の専門高校、小林工業高校、小林商業高校、高原高校は、平成19年度までは各学校1学年3学級編制を維持できると考えておりますが、さらにその後の生徒数の減少により、平成20年度から24年度の間には逐次1学年2学級程度となることが見込まれており、各学校の運営が極めて困難となることが予測されます。そこで、県立高等学校再編整備計画に基づき、平成20年度に小林工業高校と小林商業高校を新設の総合制専門高校として小林工業高校の用地に再編成し、23年度には高原高校も組み入れて、農業、工業、商業、福祉の、大きな学科で言うとそういう学科を併置した総合制専門高校とするものであります。

2の事業の内容であります。1の開設準備につきましては、当該高校と教育委員会で開設準備委員会を組織し、平成20年度、来年度の開校に向け、教育課程の編成や校名の決定など、具体的準備を進めてまいります。

(2)の校舎整備につきましては、校舎の本

体建設工事、仮設校舎リース、備品移設等を実施いたします。

なお、3の事業費につきましては、11億6,432万9,000円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

南那珂地区総合制専門高校設置事業についてであります。

1の事業の目的であります。南那珂地区の専門高校3校、日南農林高校、日南工業高校、日南振徳商業高校でございますが、この3校につきましては、平成20年度までは各学校1学年3学級編制を維持できると考えておりますが、その後の生徒数減少により、21年度には1学年2学級となることを見込まれております。そのため、西諸県地区と同じく、県立高等学校再編整備計画に基づき、21年度に3校を日南工業高校の用地に、農業、工業、商業、福祉を併置した新設の総合制専門高校として再編成するものであります。

2の事業内容であります。1の開設準備につきましては、18年度に引き続き、開設準備委員会におきまして、21年度の開校に向け諸準備を進めるものでございます。

(2)の校舎整備につきましては、農業用の校舎、農業棟、商業棟、福祉棟など、新築設計や改修設計、解体工事設計を予定いたしております。

また、以上のほか、(3)や(4)に示しております農地借用調査や備品移設も計画しているところでございます。

なお、3の事業費につきましては、2,331万5,000円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

改善事業 みやざき小中学校学力向上推進事業についてであります。

1の事業の目的であります。学力向上のためには、学力等の状況を総合的かつきめ細かに把握・分析し、的確な学力向上対策に生かすことが重要であり、本県におきましては、17年度から全国規模の学力調査を実施させていただいておるところでありまして、全国における本県の学力の状況を把握し、必要な学力向上対策を実施してきたところであります。このような中、19年度からは文部科学省が新たな調査を実施することとなりましたが、そのことを受け、これまでの学力調査を廃止し、改めて小中学校各学校段階で、小学校は小学校、中学校は中学校段階で補充等の学力向上対策の指導が可能な小学校5年生、中学校2年生を対象とした本県独自の学力調査を実施することにより、的確な学力向上対策の推進に資するものであります。

2の事業内容であります。1にありますように、県教育委員会で作成した調査問題により学力調査と意識調査を実施し、本県の小中学生の学力実態を把握・分析し、その結果を「全国学力・学習状況調査」の分析結果とあわせて、各学校、市町村教育委員会、県教育委員会における学力向上対策等の立案・実施に活用していきたいと考えております。

実施時期は、平成19年4月24日火曜、4月25日水曜を予定しておりまして、これは文部科学省が調査をする日と日にちを合わせております。

実施教科につきましては、文部科学省は小学校6年生、中学校3年生で2教科という実施でございますが、小学校5年生、中学校2年生を対象に、小学校は4教科、中学校は5教科で行うこととしております。

また、2にありますように、各学校において改善計画を策定し、その改善に向けた取り組みを実践することにしております。

(3) につきましては、各教育事務所を単位として、学力調査の分析、結果を受け、課題が明らかになった教科等について、教員の指導力を高める授業研究会を実施し、教員の指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、3の事業費につきましては、1,045万6,000円でございます。

学校政策課関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○外山良治委員長 3課議案説明が終わりました。質疑はございませんか。

○中村委員 総務課の24号、改正の内容、高等学校定時制課程の単位制による課程以外の課程、これをもう一回説明していただけますか。

○梅原総務課長 それでは、特別議案第24号について御説明申し上げます。委員会資料の10ページでございますけれども、このまず(1)の授業料につきまして、①の中で高等学校の定時制課程で単位制による課程以外の課程、いわゆる学年制でございますが、この学年制の課程に属する生徒さんが今年度ですべて卒業することになりますので、この課程に関する授業料の規定を削除するものでございます。以上であります。

○中村委員 わかりました。学年は関係ない、単位をとっていけばいいということですか。

○梅原総務課長 今後はすべて単位制ということになります。

○外山三博委員 二、三お尋ねをしますが、まず、423ページの中ほどの教育研修センターの管理運営に関して、教員として不適格な教員にここに来てもらって、1年ぐらいのめどで研修をして、そういうことをやってこられましたね。昨年の実態はどうなんですか。そして、ことし、来年度はどういう計画、同じようなことをやら

れるのかどうかお尋ねします。

○梅原総務課長 ただいまの御質問は、不適格教員に対する特別研修ということでございますが、これは個別の事業ということで構成をしております。教職員課の方で所管いたしております。

○外山三博委員 それでは教職員課の方でここに関する説明が後ほどありますか。あれば、そのときお聞きします。

○谷村教職員課長 では後ほど説明いたします。

○外山三博委員 次、437ページの学力向上の事業に要する経費ということで少人数指導推進モデル事業1億3,900万、これは30人学級を考えると、その人件費という費用だろうと思うんですが、我々のころは大体50人学級ですよ。50人学級でやってきて、みんな立派な社会人になっておるわけなんですよ。それが40人になり、35人になり、今30人学級ということできておりますね。何人ぐらいの規模が一番、経費は別にして、少なくなればいいと私は思わないんですよ。何人ぐらいの規模の一つのクラス構成がいいのかどうか、そこ辺を検証したというか、研究したというか、日本で、これは世界的にも同じかもわかりませんが、そこ辺のところを踏まえてこういう計画をしていかないと、大方30人学級になったら、今度はまた父兄なんか25人学級にせんといかんと、どんどんどんどんなっていくわけですよ。ですから、宮崎の教育委員会としては、このぐらいが一番いいんじゃないかというものをベースに持っておかないといけないだろうと私は思うんですよ。そこ辺のところは今どういうふうなお考えなんですか。

○高山教育長 県教育委員会としましては、一応30人学級を目途として国の方にも要望等をいたしております。平成17年4月の時点でしたか、

これまで1年と2年生で30人学級を実施したわけでございますけど、その検証をしております。その検証結果としましては、子供たちがよく発表するようになったとか、意見がたくさん出るようになった、あるいはまた、生徒同士が仲よくなりまして非常に和気あいあいとなったと、そういった検証も出ておりますし、さらに休む人が少なくなったという結果も出ておりますし、一応国の方とも十分協議しながら、30人学級を県教育委員会としましては推奨しようということで、30人学級を目指して努力をしているところでございます。以上です。

○外山三博委員 この問題に対する国の方の考え、国はどういう考えを持ってるんですか。

○高山教育長 一応国の方としまして、30人学級を中教審等でも提案しておりますし、30人学級が一番ベターだろうということで、今のところはそういった方向で国の方もお話をしているところでございます。

○外山三博委員 これは県の方は聞いたことがあるんですが、国の方で何人が一番いいか、そういう実証というか研究というか、モデルをつくって何年かかけて、40人学級、30人、20人とか、そういうようなことをやってきたということはあるんでしょうか。

○高山教育長 そこまでは把握いたしておりませんが、30人学級の目的は、御案内のとおり、落ち着いたある教育環境の中で基本的な生活習慣とか教育活動を充実させようということで30人学級を国の方も進めてきておりますし、そういった中で、今の段階では、中教審等の議論等もありますけど、30人学級が一番最善じゃないかということで国の方も提案をしている状況でございます。

○外山三博委員 この30人学級が一番いいだろ

うというのは何となくなんですか。それとも、何かきちんとしたものが、それじゃ、費用は別ですよ、20人学級の方がいいよという考えもあるかも知れませんが、何で30人学級かという根拠ですよ。非常に難しいかも知れませんが、将来に向けて、そこ辺のものを持っておく必要があると思うんですが、そのところはなんですか。

○飛田学校政策課長 各学校の校長の方に少人数指導した結果についていろんなアンケートをとっておりますが、その中で30人から35人をさらに2学級にすると、17~18人とか20人ぐらいになるんですが、それはどうだろうか。実は本県では既に1クラスぐらいの小学校というのが、小学校数の割合に対して6割ぐらいが1クラスの学校でございます。そういう状況を考えてとき、適正規模として30人学級ぐらいではかなりいいというような報告は、データの数字ではありませんけど、校長等にとったアンケートではいいという報告をいただいております。

○外山三博委員 宮崎大学の附属小学校・中学校ありますよね。これは、こういう研究をするために私はあると思うんです。私はこの附属中学校のとき、こういう経験をしました。男の子だけ、男子クラスと女子クラス、それと混合クラスをつくって、モルモットになったわけですよ。その結果、学力、それからいろんな面を含めて、混合クラスがいいということになったのかどうか、私も子供だったからその研究成果は聞いてませんが、宮崎大学の教育学部の附属小学校・中学校あたりは、そういう試験をやっておるということは聞かれたことはないですか、どのぐらいの学級編制がいいというような。

○福島次長 定員が国の決められたものでやっていますので、少人数の実験とか、そういうの

は聞いたことがございません。

○外山三博委員 ですから、その経費の予算の管理を前提にすれば、教員の数ということになるわけですね。しかし、教育上どのぐらいのクラスがいいかというのは、予算、費用は別に置いて検証していく必要が私はあると思いますから、今すぐということじゃなくて、宮大の附属小中学校あたりとも相談されて、そういうことができるものなら取り組んでもらえれば、県の学校じゃなかなか難しいと思うんですよ。ひとつそういうことを今後のテーマとして、ずっと将来ついてくると思うんですよ。間違いなく今度は20人学級にしると父兄からの要望が出てきますから、科学的なある程度の検証というのは必要じゃないかと思います。これはちょっと関連しますが、今、小中学校は特別なことがない限り、男女混合なんですか、それとも男子クラス、女子クラスというのはあるんですか。

○福島次長 男女一緒でございます。

○外山三博委員 これは男女一緒の方がいいんですか、どうなんですか。何か理由があるんですか。別々にした方がいいという考えはないんですか。

○福島次長 別々にといいますと、昔のように分けるという形だと思うんですけれども、新しい教育になりまして、世の中が男女一緒に過ごしていますので、男女共学ということで、私学もだんだん男女別の学校もなくなりつつありますけど、高等学校でも、やはりそういうふうに、世の中と同じように学校も男女一緒に協力しながら大人になっていくといいますか、そういうことで男女共学ということになっているかと思えます。

○外山三博委員 今聞きますと、やっぱり何となく、きちとした根拠があってじゃないと思

うんですね。ですから、私は自分の経験をちょっと言いました。宮崎大学が多分そういう目的で、男子クラス、女子クラス、混合もやって、3年ぐらいやったのかな、そういうものが多分あるはずですから、一度宮崎大学教育学部の方にそのときの成果というか、それがきちっとあれば、こういう実験をやった結果こういうものがあるということがわかりますから。私が中学のときだから、大分前の話ですよ。資料があるのかどうか、これは大事な資料だと思うんですよ。一回調べてみてもらって、私はモルモットになったわけですから、私も結果を知りたいし、ぜひ調べてみてください。

次に、別冊のみやざき小中学校学力向上推進事業の中で、ちょっと表現がよく意味がわからなかったのも、再度説明をお願いしたいんですが、事業の目的の後段の方に、「改めて小・中学校各学校段階で補充等の学力向上対策指導の対応が可能な小学校5年生と中学校2年生」と書いてありますが、これはどんな意味なんですか。ちょっとわからないんですがね。

○飛田学校政策課長 今までは本県が全国と比較できるような学力調査を実施させていただいたんですが、今度は国が実施いたします。国も本県の学力調査も実態把握という点では共通してるんですが、国の方は、小学校の教育課程が全部終わった6年の最後、それから中学校は中学校3年の最後で、それまでの国の施策とかいろいろやってきたことが正しいかどうかということの評価するという形になっております。結果が返ってくるのが9月ぐらいかなという発表をされてるんですが、9月末あるいは10月の頭となったときは、それからその子供たちに向けて、ここが弱いとかうちの指導法がどうのこうのといっても、もう改善するようなことはでき

ません。本県としては、本県のやってる施策だとか各学校での指導法とか、そういうことを改善して、今おる子供たちにもぜひ補充したい。ということは、小学校で補充できるぎりぎりまで一番後というのは5年生だというふうに考えております。5年生で学校の指導法あるいはその学級の子供たちの状況の弱点というようなものをつかみ、5年生、6年生にかけて補充して、できる限りのことをして卒業させたい、そういう意味でございます。

○外山三博委員 そうしますと、対応が不可能な学校というのもあるんですか。ここに可能な学校と書いてあるということは、不可能な学校があるということでしょうか。

○飛田学校政策課長 学年というふうにお考えいただくとありがたいと思うんですけど、学校段階というのは、小学校段階、中学校段階ということで、少し書き不足だったかもしれませんが、小学校6年生になるとなかなか後のフォローが難しいという意味で書かせていただきました。よろしくお願ひします。

○中村委員 揚げ足を取るわけじゃないんですけど、今さっきの外山委員の質問で、30人学級で生徒と先生が仲よくなった部分があるとおっしゃいましたが、生徒と先生が仲よくなることは、失礼なことかもしれんけど、必要以上に仲よくなることはいいことでしょうか。今、我々も教育を受けた時点で、先生と生徒というのは一線があって、じゃれ合って仲よくしている先生が今多いですね。いろいろ小学校等を見てみて、目に余る。私は、仲よくなることはある意味ではいいことだけど、一線を引かなくちゃ教育現場というのは成り立たないと思うんですけど、揚げ足を取るわけじゃないけど、今、教育長、どういう意味で仲よくなったというふう

におっしゃったのか。

○高山教育長 仲よくなったというのは、節度あることが必要だろうと思ひますけれども、30人学級につきましては、先ほどもお話をしましたけど、落ち着きとゆとりのある環境の中で基本的な生活習慣とか教育活動を充実させようということで、50人、40人、30人というふうに文科省の方も各県を指導したわけでございますが、余りこれが少なくなりますと、子供たちの中で切磋琢磨する機会がなくなって、社会性とか人間性が育たないという状況の中で、今の段階で30人学級かなということで、そういった中で、教師が子供たちに節度あるといひますか、今、委員おっしゃったとおり、そのような状況はいけないと思ひますけれども、子供たちが先生に接して、先生たちが子供たちによく接して子供たちの状況をよく見るとか、そういった中での意味でございます。

○中村委員 各小学校、きょう遠足なんではないか。リュック担いで、ずっと私、門のところに出てましたけど。ちょうど車で来たら、大淀川の橋を渡ってる、手をつないで先生が連れて行ってましたが、5～6年生だからそこまでせんでもいいのかなと思ひながら、先生と生徒が今仲よくし過ぎるんじゃないかと、小学校を見てみて非常に必要以上にべたべたしてるんじゃないかという気がしましたので申し上げたところでした。

話はまた違ひますが、428ページ、育英事業費ですが、今、学校給食費を払わないとか余裕があっても払わないというような問題がよく出てますよね。この育英資金もそうなんですけど、平成18年度の収入未済額はどのくらいあったのか、わかれば教えてほしいと思ひます。

○小田財務福利課長 これは18年度、年度途中

でございますので、17年度の実績で申し上げますと、いわゆる未済額というのが17年度8,100万ほどございました。そのうち過年度の返還率と申しますか、どうしてもこちらの方は落ちますが、過年度が26.8、現年分で申しますと90.38ということで、全体では69.1%の徴収率となっております。69.1%が全体の17年度の徴収率ですね。調定に対しまして実際その年に入りました奨学金の返還金は、今申しました率ということになります。

○中村委員 430ページ、これは説明がなかったんですが、県立学校の内容設備整備に要する経費というのがありますね。新教育機器設備ですね。これはどういうことに使われるものですか。

○小田財務福利課長 今回計上しております1,055万3,000円につきましては、今回は新教育機器設備だけということで、商業系で文書処理システムというのがございまして、そのリース代ということになります。通常内容設備と申しますと、視聴覚設備とか理科教育設備等になるんですが、こちらの方は6月の補正で計上したいと今のところ考えております。以上でございます。

○中村委員 それで、ほかで、434ページ、県立学校実習事業特別会計で、この金額は農業高校の何かに使うとおっしゃいましたね。これはどういうことですか。

○小田財務福利課長 農業系の7校のものでございます。

○中村委員 どういうものに使われるんですか。

○小田財務福利課長 これにつきましては、特別会計ということでございますので、農業高校7校の実習、実験でできました成果品、これを販売した収益、これで一応この会計は成り立っているということでございます。

○中村委員 なぜこういうことを聞くかといいますと、実はきのう工業高校に行っていたんでしたね。どっちの方に行かれたんですか。都城工業の方に行かれた。あっちの方に行っていたんでね。この前、機械科、それから建築システム科、あそこをずっと見せてもらいました。旋盤とかあるいは機械科で使ってるものが非常に古くなって。今、卒業して機械なり行くのに、最先端の機械が各就職しているところにはあるんですよ。ところが、昭和何年ぐらいの機械を基礎的なことで使うのはいいとしても、使い物にならないんですよ。というのは、私は測量ですから、私の事務所、小さな事務所です。土地家屋調査士と行政書士をやっているわけですから小さな事務所、その事務所でさえ、今トランシットはGPSがついたトランシットなんです。これは500万ばかりしますが、そういうトランシットを使って、衛星が7個飛んで。そこのところに測量に行くと、この地点の座標がわかると、そのような機械なんですよ。この前、行って見た。私みたいところでさえこういう機械があるのに、建築システム科あたりに行ってみると、もう10年前に行きました。トランシットがおくれているじゃないか、それでかえってもらいました。また行って見た。日進月歩で毎年進んでるんですよ。ところが、先生に聞くと「これは20秒読みなんですよ」と、20秒読み、これはそんなのないんですよ。63度15分24秒とか出てるんです。そういう機械を使ったって、卒業して就職してきたら使い物にならないんですよ。だから、学校が一番最先端の機械をそろえておかなきゃならない。それで、就職したときにそれが活用できる。古い機械を使っておって最先端の機械を使えないんですよ。だから、工業高校の機械とか電気とか、すべての

工業系の実習の機材を再度点検してほしい。それで、おくらしているものは、やりかえなくちゃならないと思いますよ。でない、就職してきただって使い物になりません。今、ポール持って測量なんかする人いないんですから、すべてこういう小さいピンポール持ってやってるわけですから、使い物にならないんですよ。だから、そういった現場を見てほしいと思います。そのようなことをこの前行ってつくづく思いました。これは別な問題になるのかな、この議案ですから。中高一貫の問題があったんですが、これは予算の関係ですから、別問題になりますからいいです。それだけです。

○小田財務福利課長 中村委員の御指摘の件でございますが、先ほどの内容設備の下の方に産業教育設備費というのがございます。こちらにつきましては、先端技術関係の機器を導入するという予算でございますが、先ほど言われたことも、十分古くなってるというのは認識しておりますし、工業系等の佐土原高校とかいろんなCADシステムとかNCの旋盤、こういう新しいものを今後取り入れたいと。何しろ価格がかなり高価なものばかりですので、国の補助等もにらみながら、また今後要求していきたいと思っております。以上です。

○中村委員 ぜひ宮崎県内の各工業あるいは農業もそうですが、農業はトラクターとかそんなものでしょうから、限られておりますが、工業系のやつは日進月歩で進んでますので、新しい技術を教えてやらないと、何回も繰り返すようですが、就職しても使い物にならないと。ぜひ点検をお願いします。

○十屋委員 予算的に99.4%でしたか、最初説明があったんですが、理解の仕方として、今、課長答弁された産業教育設備費が平成18年

度4,600万が2,600万ということで落ちてたり、いろんところでハード整備といいますか、そういう物を買ったりする部分がまだ肉付けされてないというふうに理解していいのか、その点はどうなんでしょうか、総体的な予算として。

○小田財務福利課長 委員おっしゃるとおり、6月の方で今検討しております。

○十屋委員 そしたら、幾つか聞かせていただきたいと思います。まず、421ページのこれは私の思い違いかと思いますが、教育委員の報酬は前年度と全く一緒というのは、5%は前々年度ぐらいからずっとしてる金額と19年度の金額は一緒ということで理解していいんですね。私の勘違いだったかな。

○梅原総務課長 教育委員の報酬につきましては、平成18年10月1日付で改定を行っております。前年同額ということでございます。

○十屋委員 それから、422ページの県立学校評議員配置329万なんですけど、これはいろいろな意見を聞くことがあって、年度決算のときに聞かなきゃいけないんでしょうけど、学校評議員になっている方に聞くと、意見が出しにくいような状況があったりとかするんですけど、掛け算すれば出てくるんでしょうけど、県内に何人ぐらいいらっしやって、どういう状況なのか、ちょっとわかれば教えていただきたいんですが。

○梅原総務課長 学校評議員についてでございます。現在、県立学校57校に280名の評議員を委嘱いたしております。これは、基本的に各学校5名以内ということで、5名を配置している学校が52校、4名配置が5校となっております。以上です。

○十屋委員 いろいろ敷居が高いと言ったらおかしいんですけど、なかなか意見が出しにくいような雰囲気だそうですので、また聞いておい

てください。

それと、先ほど西諸と南那珂の再編なんです
が、延岡で起きてるように、実際そういうふう
な計画が進んでいって、結果、跡地の学校をど
ういうふうに利用するのかというのは、今の段
階からそれぞれいろんな形で計画したり、地域
の方の意見を聞いたりすることが必要だと思っ
たんですよね。そうしないと、ずっとおくれ
てきて、いろんな意見が出て、まとまりがつか
なくなることも予想されますので、そのあたり
の取り組みはどんなふうに行われているのかと
いうのが一つと、例えば3校を1校にした場合
の経費的な効果と言っていいのか、削減された
額は、おおよそで構いませんけど、どうなるの
かちょっと教えてください。

○飛田学校政策課長 跡地の利用につきまして
が1点目だったと思うんですけど、実は延岡に
つきましても市内にプロジェクトチームをつ
くりましたし、地元自治体等ともいろんな協
議を持ってきました。それで、まず第1番目
に大事なことは、学校ですから、学校施設を
まず基本的に利用できるかどうかということ
を考えながら、地元ともいろんな意見を聞い
てきました。それで、今後の再編をやっ
ていく学校につきましても、同じようなスタ
ンスで、プロジェクトチームをつくるという
ことと、地元の自治体と協議をしながら、
意見を聞きながら、まず教育施設であれば
そのまま有効利用できますが、それ以外は
その次の段階となりますけど、まず教育
施設として利用できないか、今のままで
利用できないかというようなことも考えな
がら検討していきたいと思っております。
なお、延岡の場合に、一番我々が気にし
たことは、実は延岡西高校最終学年の3
年生だけこし残ったんですが、子供たち
が人数が少なくてもきちんとした教育が

受けられるようにということで、例えば大
学入試等を考えたときには、すべての教科
の職員を定数措置では配置できません。
そういうことをどうするかということ
をまず一生懸命やって、子供たちを
そういう思いにはさせまいということ
をまず第一にしながらきました。結果
的には、今の段階では結論に至らな
かったということでございます。

それから、2点目のことにつきましては、
実は現在、きちんとしたデータを持
っておりませんが、例えばこういう
効果がありますということ
を申し上げたいと思っておりますが、
1校1校でやりますと、光熱費、
水道費、それから普通教科の職員
の人数とかということで、相当の
経費がかかります。それが1校で済
むということ。それから、職員に
ついては、非常に普通教科等効率
よく使えるということで、かなり
予算的な面でも効率化が図れる
ということはあると考えており
ます。数字的にはちょっと持
っておりません。申しわけござい
ません。

○十屋委員 私は逆に教育にお金をかけろ
う方なので、言ってることと矛盾
するかもしれませんが、要は計
画する段階でそういうところ
もある程度概算、多分はじい
ていらっしやると思うん
ですけど、それをデータとし
てまとめられていないん
だろうと思うんですけど、
またわかれば教えてください。
わかった段階で構いません。

それから、学校政策課の自己指
導能力育成充実事業という
ことで、子どもと親の相談
員、中学校にスクールアシ
スタント及びスクールカ
ウンセラーを配置すると、
いい取り組みをされるん
だというふうに思っ
てますが、人材的に
スクールカウンセラー
の県内での状況、
足りているのか
どうなのかという
のが非常に心配なとこ

ろがありまして、そのあたりは9,400万という大きな金ですので、どうなんだろうかなど。1人の人が幾つもかけ持ちするのか、例えば日向市内なら地域に何人ぐらいとか、学校の生徒数で割るのか、いろんな問題行動や悩みが多いところに重点的に配備されるのか、そのあたりをちょっと考え方を。

○飛田学校政策課長 スクールカウンセラーの人材につきましては、御指摘のとおり、非常に苦慮している部分がございます。実は私どもが手元に持ってる数字では、スクールカウンセラーというのは臨床心理士の資格を基本的に持つての方ということで考えておるんですが、あるいは資格は持っていらっしやらないけど、それと同じような実務ができる方ということで考えておるんですが、臨床心理士の資格をお持ちの方は、我々がつかんでる数字は55人というのが県内の数字でございます。ただ、その中でも、特定の仕事でフルタイムほとんど勤務していらっしやる方もおられます。ですから、今度国が補正で幾らかふやすことはできないかということをして2月から対応させていただいて、前回報告させていただいたんですが、そのときでもやっとなんていうか、その方をやりくりしていった状況です。それはそれとして現状で考えていかざるを得ないんですが、例えば各学校でカウンセラーの経験をされた方とか教育相談の経験をされた方なんていうのが、リタイアされた方もおられます。それを県単の措置としてスクールアシスタントというような形をお願いしたり、国費になりますが、子どもと親の相談員をお願いしたり、そういうことで、できるだけサポートをしていきたいと考えているところです。以上でございます。

○十屋委員 ということは、その臨床心理士の資格を持っていらっしやる方が55名と非常に少

ないので、なかなかこっちのカウンセラーというよりも、どちらかというとアシスタントの方に力を入れられるということで理解させていただきたいと思います。

次に、地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」ということなんですけれども、正直言って事業内容をよく理解していないんだと思うんですが、ここに書いてあるように、家庭、学校、地域が連携して地域の教育機能の向上云々かんぬんとありまして、地域教育のシステムづくりを行うということなんです。今やってる事業で、これをどういうふうに取り組みを、今やってることプラス何か特別なことをされるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○満丸政策企画監 地域教育システム事業につきましては、いわゆる学校、家庭、地域を一体的にコーディネートしていくようなプロジェクト会議というものを設けまして、その中でいろんな関係団体や関係機関の方々にお集まりをいただいて、地域の子供をどうやって育てていくか、その子育ての目標を設定しまして、そのためにそれぞれの事業を検討しながら進めていただいております。例えば、具体的には、都城でありますと、志和池地区におきましては、プロジェクト会議の中に具体的に実行を進めるための実行委員会組織をつくりまして、そこで検討して、例えば地域の見守り隊でありますとか、あるいは学校への読み聞かせの支援でありますとか、そういった活動で具体的に取り組んでいただいているところであります。いずれにしても、これまではどちらかというと、学校、家庭、地域それぞれが独立してやっておりましたが、そういったものを一体的に関連づけて、総合的にあるいは横断的に進めていこうというシステムづくりでございます。推進体制といい

ますか、そういったものがようやくきちっと固まってきておりました、今後これをさらに工夫しながら充実していこうという状況でございます。なお、推進大会が都城では3月4日ですか、地域のそういった取り組みを公表していただくという催しも計画しております。以上です。

○十屋委員 最後に、全国高等学校総合文化祭の準備に入ることなんです、大体規模的な人数とか、いろんなこの大会の概要だけで幾つか教えていただけますか。人数とか日にはなかったですよ、そのあたりを。

○飛田学校政策課長 今までの全国大会の状況では、高校生の参加がおよそ1万8,000人、そのうち県外から1万5,000人ぐらいの方が参加いただいております。現在まだ準備中ですが、県内いろいろな会場を設定して、市町村とも連携をとりながら、いろんなことを準備を進めていって対応していきたいと考えております。開催は18部門ございます。例えば合唱とかそういうのだけじゃなくて、郷土芸能みたいなものまでたくさんの部門がありますので、そういう準備をしていきたいと考えております。以上でございます。

○十屋委員 ということは、かなり大きな人数というか大規模な、先生たちも合わせたり、保護者もついてきたり、PTAもついてきたり、いろいろされるので、相当な数が来られるということですね。時期的には大体いつなんですか。

○飛田学校政策課長 例年、夏季休業期間中に全国実施しておりますので、恐らくそういう形で実施することで計画していくことになると思います。以上でございます。

○蓬原委員 西諸地区と南那珂地区の総合制専門高校ですが、高原等いわゆる学校がなくなるころ、何校か反対運動といたしますか、動かし

てもらっちゃ困るといのがかなりあったと思いますが、政治的に考えれば非常に大事なことかなと思います。ここが納得いただかないと、今後の運営等いろいろ支障もあると思いますので、その後、沈静化されたんでしょうか。納得されたんでしょうか。

○飛田学校政策課長 子供たち、生徒数が減少していく中で、いかにいい環境を提供していくかということで、いろいろ御説明申し上げました。それで、そのことについては十分な御理解を賜った。ただ、自分の町の学校という今までバックアップいただいた経緯もありますので、そういう部分は本当にいろんな複雑な思いをされておりますが、一応御理解をいただくときに、そういうことにつきまして、子供たちのためにやりますということで丁寧な説明をさせていただきました。それで、十分な御理解を賜ったものと考えておりますが、実は最近のこととしましては、例えば南郷町の直接子供たちが対象になります小学校、中学校のPTAの皆さんから、詳しく子供たちがどう動くか説明してくれというようなことで説明会に求められて、うちの職員が行って、スライドを見せて意見交換をしてということもさせていただいております。できるだけ、そういうお求めがあったりしたら、公聴会等も通じながら、丁寧な対応を今後もしていきたいと思っております。以上でございます。

○蓬原委員 例えば、それに対する見返り措置なんていうのは。

○飛田学校政策課長 まだそういうことについて、例えば市町村では今後、先ほどほかの委員からも御質問がありました、跡地をどう利用していくかというようなことを十分協議していくことになると思います。

○蓬原委員 それで、あと1点だけですが、工

業、商業、農業、そして福祉ができるわけですが、この場合の例えば工業を例にとりますと、カリキュラムというか、総合制専門高校になったことで、習う授業といますか、そこに何か変化があるんですか。今までの工業は工業そのまま、農業は農業そのままなのか、そこに何か一緒くたになるような共通のカリキュラムというような、そういうのは出てくるんですか。

○飛田学校政策課長 再編成をして、それぞれの専門が一緒になるメリットをぜひ生かしていきたいと思ってます。ただ、専門高校は名前が専門高校ということで、それぞれの専門性はきちっとやりたい。産業界の求める動向もいろいろございます。例えば、農業機械メーカーに就職をしたいという子供さんにとってみれば、機械の勉強もきちっとする。一方では、ある程度農業の実習等も体験しておくということもありますので、基本的な考え方としては、それぞれの工業は工業の専門をきちっと勉強させる。ただ、ある部分については、その学科を越えて共通に履修できるようにいたしまして、一つは今みたいに境界領域というところを受講できるようなメリットをつくる。それから、先ほどの十屋委員の質問と非常に関係するんですが、普通教科等の職員については多く配置ができます。ですから、今、専門高校から進学したいという子供さんもたくさんいらっしゃいます。そういう部分の子供たちが、特に3年生になりますが、3年生とか2年生の後半あたりで、そういう専門をずっと深く勉強したい、あるいは進学対応の勉強もしたい、あるいは境界領域もしたい、限られた資源を有効に活用して、そういう対応ができるような工夫を、今、学校と教育委員会とで詰めておるところでございます。以上でございます。

○蓬原委員 というのは、産業教育にも絡むことだと思うんですが、最近よく言われることの中に、農業と工業、例えば林業と工業、その境目がなくなっていると言われるわけです。だから、農業は農業、工業は工業だという世界ではない。農業の工業化であり、林業の工業化であり、あるいは商業ともうまくリンクして工業化ともつながる。だから、必ずしも専門だけじゃなくて、メリットという言葉をお使いになりましたから、そこを質問しようかなと思ったら、さっきの答えになりましたので、そういういい意味でのメリットを、だからそういう産業になってますから、必ずしもこれだけじゃなくて、うまくリンクさせていくことがこれからのいい産業をつくることになるんだなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。それで、437ページなんですけど、産業教育審議会費というのがあります。余り大した金額じゃないんですが、それと439ページに産業教育振興に要する経費というのがあるんですが、これは大体どういうことをやっているのかということと、同じく437ページに学力向上推進費の中の科学夢ロマン事業というのがあります。いわゆる理科離れが進んで、なかなか日本、資源のない国どうするんだというようなことが議論されてきているわけですが、そのあたりとリンクさせて、どういうことをやろうとされているのかお知らせください。

○飛田学校政策課長 まず、産業教育審議会、専門委員会等ですが、法律等に基づきまして産業教育審議会というのを設置することになっておりますが、実は外山委員長にも委員をお願いしておりますが、現在、これからの産業教育はどうあるべきかということで審議を続けていただいております。まとまりました段階で

は報告をいただくということで準備をしておりますが、そういうこと。それから、産業教育におきましては、地域の産業、いわゆる産業界の方とタイアップしながら教育を進めていくことが必要です。助言をいただくことも必要ですし、インターンシップ等で現場で対応させる。そういうことをこういう事業を通してやらせていただいているところでございます。

それから、科学夢ロマンにつきましては、まさに今御指摘のあったとおり、理科、いわゆる科学技術創造立国として日本がどうやっていくかというようなことを考えたり、全国的な傾向としては理科離れということもありますが、本県の実態として、学力調査の中では、少し例えばいろんなことを体系的に考えたりするというのは意識調査の中では若干厳しい部分もありました。そういうことを踏まえながら、今4つの事業に取り組んでおります。1つは実験・観察教室、これはほとんど小学生が対象ですが、県内8地区で小学生、一部中学生も参加してくれますが、高等学校等を会場にして実験教室とか観察教室を、毎年大体1,000名を超える小学生、中学生に参加いただいております。それから、地区によっては保護者も一緒に入っていただくということがあります。それから、実はいろんな奨励をしたい、啓発をしたいということで、サイエンスコンクールということで、子供たちの研究作品を募集しております。非常にうれしいと、私は担当がそんなことを言ってどうかわかりませんが、1万点を超える応募が現在あるようになりました。ありがたいと思っております。それから、サイエンスキャンプというのをやっていますが、せつかく地元がいい大学がある。宮崎大学の各学部とタイアップしまして、そこへ子供たちを研究室に送り込んで、最先端の研

究室の中で、いわゆる将来の科学者を目指すような夢を育てたい。これは例えばDNAの鑑定なんかよく今話題になりますが、そういうことを実際中学生、高校生に体験させるということを取り組んでます。それから、小学校、中学校の先生方にそういう研究所を見ていただくということで、指導者にもそういう体験講座をやっております。そういう取り組みをいたしております。以上でございます。

○蓬原委員 わかりました。

○中村委員 今、学校の統合はずっとなされますよね。私が心配しているのは、都城で、私たちのところは都島高校、それから泉ヶ丘高校、それから分かれていって商業高校ができ、西校ができ、工業ができてきたんですね。この前、聞いてみますと、工業から宮大に9名と言ったかな、国立に何名かで、13名ぐらい国立に入ってるんですね。今、蓬原委員がおっしゃったように、工業と農業の境目、商業との境目がわからなくなってきた。工業に入ったり農業に入ったり商業に入ったりした人たちも大学に行く時代になってきた。やっぱり総合的なそういった学校はいいのかなという気がしてるんですね。それが一つと、それから、いずれは都城地区も、都島高校と泉ヶ丘しかなかったものが、普通コースあるいは工業、農業ができてきた。少子化は進んでいく。これは余計なことですけど、いつかの時点で、また都城も農業、商業、工業、合併をしなくちゃならない、そういう時代が来るでしょうね。それは見通しはどうですか、視野に置かれてるんですか。

○飛田学校政策課長 まず、1点目の総合的な教育をすることがいいのか。これは今、産業教育審議会の中でも、新しい産業構造とか地元のそういう状況等も踏まえながら、教育を踏まえ

ることがいいということをおっしゃっていますが、実は一方で、深い専門の大きい学校では職員をたくさん配置できますので、専門をきわめることが出来ます。御指摘の大学進学については、学校規模がある程度あれば、普通教科の教員もかなり配置ができます。それで、専門をきわめるといふことと子供たちのニーズにこたえるといふことが、ある質を保ちながらできると思っております。ところが、小さい学校になりました場合には、それは厳しい状況になります。したがって、再編成をするに当たっては、その持てる材料、資源の中で最良のことをやるようにしていきたいと考えております。

それから、もう1点の今後の再編をどうするかということにつきましては、24年度までに動かそうということについては、今のところ既に発表させていただいております。状況が今後変化することもあり得ると思っておりますが、今考えているのは既に発表させていただいている分で、今後、子供の数が減るといふこともそうですが、学校をどうしていくかということは常に検討していく課題だと思っております。ただ、今の段階でどこをどうするといふことは、まだ計画を持ってませんが、25年以降をにらみながら今後研究していきたいと考えているところです。以上でございます。

○蓬原委員 24年という、小学校6年生が高校に入るときかなと思うんですが、今さら6年がふえるわけないので、大体見込みは子供の数からして将来予測といふのはあるんじゃないかなと思うんですね。そうなったときに、だから今3学級か2学級しか置いてないから、それがそのときに今の割合でいったときに、果たして3学級が保てるかという、それはどうするかじゃなくて、ちゃんと予測としては数字として

あると思うんですが、それはどうなのかということをお尋ねしたかったんじゃないかと思えます。かわりに尋ねてしまいました。

○飛田学校政策課長 現在のところ、例えば24年までは恐らくどの学校も何とか3学級で維持できるのではないかという見込みを持って計画を発表させていただいているんですが、いろんな状況がありますので、それは全体ということではございませんが、それから、24年以降も出生数までずっとデータを追いかけております。ですが、それを具体的にまだどうこうするところまで至っておりません。以上でございます。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

ないようですから、3課の議案審査が終了いたしました。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時28分再開

○外山良治委員長 それでは、委員会を再開します。

特別支援教育室長、教職員課長、生涯学習課長に説明をお願いいたします。

○渋谷特別支援教育室長 それでは、特別支援教育室の平成19年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の443ページをお開きください。

予算額は、一般会計2億2,631万5,000円であります。

それでは、主なものにつき事項別に御説明いたします。

1ページめくっていただきまして445ページをごらんください。

まず、上から5段目の(事項)特別支援教育推進費の1,370万2,000円と次の(事項)県立盲聾養護学校再編整備事業の1億4,354万3,000円につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

一番下の(事項)特別支援教育振興費の6,907万円であります。

主なものとしたしましては、説明欄2の養護学校等医療的ケア実施事業の5,196万6,000円ですが、この事業は、既に医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活に必要な体制を整備するため、このような児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を派遣するものであります。

次に、4の知的障害者就労支援モデル事業の1,088万7,000円ですが、知的障害者の雇用促進を図るため、宮崎養護学校がビル清掃事業所から清掃業務に関する技術指導を受け、高等部でビルメンテナンスの作業学習を実施するとともに、この事業所が高等部卒業生に対しましてビルメンテナンスの訓練実習を行うものであります。

歳出予算説明資料につきましては以上でございます。

次に、常任委員会資料をお願いします。

6ページでございます。

新規事業 特別支援学校環境整備事業でございます。

1の事業の目的ですが、学校教育法の改正に伴う、盲・聾・養護学校の特別支援学校への転換及び児童生徒の増加に伴う教室不足を解消するための施設整備など、教育環境の充実を図るものであります。

事業の内容としたしましては、まず(1)ですが、学校教育法改正に伴いまして、現行の盲・聾・養護学校の校名を変更するために

必要な諸整備を行うものであります。具体的には、①から④に上げていますように、学校正門の校名プレートとか校章等を変えるための工事、校歌、校旗の作成などであります。なお、校名変更につきましては、平成19年度に検討を行い、平成20年4月から新たな校名を使用することとしております。

次に、(2)ですが、児童生徒数が増加しております宮崎南養護学校の教室不足を解消するためプレハブ校舎を設置し、3教室を確保するものであります。

事業費は1,370万2,000円となっております。

右側の7ページをごらんください。

西臼杵地区養護学校設置事業についてであります。

1の事業の目的ですが、西臼杵地区の障がいのある児童生徒の教育を充実させ、児童生徒が地域で自立と社会参加を図ることができるよう、高千穂高等学校の余裕教室を活用いたしまして、延岡養護学校の高等部を設置するものであります。

2の事業計画にあります、平成18年度は、西臼杵地区養護学校設置検討委員会を開催し、西臼杵地区における養護学校のあり方などについて検討するとともに、余裕教室の改修に関する設計を終えたところであります。平成19年度は、設計に基づいた改修工事等を実施し、平成20年4月の開校を目指すこととしております。

3の事業内容としたしましては、19年度は延岡養護学校内に開設準備委員会を設置し、教育課程の編成や教材備品の整備など、開校に向けた具体的な諸準備を行います。また、そのほか(2)の校舎改築工事であるとか(3)の備品の整備を行うこととしております。

事業費は1億4,354万3,000円となっております。

す。

次に、債務負担行為の追加についてであります。

定例県議会提出議案の11ページです。

下から2段目になりますが、特別支援学校環境整備事業であります。先ほど御説明いたしましたとおり、宮崎南養護学校のプレハブ校舎設置について、リース契約期間が年度を越えるため、債務負担行為を設定するものであります。

予算につきましては、以上でございます。

引き続きまして、特別議案について説明いたします。

説明につきましては、委員会資料により行わせていただきます。

16ページをお開きください。

議案第28号「県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。学校教育法の改正により、「盲学校、聾学校及び養護学校」が「特別支援学校」に名称変更となりますことから、該当する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、まず、県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する条例等、そこにお示ししております5つの条例につきまして、盲学校、聾学校、養護学校についての表記を特別支援学校に改めるものであります。

施行予定日は、平成19年4月1日としております。

なお、新旧対照表につきましては、右側の17ページから20ページまででございますので、御参照いただきたいと思います。

資料の21ページをお開きください。

議案第32号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正の理由につきましては、先ほどの議案第28号と同様、学校教育法の改正によるもので、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。まず、(1)にお示ししておりますように、第1条において、今回の学校教育法の改正に伴い、特別支援学校の位置づけを条例上明確にする必要が生じたので、その説明文の3行目の後ろの方から4行目にかけて記載しているとおり、「学校教育法」を規定に加えるとともに、(2)にお示ししておりますように、別表第1の「名称」欄を「区分及び名称」に改め、学校の内訳として、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を位置づけ、当該区分ごとに学校名を記載することとしたものであります。

(3)につきましては、第1条の改正で学校教育法を加えたことに伴い、別表第3の「備考」欄から同法の法律番号を削るものであります。

施行予定日は、平成19年4月1日としております。

なお、新旧対照表につきましては、22ページ以降となっておりますので、御参照いただければと存じます。

以上です。よろしく願いいたします。

○谷村教職員課長 それでは、教職員課関係の予算について御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、447ページでございます。

教職員課の一般会計予算でございますが、989億3,667万1,000円を計上しております。

以下、主なものについて事項別に御説明いたします。

449ページをお開きください。

上か5段目の(事項)教職員人事費に9億3,264万8,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、説明欄の1の教職員人事管理に要する経費として1,747万9,000円を計上しております。

次に、2の学校非常勤職員、賃金職員、学校医等の配置に要する経費として、9億1,516万9,000円を計上しております。

次に、450ページをお開きください。

一番上の段の(事項)退職手当費に66億4,409万5,000円を計上しております。

次に、教職員の人件費等でございますが、学校種ごとに説明いたします。

下から4段目になりますが、小学校費につきましては、(事項)職員費に384億5,536万5,000円、(事項)旅費に2億4,829万3,000円を計上しております。

同様に、次のページになりますが、上から3段目、中学校費の(事項)職員費に243億2,017万円、(事項)旅費に2億90万円、続きまして下から4段目、高等学校費の(事項)職員費に199億6,316万1,000円、(事項)旅費に2億3,544万1,000円、次の452ページになりますが、3段目、盲ろう学校費の(事項)職員費に12億6,853万7,000円、(事項)旅費に1,224万4,000円、最後に下から4段目、養護学校費の(事項)職員費に66億159万6,000円、(事項)旅費に4,748万3,000円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○豊島生涯学習課長 生涯学習課関係について御説明をいたします。

同じく歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、453ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計で5億7,719万9,000円を計上しております。

次の455ページをお開きください。

上から4段目の(目)社会教育総務費から事項別に主なものにつきまして御説明をいたします。

次の5段目にあります(事項)社会教育振興費に1,702万5,000円を計上しております。これは、1の社会教育主事等研修などを通して、社会教育の振興を図る経費であります。

次に、ページ中ほどになりますが、(事項)成人青少年教育費に4,820万6,000円を計上しております。

その主なものとしまして、1の新規事業 放課後子ども教室推進事業に1,836万9,000円を計上しておりますが、これにつきましては後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その3つ下の4 豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業であります。これは、子供たちの体験不足がさまざまな問題行動の一つの要因と考えられる現状を踏まえまして、地域の特性を生かした体験活動に全市町村で取り組むものであります。

次に、(事項)家庭教育振興費に1,130万2,000円を計上しております。これは、1のふれあい子育て支援推進事業で、地域で家庭教育の支援を行う事業や親子でつくる絵本コンクールを実施することなどによりまして、家庭の教育力の向上を図るものであります。

次に、一番下になりますけれども、(事項)生涯学習基盤整備事業費に2,120万7,000円を計上しております。

その主なものとしましては、次の256ページをごらんいただきたいと思っております。

一番上の説明欄の2の生涯学習情報提供・相

談体制の整備としまして、インターネットを活用した各地の生涯学習情報の提供や、次の3にあります生涯学習環境の整備において、県立学校の教育機能を活用して県民の学習活動支援を行う県立学校開放講座などがございます。

次に、中ほどになりますけれども、(目) 図書館費の(事項) 図書館費に7,665万5,000円を計上しております。主なものは、1の一般運営費で図書館の維持管理に要する経費であります。

次の(事項) 奉仕活動推進費には1億1,652万7,000円を計上しております。これは、1の資料整備費の図書購入や2の奉仕活動費のコンピューターシステムなどに要する経費であります。

続きまして、457ページをごらんいただきたいと思えます。

中ほどにあります(目) 美術館費の(事項) 美術館費に2億395万4,000円を計上しております。主なものは、2の管理運営費で美術館の維持管理などに要する経費であります。

次の(事項) 美術館普及活動事業費に7,447万2,000円を計上しております。主なものは、2の特別展費で、アルフォンソ・ミュシャ展など4つの特別展を開催するための経費であります。

当初予算の説明は以上であります。

次に、新規事業について御説明を申し上げます。

委員会資料の8ページをお開きいただきたいと思えます。

放課後子ども教室推進事業について御説明いたします。

1の事業の目的ですけれども、2段目になります。放課後に小学校の余裕教室を活用して、地域社会全体で子供を育てる取り組みを推進するものであります。

なお、この事業は、国の補助事業でありまして、国が進めます「放課後子どもプラン」の一環として、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」——通称「放課後児童クラブ」と呼んでおりますけれども——との連携を図りながら実施するものであります。

2の事業の内容でありますけれども、(1) 放課後子ども教室の設置につきましては、市町村への補助事業として実施するものであります。

①にありますように、小学校などに「放課後子ども教室」を開設し、地域の方々にコーディネーターや安全管理員等として御協力をいただき、学習活動やスポーツ・文化活動を実施するものであります。

また、②にありますように、市町村に運営委員会を設置し、放課後対策や円滑な教室運営のあり方などについて検討いたします。

次に、(2) 放課後子ども教室の支援であります。これは、県の取り組みとして実施するものでありますが、放課後対策を検討する推進委員会や指導者研修会を開催するものであります。

3の事業費としましては、1,836万9,000円お願いしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○外山良治委員長 3課の議案説明が終わりましたが、先ほど外山委員の方から教職員課に対する質疑がございました。まず、よろしく願いいたします。

○谷村教職員課長 18年度の指導力不足教員の関係でございますが、小学校の教諭が2名、それから中学校の教諭が1名、合わせて3名が研修センターで受講しておるということでございます。以上でございます。

○外山三博委員 研修センターの予算は総務課にありますよね。今、答弁は教職員課で、研修

センターの事務分掌というのはどういうふうになっておるんですか。

○梅原総務課長 教育研修センターの予算についてでございますが、18年度予算までこれは学校政策課予算として計上いたしておりました。しかしながら、18年度の組織改正によりまして、教職員の資質向上を支援し、質の高い人材を全庁的に育成するという観点で、予算につきましては総務課が所管することによって全庁的な予算の流動性といいますか、機動性を高めるということから、今回予算計上については、19年度予算で総務課で計上させていただくことにしております。しかしながら、個別の事業内容につきましては、予算とは別に各課でそれぞれ指導といいますか、そういった事業の推進に当たっているところでございます。以上です。

○外山三博委員 ちょっとやりにくいというか、わかりにくいというか、予算があつて初めて責任持って事業ができるわけで、教職員課は現実にはあそこの運営に関しては予算を持ってないですね。その都度、総務課と合議して、研修でこういうことをやっていくが、いいだろうかという協議をすることになるわけですか。

○梅原総務課長 教育研修センターで行う研修につきましては、現在、抜本的な見直しということで研修のあり方を検討しておりますけれども、そういったさまざまな研修の個々について事業費として計上しておるわけではございませんので、そういう一体の枠の中で研修事業に取り組んでいただく、ただし、先ほどありました指導力不足教諭については、従前、個別事業として予算計上させていただいた経緯がありますので、その分についてのみは従来から個別事業の予算という形でとっておりましたけれども、今後は全体の研修予算の中で必要な研修を行っ

ていくという形をとっていくと考えております。

○外山三博委員 ということは、事業主体は総務課になるということですか。

○梅原総務課長 事業主体は、研修事業につきましては、あくまでも教育研修センターであります。しかしながら、それぞれの関係課が事業として関係する分について指導・指揮・監督を行いますけれども、総務課はその枠組みであります予算的なもの、特に運営費とか、そういったものを所管することになると考えております。

○外山三博委員 責任持って研修センターがやるんでしょうが、しかし、例えば研修センターのことについて、委員としていろいろ調べたり聞きたいときには、どっちに聞けばいいんですか。総務課、それとも教職員課ですか。

○梅原総務課長 お尋ねの内容が事業に関するものでしたら、まず研修センターになります。箱物の運営ですとか、ああいった事務費的なことであれば総務課になります。

○外山三博委員 来年度、そういうことで総合的に総務課に予算を集中させて各課でやっていくということのようだけど、責任の所在を明確にしていくためには、もう少しどこかにきちっと事業、予算を含めて集約をした方が私はいいかなという気がしますから、次年度に向けて、ことしはこういうことでやられるようですが、少し研究もしてほしいなと思います。今、率直に受けた感じで、以上です。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○外山良治委員長 再開いたします。

もう時間も来ていますから、一応3課の議案

の審議については、午後に回すということにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時11分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

3課の議案説明に対する質疑はありませんか。

○十屋委員 1～2点、お尋ねしたいと思います。445ページの知的障害者就労支援モデル事業で、先ほどビルメンテナンス等の就労の作業を学習するということでしたけれども、この1,000万何がしの予算は、受けてくださるビルメンテナンス会社への支援というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○渋谷特別支援教育室長 この予算の中の一部には、高等部卒業生3人の人件費も含めて、事業者に対する委託料でございます。

○十屋委員 今3人とおっしゃって、ありがとうございました。人件費と委託料でこれは全額ですね。ちなみに、人件費という部分は3人でどのくらいになるんですか。

○渋谷特別支援教育室長 ちょっとお待ちください。

○十屋委員 生涯学習課の放課後子ども教室推進事業で、放課後児童クラブと連携してということなんですが、こちらの放課後の場合は、学校施設等を使ってということで、拠点としながらということなんですが、地域住民の協力を得ながらということで、どういう方々が指導に当たられるのか。学校施設を使う場合に、学校管理者としての先生なり責任者はどういうふうなかわり合い方をしていくのか。もし地域住民という方で民生児童委員とか地域の方とかお願いする場合に、例えばほかの事業と重複したり、

いろんなものこうなってくると、また負担感だけ増して、なかなか実効性のあるものにならないんじゃないかなと思うんですね。この中にありますように、学習活動やスポーツ・文化活動、当然塾に行ったり少年団に行ったり、ほかのクラブとか趣味の分野で行く子たちもいると思うんですが、そういうところとのすみ分けはどういうふうにされるのか。当然スポーツとかになってくれば、同じ学校施設を使ったりとかした場合に、既にある少年団とかクラブ活動との関係はどういうふうに整理していかれるのか、そのあたりをちょっと。

○豊島生涯学習課長 まず、学校施設の関係なんですけれども、あくまでもこの放課後子どもプランは学校教育外ということですので、教育が終わった後の施設を使わせていただくということで、あくまでも社会教育の一環と考えておりますので、全く学校の責任といいますか、学校の管理下には置かれぬ子ども教室ということになるかと思えます。もちろん子ども教室に来られる子供さんには、これは自費になりますけれども、保険等には入っていただきまして、万が一事故が起こった場合は補償等を行うんですけれども、基本的に最終的な責任は市町村の教育委員会にお願いするということになるかと思っております。

それから、今回どういう連携をとるかということなんですけれども、一番難しいところだと思っております。放課後児童クラブの方は保育の方ですし、放課後子ども教室は教育の分野になります。それで、今回新しくコーディネーターという役職の方を1校区に1人置く形をとっております。この方が放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携をとっていただくことになるわけですが、その中で当然校庭でスポーツ活動

もやるんですけれども、そういうときには市町村で運営委員会をつくっていただいて、その中にコーディネーターも入っていただく中に、スポーツ少年団とのかかわりとか、そういった調整はコーディネーターの方にお任せするというようになっていこうかと思っております。以上です。

○十屋委員 いわゆる厚労省と文科省の縦割り行政の、認定こども園も全く一緒に、同じように並列してあって、同じようなことをするのにまた一緒のようなやり方なのかなと正直思っているところがあります。その辺のところ、例えば児童クラブをしているときに、施設として中央公民館とそこに併設する場合に、ドア1枚で厚労省と文科省の垣根があるわけです。ドア1枚、実際に。やってる中身は全く一緒なんですけどね。何か建物をつくるときもそういうものがあったりして、なかなか使いづらい。制度上縦割り行政の中のまさに難しいところじゃないかなと思うんですよ、児童クラブの連携と言いながら。今度は社会教育でしょう。すると少年団とかぶるわけでしょう。そしたら、コーディネーターといっても、どっちつかずになってしまうんじゃないかなというところがあって、最終的に施設を借りる場合は施設管理者に許可を出さなきゃいけないし、そのもととは学校ですし、その辺のところもう少し放課後児童クラブとうまく機能させることはできないんだろうかなと。正直同じことで二本立てでいっても、ちょっと首をかしげたくくなるような、国の方の気持ちは十分わかるんですよ。だから、その辺うまく使い分けというか融合させて、連携をもう少し、連携というよりか、もうかぶせて同時に並行してやれないんだろうかという思いがあるんですけどね。

○豊島生涯学習課長 今回の方で少子化対策という大きなくくりの中で、厚労省の児童クラブと文科省の子ども教室と一緒に論じられてきたということがあります。その関係で両省との打ち合わせ時間も結構かかりまして、先月2月7日まで各県の事務担当者を集めた会議が開かれるというふうな状況で、正直言いまして、連携して一体化してという表現にはなっていますけれども、具体的にどういう連携ができるのか、どう一体化していくのかというのは、4月以降動き出しながら、コーディネーターを含めて考えながらというところが正直今私の思っているところではあります。ただ、どちらかといいますと、対象児童数が違いますので、児童クラブの方はあくまでも小学1年から3年まで、放課後子ども教室につきましては1年から6年あるいは幼児を含め中学生でも可だということですので、コーディネーターの力量になってこようかと思えますけれども、どちらかといえば、児童クラブに子ども教室の活動に加わっていただく。いわゆる1年から3年までの狭い範囲ではなくて、もう少し幅広い年齢差のあるところの活動の中で、その中でも子供の社会性を養っていただくというふうな取り組みは可能かなと思っておりますので、今後コーディネーターを含めて私どもが県の立場で研修をしていくことになるんですけれども、そこあたりを含めて研修等は行っていきたいと思っております。

○十屋委員 しつこいようなんですが、ここの丸のところ、「地域住民をコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザー等として活用し」、正直なところ可能なのかなという、コーディネーターという方がどういう位置づけの方なのか、どういう方がなれるのか、非常に苦しいなと正直思っているところなんです。国から来て

いることでやらなきゃいけないんでしょうけれども、その辺のところは県の方で市町村の方におおしていかれるときに、現場サイドで意見をもっと集約していただきたいというのと、児童クラブの方の意見もあわせて聞いていただきたいなと思うんですよ。今おっしゃったように、幼児から中学生までという縦社会の中で勉強するということは非常にいいことだと思うんですけれども、実際子供たちの1日の生活の中になってくると、時間帯のずれとか全然活動範囲が違うので、その辺のところの難しさもあるんじゃないかなと逆に思ってます。新しい制度なので、なかなか課題も今から出てくるかと思うんですが、そのあたりは県の方でしっかりと、指導していただくという言葉は余り好きじゃないんですが、見守っていただきながら、うまい方向に進めていただきたいなと思います。

○豊島生涯学習課長 県レベルで子ども教室、子どもプランを推進するに当たって、推進委員会というものをつくります。その中には当然児童クラブの関係の方にも入っていただきますし、行政側も教育委員会、そして福祉部局、両方が入る推進委員会をつくりますので、そうした中で、今、委員御指摘のような、そうした疑問点も含めて十分検討させていただきたいと思っております。

○渋谷特別支援教育室長 十屋委員の先ほどの御質問でございます。知的障害者就労支援モデル事業、予算1,088万7,000円ですが、このうち事業所への委託料といたしまして820万5,000円を組んでおります。この中のうち研修生賃金として、先ほど高等部卒業生3人のと申し上げましたが、この賃金といたしまして420万円程度を予算化しているところでございます。以上でございます。

○十屋委員 それから、もう一つ、生涯学習課のみどりの図書館づくり推進事業というのは、文章でいただいている説明の中で、自然環境に関する資料を特別収集テーマにかかげ、県民の環境学習への取り組みを支援するということなんですが、もう少し具体的にどういうことをされるのか教えていただけませんか。

○豊島生涯学習課長 みどりの図書館づくり推進事業ですけれども、これは図書館の方で平成13年度からになります。いわゆる自然と環境に関する資料を特別収集ということで、特別に通常の一般書籍とは別に収集しております。13年度から昨年度末までということで大体1万7,000冊、図書館の閲覧室の中にもみどりの図書館コーナーというコーナーをつくりまして、自然、環境に関する書籍はそこに並べておるといふところであります。また、環境教育とか環境学習の支援ということで、それぞれ環境緑化推進協力の学校等をモデル指定しまして、そこに最大100冊貸し出しとか、そういったことも提供しております。

○十屋委員 今のはわかりました。ありがとうございました。

それと、456ページの図書館費で、この中で一般運営費というのが7,600万あるんですけど、この中身を教えてくださいませんか。

○豊島生涯学習課長 主なものは委託料ということになりまして、例えば清掃委託でありますとか警備委託あるいは冷暖房の空調設備の運転関係の人的な委託で3,700万ということなんです。ほかに電気設備の保守とか下水道管理等々の設備関係の委託費が1,500万となっております。

○十屋委員 というと、今の説明で5,200万がいろんな委託料ということで、これは運営費として上がってくるんですが、費目のやり方がちょっ

とわからないんですけど、今言われると、人件費も含めて冷暖房や光熱水費やそういう設備のハード的な部分の委託料ということなんですが、それは費目上運営費でいいんですか、ちょっとわからないんですけど。

○豊島生涯学習課長 図書館費の場合には、一応一般運営費の中で施設管理の維持費はすべてこの中に含めておまして、私、人件費的委託と申しましたけれども、これは人が入るという意味で人件費委託ということにして、すべてが設備関係の維持管理費と理解いただければよろしいかなと思います。

○十屋委員 というと、今言われた3,700万と1,500万、5,200万以外はどういうことになるんですか。

○豊島生涯学習課長 さっきちょっと言い漏れましたけれども、基本的な運営費ということで、光熱費とか修繕費、あとは旅費とかの人件費、事務費等々が約2,000万あります。そして、電気、水道、電話の基本料金等で600万ということで、図書館を運営するに当たって必要な基本的な経費はすべてこの中に一応おさめておるという形になります。

○十屋委員 わかりました。一般運営費というところで委託料が入ってきたりとなってくると、この場合は随契でずっといくわけですね。契約というか委託のあり方としては。

○豊島生涯学習課長 大体*15ほどの委託業務を持っておりますけれども、予算の関係で随契になるものもあれば、基本的には入札ということで、指名入札ですけれども、やらせていただいております。ただ、特殊な事例がある場合には随契ということもありますけど、基本的な姿勢としては指名入札ということで行っております。

○十屋委員 15種類の中で随契が幾つで指名競

争入札は幾つですか。

○豊島生涯学習課長 ちょっと調べまして後ほどお返事させていただきます。

○中村委員 さっき十屋委員が質問されました445ページ、4番の知的障害者就労支援モデル事業、さっきの答弁で業者に820万5,000円、賃金として420万円ということでしたよね。そこは間違いありませんか。というのは、なぜここで聞くかということ、私、知的障がい者の件でハローワークに行ったことあるんですよね。求人広告が出ておって、そして就労する人がおる。その中で、ハローワークじゃないんだけど、厚労省かどこからか賃金が補てんされるんですよね。半年だったと思います。補てんされるんですよ。そういう制度があるんですよね。これとの整合性はどうなるのかなと。ここで820万円お支払いし、賃金も420万円、3人に対して支払っている。ところが、そういう厚労省あたりからの施策があるんですよね。それとの整合性はどうなるんですか。

○渋谷特別支援教育室長 高等部の卒業生につきましては、事業所に出かけていって、そこで研修を受けるということをございまして、研修をそこで訓練を受けるわけですが、一定の例えば本庁の本館で清掃業務をするわけですね。その清掃業務をする対価というんですか、そういった意味で子供に対して賃金を払うと、1人当たりおおむね12万円程度の予算措置をしているということをございます。以上をございます。

○中村委員 これは在学中にという意味ですか。

○渋谷特別支援教育室長 卒業生ということをございます。

○中村委員 卒業生でしょう。だから、卒業生だったら、そういう厚労省からの賃金の補助金

※109ページに訂正発言あり

が出て、手続をちゃんとすればですよ、出るのにかかわらず、こういった施策がなされるということは、当然厚労省から賃金の補てんが半年ぐらいあるのにかかわらず、こういう制度があるということは、その制度を活用していないということ、そうでしょう。これでやって、これで予算措置されるといいんだけど、厚労省から賃金をもらえる分があるんですよ。その分はもらわないで、この事業でやってしまうとすれば、予算のむだ遣いになるんじゃないかということなんです。

○渋谷特別支援教育室長 雇用という形で考えたときには、あくまで研修生、訓練をお願いしているということでございますから、私どもの認識としては、事業所に雇用されている者ではないというふうに理解しております。したがって、その分についての人件費は予算化させていただいているということでございます。以上でございます。

○中村委員 だから、その辺をむだなく活用すれば安くで済むじゃないですか。その事業に対して、研修ですから、させてください、しかし、そういう手続をとりましようよと、それについて県から若干の補助金は出しますということになれば、これだけの金は要らないんじゃないかということも考えられますよね。だから、工夫の仕方があるんじゃないかという気が、今3人とおっしゃったから、それだったらそういう厚労省からの手続があるなと思ったんですが、それはちょっと研究された方がいいのかなと思っただけです。

○渋谷特別支援教育室長 御指摘の件については、ちょっと調べさせていただいて、予算の執行の段階で、可能であれば、その辺をまた考慮した形でやりたいと考えております。以上であ

ります。

○中村委員 それから、団塊の世代がどんどん退職される時期で、退職手当費66億4,409万、これは何人ぐらいの方が定年をお迎えになるんでしょうか。

○谷村教職員課長 19年度では、定年は現在のところの積算基礎で182名を予定しております。

○中村委員 例年、今までは平均何人ぐらいだったんでしょうか。

○谷村教職員課長 大体今年見込みぐらいですが、今まで、この前もちよつと補正のときに申しあげましたように、若干前倒しでやめられる人がいらっしゃるものですから、それがちよつと減っていくということになります。以上です。

○中村委員 182名で割り算すればわかるんですが、大体1人ぐらいどのくらいでしょうか。これは割ればわかるんですが、大体どのくらいですか。

○谷村教職員課長 定年でおおよそ1人当たり2,800万程度でございます。

○中村委員 ちなみに、先生方の給与は小中高違うでしょうが、平均年俸で幾らぐらいですか。

○谷村教職員課長 平均は私たち800万程度と見込んでおります。

○中村委員 県議で手取り私が47~48万ですから、いいですね。10%カットでございますから、まだ知事が20%カットとしてますから、そうすると県会議員も大したことないですね。余剰なことでした。済みません。

○外山三博委員 2点ほど、さっきの図書館、これは生涯学習課ですよ。本の購入費というのは、この456ページの資料整備費4,000万、この中に入っておるんですか。

○豊島生涯学習課長 456ページの下の方の奉仕活動推進費の中の説明1の資料整備費4,074万

円、これが一般図書の購入費ということになります。

○外山三博委員 この金額が多いのか少ないのか私は全然わかりませんが、非常に財政難で、こういうところにしわ寄せが来ておる可能性があるんですね。過去、開館当時は別として、ずっとこここのところ、この図書購入費の予算の推移というのはどうなんですか。横ばいなのか、ふえておるか、減っておるか。

○豊島生涯学習課長 先ほど御説明いたしました4,074万円といたしますのは、一般的な図書の購入費が4,074万円ということで、それプラス、先ほど御説明いたしました、みどりの図書館づくりのための図書費あるいは移動図書館の「やまびこ」に載せます巡回に要する図書費を加えますと、大体来年度予算が4,900万ということになるかと思えます。ここ何カ年かの図書費の推移ですけれども、平成17年が4,970万、今年度が5,220万、来年度が4,900万ということになって、特に減少傾向をたどっているということではなくて、図書館にとりまして、新しい図書を購入するというのは命にかかわることですので、それについては財政当局の御理解もいただきながら、こういう数字で推移しているところであります。

○外山三博委員 この予算で購入される本は、分厚いのも薄いのもあるでしょうが、大体何冊ぐらいなんですか。ざっとでいいです。

○豊島生涯学習課長 大体、年間1万7,000～8,000冊というふうに聞いております。

○外山三博委員 1万7,000～8,000冊というのはすごいボリュームだと思うんですが、これは毎年買っていくと、その置く場所、これはどんなふうにして、ずっとあそこの書庫に置いておるんですか、それともどこか倉庫を別個に持つ

てやっておられるんですか。

○豊島生涯学習課長 平成17年度末で図書館の蔵書数が62万冊となっております。書庫の方は一応80万冊の収容能力は持っておりますので、それと書庫に入らなくて閲覧室に置いてある本が、12～13万冊は閲覧室に出ておりますので、まだまだ書庫の方としましては収容能力はあるという状況にはございます。

○外山三博委員 この宮崎の図書館の蔵書のレベル、ほかの県の県立、市立いろいろあると思うんですが、蔵書の中身にもよるんでしょうが、どうなんですか。ほかの同じような図書館と比べて、そのレベルはどういうレベルなんですか。

○豊島生涯学習課長 図書館側の話でしかありませんけれども、県立図書館としましては、九州各県横並びに見ても、レベル的に遜色はないというふうに聞いておりますし、県内の市町村立図書館に比べますと、専門書的なものは当然予算の関係もあって県立図書館の方が豊富に持っておるという状況にはあります。

○外山三博委員 もう1点、図書館でいろんな本をそろえていかれますよね。そろえるときに、この宮崎県立図書館としての特徴というか、こういうものに関しては全国一のレベルを目指すというような、そういう理念というか考え方というか、何かそういうものがあるべきだと思うんですが、そここのところはなんですか。

○豊島生涯学習課長 先ほど申し上げましたみどりの図書館づくりということで、平成13年度から、県立図書館としての、宮崎としての特色を出そうということで、自然と環境に関する本は特別収集をやっております。ただ、ほかの本に関しましては、当然一般の方が利用されるということもありますので、特にどこにこだわったということじゃなくて、図書館にあります資

料収集方針に基づいた形で現在は収集作業を進めておるといふところでありまふ。

○外山三博委員 宮崎は日本発祥の地と言われ、る神話があるんですが、そういう歴史的なものを掘り下げた図書を特別収集しておるといふことではないんですか。

○豊島生涯学習課長 本の割合としては歴史物が一番多いわけですが、その次が社会科学の本と聞いておりますが、特に歴史物を集中的に意図的にということでは今のところは聞いておりません。

○外山三博委員 次に、美術館についてちょっとお尋ねしたいんですが、美術品の収集費はどこに計上してあるんですか。

○豊島生涯学習課長 美術品の収集につきましては、あそこは収集の基金を持っておりますので、特にこの予算の中では計上しておりません。

○外山三博委員 その基金はどのくらいの基金なんですか。

○豊島生涯学習課長 今現在、7億円という基金になっております。

○外山三博委員 これは7億円から毎年それを使って購入するということなんですか。

○豊島生涯学習課長 7億円を使って購入しまして、翌年度一般会計の方で買い戻すということで基金は運用しておりますけれども、15年度以降につきましては、非常に財政状況も厳しいということで、今現在、基金は凍結している状況にはあります。

○外山三博委員 ということは、一般会計からも繰り入れないし、基金を使って美術品の購入もしていないということですか。

○豊島生涯学習課長 現状そのとおりです。

○外山三博委員 財政状況を考えたら、一番こういうところにしわ寄せが来るといふのは理解

できんこともないんですが、次にもう1点、昨年か一昨年、書道関係の方がお見えになって、あそこの美術館には書が置いてないということで、何とかあそこに置くべきじゃないかということで私も話を聞いて、教育委員会の方にも話をした経緯があるんですが、その後、書についてはどんなふうになっておるんですか。

○豊島生涯学習課長 書につきましては、実は今回の県美展におきましても、1,400点ほどの応募があった中で、写真、絵画に次いで書が多いということで、非常に書の場合は底辺が広いと思っておりますし、書につきましては昨年も議会で質問もいただきましたので、ことし1月の企画展の中で、博物館、図書館が所有しておりました書を扱った展覧をしております。

○外山三博委員 展覧は展覧として、あそこに収納して常時置いておく考えはないかということはどうなんですか。

○豊島生涯学習課長 現在の収集方針の中には、残念ながら書というものは入っておりませんので、その収集方針の見直しを含めて今検討しているところでありまふ。

○外山三博委員 ということは、書は美術品扱いしてなかったということなんですか。

○豊島生涯学習課長 現状では、美術館の方で書は1点も所有しておりません。

○外山三博委員 そういうことであるなら、日本古来の非常にすぐれた書もいっぱいあるわけですね。今、課長が今までは所有してないということですから、ひとつ前向きにこれを中に置いておくということで検討いただきたいと思いますが、これは教育長にちょっとその辺の見解を。

○高山教育長 今、課長が答弁したとおりでございますけれども、議会でも再三この書の収集

についての御質問がございましたし、そういった方向で検討するというので内部的には検討いたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○蓬原委員 まず、関連してですが、この図書館ですけれども、我々は一極集中はいかんといいことをいつも言ってきております。それで、宮崎は市の図書館もあるわけですね。市町村においては図書館のないところもあるということですが、県の図書館が目指すその存在意義は何だと、聞けというこちらのそういう意見もあるんですが、県立ですから、そこあたりのそういう恩恵に浴さない地域の皆さんに対してはどう配慮するんだという、ちょっとそのあたりのことを何か配慮されている事業でもあるのかどうか。巡回図書館なのかもしれん。あるいは市とのリンクですよ。例えば同じ本がそこも並んでるんじゃないとか、データベース化してそこがリンクするようになってるのか、そこあたりはあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○豊島生涯学習課長 いわゆる遠方の方への図書館サービスですけれども、一つとしては、先ほど申しました移動図書館の「やまびこ」を使ったサービスが一つございます。一つには、各地区の市町村の図書館とか公民館の図書室に年3回ですけれども、一応巡回しまして、昨年度、17年度実績で2万7,000本の配本をいたしております。また、僻地の小中学校を対象にした子ども図書館という事業もやっております、これも昨年度、年3回県内を巡回しているわけですが、1万4,000冊の配本を行っておりますし、また、PTA団体等で団体で読書をしたいという方々に対しましては、同じく「やまびこ号」を使うんですけれども、PTA文庫ということ

で平成17年度11団体に約7,000冊という配本を行っておるところです。それから、もう一つのサービスとしましては、マイラインサービスということで、遠方の方が近くの図書室、図書館に本がない場合には、検索をしていただきまして、その検索の本が例えば県立図書館にあるとなれば、それを週1回の宅急便でありますとか月1回のマイライン専用車を使って、最寄りの図書館、図書室に配本すると、そこで受け取っていただくというサービスは行っているところ

です。
図書館の意義ですけれども、やはり県立ですので、市町村立の図書館あるいは公民館の図書室と公共図書館連絡協議会を組んでおりますので、その中で資質向上を含めた研修事業も行っておりますし、今、図書館の方で県政の発信事業ということでギャラリーを使った展示等も行っておりますが、これも図書館だけではなくて、県内の各市町村立図書館あるいは公民館の図書館でもそういったギャラリー展示をしていただくというふうなことを来年度に向けて検討しているところであります。

○蓬原委員 意義については明確でなかったんですが、その利用状態、「やまびこ」だとかPTA団体に僻地に市町村にというのがありますが、実際に利用者として見たときに、県都にいる人と地区外にいる人の利用者の割合、どういう形で借りたにしても、宮崎市に住んでる人と市外にいる人たち、地域ごとの利用者の割合というのは出しておられると思うんですよ。今なければ後ほどいただきたいんですけれども、今わかれば概略を教えてください。

○豊島生涯学習課長 平成17年度の資料になりますけれども、貸し出し状況を見ますと、宮崎市内在が約8割という数字は上がっております。

○蓬原委員 例えば、私どももこれだけ宮崎に来ますけど、県立図書館で本を借りたことはないんです。我々からすれば、やっぱり遠いんです。だから、県立図書館なのに、いわゆる一極集中はいかんという我々が議論していることとつながるわけですけれども、8割というのはほとんど宮崎の人しか使っていないということですから、今いろいろやっておられるという話は聞きますが、我々県の広報とかいうようなものも見ますけれども、PTA文庫、マイラインサービスがどうかありましたけど、はっきり言って知らないです。ということは、その周辺、宮崎市以外の人たちには非常に使いづらい図書館であると言っても過言じゃないと僕は思いますので、だから県立図書館である以上は、そのあたりをちゃんとこれから、今までがそうであれば、もうできてるわけですから、これをいかに県民にひとしく広く利用していただける施設にするかということをご検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、451ページですが、財源について、これは確認です。素朴な質問で申しわけありません。451ページの高等学校費、特定財源というのが25億あるわけですが、ほとんどが先生方の給与だと思うんですけれども、特定財源というのは授業料のことでしょうか。

○谷村教職員課長 そのとおり、授業料が主でございます。以上です。

○蓬原委員 そうなったときに、小学校費の特定財源というのが504万8,000円ありますが、これは何かということをごまず一つお尋ねしたい。

○谷村教職員課長 この財源に充てておりますのは、教育職員の免許手数料とかあるいは青年海外協力隊あたりに行っておりまして、その補てんがございまして、そういうものを財源として

充てている。以上でございます。

○蓬原委員 下の教職員数4,590名というところの中に、国が10/10というのがあります。これは義務教育だから全部国じゃないかなと思って見ましたら、こういうことになってます。10/10はわかるんですが、国1/3、県2/3というのがありますね。それと県単というのがあるんですが、金額の割合は違うのかもしれませんが、この国1/3、県2/3と県単というの、教職員の方々の給与のどの部分に充てているのかなということ。

○谷村教職員課長 この国の10/10と申しますのは、先ほど言いました国から全額補てんの分というのがあります。それから、国1/3というのは、基本的には給与費総額で、いわゆる義務教育費国庫負担1/3という部分がございまして、それは県が2/3ということになりますね。それと、県単というのは、この職員の中には県単定数がございまして、その分が入っておりますので、そういうもので賄っているというようなことでございます。

○蓬原委員 要するに、県でプラスアルファ的に頼んでおられる講師の方とか、そういう方が県単になるということと理解していいですか。

○谷村教職員課長 講師に限らずですが、例えば本県では県単定数を持っているのが養護教諭とか、養護教諭等につきましては、法定数というのがございまして、国の基準の定数がございまして、それは定数上、小規模学校には完全に行くようにはなっていないんです。その分について、本県は過疎県ということで、以前、小中学校は小っちゃな田舎とか過疎地域にもございました。そういうときに県単独で、いわゆる地域、無医村というんですか、お医者さんのいらっしゃらないような市町村もございまして、

政策的にそういうところに養護教諭を配置しようというようなことがございまして、昭和30年代ですかね、そういう歴史的なことがございまして、県単で措置したということがございます。それが今も生きている部分がございます。以上です。

○蓬原委員 さっき退職手当の話が出ました。66億4,409万5,000円、182名で割ると数字がわかりますよということで、暇でしたから割ってみんですが、3,650万6,000円になるようです。3,650万6,000円という数字が出ます。さっき2,800万とおっしゃいましたが、訂正はありますか。

○谷村教職員課長 先ほど定年者の数を申し上げましたので、これ以外に勸奨だとか普通退職とか、そういう人たちもいらっしゃいますので、そんなのを加味して約66億ということで試算しているところでございます。以上です。

○豊島生涯学習課長 先ほど十屋委員から御質問ありました図書館の中の業務委託の関係ですけれども、私、先ほど15件と申しましたが、実際は14件の業務委託を行っておりまして、内訳は入札が3件、残り11件は随契になっておりますけれども、これはいずれも予算が100万円未満ということで随契取り扱いにさせていただいております。以上です。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 ないようですから、3課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時2分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。
スポーツ振興課長、文化財課長、人権同和教

育室長に説明を求めます。

○坂口スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料のスポーツ振興課のインデックスのところ、ページで申し上げますと459ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計で11億515万円をお願いしております。

以下、主なものにつきまして事項別に御説明を申し上げます。

461ページをお開きいただきたいと思っております。

上から5段目の(事項)学校体育指導費に1,877万6,000円を計上しております。これは学校体育の指導に要する経費でございますが、主に2の子ども体力育成事業で、児童生徒の体力テストや運動部活動の外部指導者派遣に要する経費でございます。

次の(事項)社会体育指導費に637万4,000円を計上しております。これは、指導者養成や生涯スポーツ表彰などを実施します1の社会体育指導費や、3の県立学校体育施設開放事業により県立学校の体育館やグラウンドを県民に開放し、生涯スポーツの振興を図るものでございます。

次に、一番下の(事項)スポーツ施設管理費に4億155万3,000円を計上しております。主なものは、県体育館や総合運動公園の有料公園施設などの指定管理者に対する管理委託費でございます。

462ページをお開きいただきたいと思っております。

(事項)健康教育指導費に1,484万9,000円を計上しております。これは、1や2にあります健康教育に関する研修事業や、4にあります学校を中心とした食育を推進する事業を主な内容としております。

また、5のこころと体の健康教育推進事業に351万4,000円を計上しておりますが、これは本年度まで実施しております、いのち健やか性教育推進事業を改善して、学校と保健所などの地域保健との連携の強化や校長等管理職への研修などの内容を加えた取り組みを行うものでございます。

次の（事項）保健管理指導費に4,058万5,000円を計上しております。これは、主に県立学校の児童生徒を対象とした尿検査などの各種健康診断や心臓検診に係る手数料でございます。

（事項）体育大会費に1億5,347万6,000円を計上しております。1の国民体育大会経費は、大分県で開催されます九州ブロック大会と秋田県で開催されます本大会への本県選手団の派遣等に要する経費でございます。

また、2にみやざき県民総合スポーツ祭開催事業に1,012万4,000円を計上しておりますが、内容につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明を申し上げます。

次の（事項）体育振興助成費に8,970万円を計上しております。主なものとしましては、次の463ページにあります（3）の財団法人宮崎県体育協会などの各種団体や各種大会開催の助成に要する経費でございます。

次の（事項）競技力向上推進事業に1億6,531万6,000円を計上しております。内容は、（1）選手強化対策事業により、県内外への遠征や強化合宿などの経費を支援するとともに、本県競技力の中心となる少年競技力強化のため、（2）みやざきトップアスリート育成事業により、競技力強化推進校などへの支援や中高校生の優秀な選手の一貫指導体制による強化を行うものでございます。

次の（事項）県立学校体育施設整備費に1

億9,627万7,000円を計上しております。これは、高千穂高校に西臼杵地区養護学校が設置されますことから、養護学校生が利用する体育館を設置し、高校生も武道場として活用できる施設を整備するものでございます。

引き続きまして、主な新規重点事項について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料をお願い申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

みやざき県民総合スポーツ祭開催事業でございます。

この事業は、1の事業目的にありますように、障がいの有無や年齢にとらわれず、広く県民にスポーツを普及し、健康の増進、体力の向上などに役立てていただくために、これまで実施してまいりました県民体育大会と見るスポーツなどの交流を目的としたさわやかスポーツ大会を整理統合し、種目等を拡大して開催するものでございます。

2の事業内容でございますが、（1）の開催時期は6月を予定しております。

内容につきましては、（2）の開催規模にありますように、これまでの県民体育大会等で行ってまいりました市郡対抗の部及び高齢者や障がいのある方も参加できる交流の部から成る県民体育大会の部に加えまして、だれでも参加できるスポーツ・レクリエーションの部を新設し、幅広い構成内容にしたいと考えております。

また、伝統ある第61回県民体育大会という名称は引き続き使用してまいります。参加者は約2万人を見込んでおります。

3の事業費につきましては、1,012万4,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

ます。

○米良文化財課長 文化財課でございます。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、465ページをお願いいたします。

当課所管の平成19年度当初予算は、一般会計の12億3,995万9,000円を計上しております。

以下、主なものにつきまして事項別に御説明いたします。

次の467ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の（事項）文化財保護顕彰費に6,197万8,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、中ほどの4でございますが、特別史跡西都原古墳群保存整備事業に1,532万7,000円を計上しております。これは、西都原古墳群の除草費や覆屋の維持管理費等であります。

同じく、7の西都原古墳群歴史ロマン再生空間形成事業2,787万4,000円につきましては、特別史跡西都原古墳群の整備を進めるものでありますが、19年度は111号墳の墳丘復元等を行うものであります。

同じく、9の民俗文化財等後継者育成事業140万円につきましては、保存団体や文化財愛護少年団を対象として、衣装や道具の更新等に要する経費の一部を支援したり、文化財愛護少年団の構成員を対象に、他地区の伝統芸能や文化財を視察し、地区住民との交流を通じて文化財を守り育てる意識を醸成するものであります。

同じく、10の西都原古墳群及び周辺地域の史跡整備連携事業386万4,000円につきましては、西都原古墳群で進めています現行の整備事業が平成19年度までで終了するため、平成20年度以降の新たな整備計画を立案するものであります。

次に、一番下の（事項）文化財保護対策費に611万円を計上しております。

このうち、1の文化財保護管理指導299万2,000円については、県下全域に文化財保護指導員を15人委嘱しまして、国・県指定の文化財の巡視あるいは文化財愛護思想の普及啓発を行うなど、文化財の保存活用対策を進めるものであります。

468ページをお願いいたします。

一番上の（事項）埋蔵文化財保護対策費に8億324万6,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、中ほどでございますが、3の国道発掘調査に1億4,234万5,000円、4の東九州自動車道発掘調査に6億161万2,000円を計上しております。これらの調査費用はいずれも事業者の全額負担でありまして、国道及び東九州自動車道の新直轄につきましては国土交通省から、新直轄以外の東九州自動車道につきましては、西日本高速道路株式会社から委託を受けて実施するものであります。

東九州自動車道道の発掘調査につきましては、用地取得の状況によりますけれども、国土交通省が施工します清武一日南間及び北川一県境間、西日本高速道路株式会社が施工する西都一都農間、門川一日向間、日向一都農間の発掘調査及び整理作業を予定しているところであります。

次に、（事項）埋蔵文化財センター費に3,358万1,000円、次の博物館費に1億3,568万9,000円を計上しておりますが、いずれも光熱水費等の管理運営費であります。

一番下の欄の博物館教育普及費につきましては、次の469ページの特別展費に2,101万8,000円を計上しておりますが、これは吉村作治の早大エジプト発掘40年展など5つの特別展等の実施に要する費用であります。

次の（事項）博物館資料整備費306万1,000円の2の民家園ふるさと文化再生事業の70万9,000円につきましては、4月当初からの部材保管の

ためのプレハブ倉庫賃借料のみを計上している
ものであります。組み立てに要する経費につき
まは、現在設計を行っているところでござ
います。

2つ目の（事項）考古博物館費に1億4,050
万3,000円を計上しておりますが、光熱水費等の
管理運営に要する経費であります。

次の（事項）考古博物館教育普及費に2,081
万9,000円を計上しております。これは、特別展
「巨大古墳の時代展」や日韓交流展「王者の装
い展」などの実施に要する経費であります。

最後の（事項）考古博物館資料整備費の2の
県内出土古墳時代鉄製品集成事業276万6,000円
につきましては、我が国でも有数のものであり
ます県内の古墳等から出土した約5,000点の武器
や武具等の鉄製品を分析・記録し集成を図ると
ともに、後世に継承するため、保存処理技術の
研究を行うものであります。

次に、債務負担行為について御説明をいたし
ます。

別冊の資料、平成19年2月定例県議会提出議
案（平成19年度当初分）という方でございます。

これの11ページをお開きいただきたいと思ひ
ます。

一番下の段になりますが、埋蔵文化財センター
調査研究室臨時増設事業（東九州自動車道関連）
であります。

これは、東九州自動車道関連の発掘調査に伴
う調査研究室として、平成13年度から平成18年
度まで債務負担行為を行い、プレハブ建築物を
借用して埋蔵文化財センターに設置している
ところでありますが、さらに継続して発掘調査を
行う必要があるため、平成19年度から3年間の
債務負担行為を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたしま

す。

○遠目塚人権同和教育室長 人権同和教育室に
ついて御説明を申し上げますが、また先ほどの
分厚い歳出予算説明資料をお願ひいたします。

平成19年度歳出予算説明資料の人権同和教育
室のインデックスのところ、ページで申します
と471ページをお開きください。

一般会計で832万3,000円をお願ひいたして
おります。

以下、事項別に御説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、473ページ
をお開きください。

（事項）人権教育総合企画費に418万6,000円
を計上しております。

その下の説明欄、1の人権教育総合企画の推
進318万3,000円についてでございますが、これ
は平成18年度から実施しております、共に生き
る力を育む人権教育推進事業に要する経費であ
ります。この事業は、県内3カ所の中学校区を
モデル校区といたしまして、校区内の幼保小中
高、盲・聾・養護学校と地域、家庭が連携して、
人権教育の実践研究に取り組むものであります。

そのほか、2から4は、旅費や需用費など年
度当初から業務の執行に必要となる経費を計上
しております。

次に、下の（事項）人権教育連絡調整費413
万7,000円を計上しております。これは、市町村
教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、
人権教育の調査指導に要する経費でございます。

そのうち、2の人権教育関係団体との連絡調
整346万4,000円についてでございますが、8月
に本県におきまして九州地区人権・同和教育夏季
講座が開催されることになっており、その開催
支援のための経費299万円が主な内容ございま
す。この夏季講座は九州各県持ち回りで開催さ

れるものでありまして、九州各県から教職員を中心に約4,000名が参加するものであります。この開催を支援することによりまして、本県の人権教育の推進、教職員の資質向上に寄与するものと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○外山良治委員長 3課の議案説明が終了しました。質疑はありませんか。

○中村委員 知事がこの前答弁の中で、国民体育大会を廃止すればいいじゃないかという話がありましたね。あれなんかはスポーツ振興課、教育委員会と何かすり合わせでレクチャーされたんですか。

○坂口スポーツ振興課長 国体を廃止すればいいというようなことを私たちは言うておりません。

○中村委員 違うんです。知事が言いましたよね。国民体育大会はこれだけの予算がかかるのであれば、なくすのも一つの方法じゃないかと。というのは、教育委員会に何かそういう知事から投げかけがあったり、何かあったんですか。

○坂口スポーツ振興課長 レクチャーの中では、そういったことを私たちは聞いておりません。知事から投げかけは後であったのかもしれませんが、レクチャーのときには聞いておりません。

○中村委員 じゃ一方的に思いつきを言っただけということなんですね。わかりました。

○外山三博委員 スポーツ振興課に1点お尋ねをしたいんですが、この中に予算計上したのかよくわかりませんが、今の文科省が打ち出しておる事業で、総合型スポーツクラブの設置ということで、今県内でも幾つか設立、ついせんだったも、1週間ぐらい前かな、私の地区、住吉も

設立総会を開いたんですが、これに関してどこか予算措置がしてあるんですか。

○坂口スポーツ振興課長 設立に向けての支援は、国の体育協会あたりからも来ております。本県としては、それに対するアドバイザーを派遣する経費とか、設立に向けてのアドバイスをするためのアドバイザーの派遣費とか、そういうものを組んでおります。

○外山三博委員 そうしますと、県の役割、これに対してはどういう役割になるんですか。

○坂口スポーツ振興課長 県といたしましては、市町村にそれぞれ総合型のスポーツクラブをつくっていただいて、そして、それぞれの市町村で、市町村のそれぞれの地域の中で、だれでもが、高齢者から幼い子供たちまでがいろんな種目が自分で選べて活動できるような、そういった総合型を開こうということでございますので、要は市町村がそういったことに取り組んでいただく、そのために県としては設立に向けていろんなアドバイスをしているという役割でございます。

○外山三博委員 今、県内の各市町村の認識というか取り組みというか熱意というか、そこ辺はどんなふうになってますか。

○坂口スポーツ振興課長 いろいろな温度差はございますけれども、一生懸命やっていただくところと、私たちも一生懸命市町村に行ってお願ひはするわけですがけれども、なかなか温度差があって一概にはいかないわけですがけれども、今4つ各市町村にできて、6つが本年度じゅうにやります。来年度、7つから10ぐらいが設立に向けて今準備を進めておりますので、少しずつでありますけれども、各市町村に御理解をいただきながら総合型スポーツクラブを立ち上げていただいているという現状でございます。

○外山三博委員 私は一番最初に宮崎市の東大宮地区というところできたと思うんですね。それから準備がいろいろ始まっておるんですが、中身を聞いてみると、2年か3年は宮崎市の場合には幾らかの補助をすると、そして後は独立とか自助で会費でやってもらいたいという、それはわかるんですが、ただ、私の地区の設立当時の状況を見ておっても、既存のいろんなスポーツ団体がありますよね。ママさんバレーとかソフトチームとか、そういう既存のものがあって、また新たないろんなスポーツをする人を網羅した組織をつくってその会費で運営していくと。補助がある間は、2年ぐらいいけても、会員が500人超えないと運営は難しいんじゃないかというような話を聞いております。だから、文科省、国がそういう方針を出したにしても、これは私の所感、考えですけども、もう少し既存のスポーツクラブとの整合性というか関係をどうするか。それから、いろんなスポーツを取り入れてやってほしいといっても、その場所、運動場、それから体育館と、特にニュースポーツというのか、これは屋内の体育館を使う競技が多いんですね。ですから、そういう設備の状況はどうかとか、そういうところを少し総合的に先行する部分があって設立にいかないと、何か国が言ったからやらんとしようがないというような形で設立を急いでおるような感じがして、ちょっと時期尚早というか、そんな感じがしてならないんですが、県として今私が言ったような感じはお持ちじゃありませんか。

○坂口スポーツ振興課長 確かにそれぞれの地域には、競技スポーツ、競技を競うということでそういったクラブもございませうけれども、それ以外の方々に気楽にスポーツをやりたい、例えばストレス解消とか運動不足を解消したいと

か、そういう目的の方もいらっしゃいます。そういう方々を対象にして、みずから自分たちで財源を出して自主的に運営をしようということで、この総合型スポーツクラブがあるわけでございますけれども、委員御指摘のように、施設の問題等々もございませうので、そういったことも総合的に私たちも考えていながら、各市町村とまた相談をしながら、また指導もしながらやっていかなければいけないのかなと、でない、この日本の中ではなかなか育ちにくい面もあるのかなとは思っております。以上でございます。

○外山三博委員 日本独自の地域社会というのがあるんですね。ただ、ヨーロッパでこういうものが先行してあったかなということはあるのかもわかりませうけれども、ぜひ今課長がおっしゃったように、やみくもに市町村の尻たたいて、はよやれ、はよやれということじゃなくて、そこ辺の既存のスポーツ団体との関係、それから施設はどうか、そういうことも勘案しながら県の関与というか、この前も県のスポーツ指導センターの所長がわざわざおいでになっておりました。だから、そういうことで一生懸命考えてもらっておることはありがたいのですが、確かに生涯スポーツをみんなでやって健康維持に取り組んでいくと、それからもう一つ、この総合型スポーツのいいところは、スポーツを通じたコミュニケーションを図っていくという意味で、非常に今までにない組織ではあるんですよ。コミュニティーづくり、ほかの自治会とか、いろんなコミュニティー、組織があるんですが、スポーツを通じたコミュニティーづくりというのは、新しい時代の日本の社会の一つの生き方を考える上で非常におもしろいなという意識は持っておりますから、ただ、やみくもにつくれ

ばいいということをつくって空中分解してしまうと、せっかくいい理念がどっか吹っ飛んでしまうような気がするものですから、一言申し上げました。

○坂口スポーツ振興課長 委員が今御指摘のように、地域のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、息の長いクラブであるように、じっくり各市町村検討していただいて、そういった方向で私たちも指導していきたいと思っていますところですよ。

○外山三博委員 次は文化財課、この事業予算の中で、男狭穂、女狭穂に関する事業というのはどこかにあるんですか。

○米良文化財課長 現時点では骨格予算ということで、特に計上しておりません。

○外山三博委員 ということは、肉付けをする6月の補正には何らかの予算を要求していきたいと、事業をつくっていきたいというお考えですか。

○米良文化財課長 肉付けにつきましてはなかなか、作業の段階ということがございますが、そういうつもりで作業は進めております。

○外山三博委員 今、課長がそういうつもりで作業を進めておるということですから、教育長はしっかりそのことを頭に置いていただきたいと思いますが、私はせっかくここまで探査してもらって、男狭穂が全く違う形態と、ですから、その報告書はことしの予算でできるんでしょうが、今度はこれをもとに、国、宮内庁あたりに要請していく予算はどうしても必要だろうし、最終的には木を切ってこっちから見たときにあの形がきちっと出てくる、それを最終目標に私は置くべきだろうと思うんですよ。そういうこともぜひ頭に置いていただいて、全面的に賛成しますから、肉付け予算の編成をお願いいたし

ます。以上です。

○米良文化財課長 委員がお考えの中身と若干違うかもしれませんが、伐採ということにつきましては、現時点ではいわゆる法律の壁がありまして、すぐすぐ予算をとということにはならないと思っております。ただ、最終的にそれを目標にしてという気持ちについては、一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。

○外山三博委員 今、法律の壁と言われたんですけど、どんな壁があるんですか。

○米良文化財課長 法律名で申しますと、地方財政再建促進特別措置法ということで、そういう国有財産について県が支出してやるということについてはできないということで、そのことについては、宮内庁の方からもそういうことだということで現在言われている状況でございます。

○外山三博委員 それは県ができないんだったら宮内庁が予算計上して、宮内庁の予算でやればいいだけのことで、だから、県がそういう考え方をきちっと持って、それを突っ込んでいく。特に、その予算をつくった段階で知事にそのことを上げて行って、知事を先頭に宮内庁に行こうと行ったら知事は絶対行きますよ。そうすると、カメラがついてくるから、また違った展開ができてくる可能性がありますから、新しい知事だから私はチャンスがあると思いますので、よろしく願いをしておきます。以上です。

○十屋委員 スポーツ振興課にちょっとお尋ねしたいんですが、端的にことしの国体の目標は何番目でしょうか。

○坂口スポーツ振興課長 本年度30位台を一応目標にしております。九州ブロック40種別を突破ということで今競技団体をお願いをし、今鋭意努力をしておりますので、30位台に乗るよう

に一生懸命頑張っていきたいと思ひますし、バスケトあたりが一生懸命頑張ってくれると一番我々としてはうれしい限りでございますけれども、また議員の方からもよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○十屋委員 今まさに言われたんですが、私も県協会の副会長という立場でハッパをかけたいと思ひますけれども、なかなか30位で、先ほどの議会で、知事が1等賞目指せということをして、すべてのいろいろなものはそういう方向に、トップを目指してやりなさいというような話を議場でされましたよね。県は今までずっと国民体育大会で一生懸命頑張ったけど、なかなか上がらなくて、今年度、結果が出せたわけでしょうから、あとの予算的なもので、いつも言うんですけども、ここで予算は足りているかと聞くと、頑張りますという言葉が返ってくると思ひますが、その辺は、国体は特に、前回も一回お話ししたと思ひますが、今の社会情勢からして、会社を休んだりして行くというのが非常に厳しいんですね。だから、公文書を出していただいても、今の民間の会社では、国体の意義というか、そのあたりの理解がなかなか得にくい。そして、そういうことを会社に言いづらいような経済社会情勢になってますので、大手を振って県民の代表として行けるような何らかの効果的な取り組みがないのか、そのあたりをちょっとお願ひしたいと思ひますよ。文書を企業向けに出されて、公印が押されて事業主あてに来るんですけども、それでもなかなかいい顔をして応援しながら出してくださる企業というのはそうたくさんはないと思ひるので、その中でみんな競技団体の選手は一生懸命頑張っていると思ひますよ。そのあたりの後押しも、お金だけではない部分だと思ひますので、ぜひやっ

ていただきたいと思ひます。

それともう一つ、トップアスリートですが、これは小中高でずっと連携して、一昨年あたりからかなり力を入れていただいていると思ひますが、結果、その指導者の研修と申しますか、いい指導者のところが縦につながると申しますけど、そのあたりが横にちょっと、中学、高校のところが連携がうまくいかなかったりとかしますので、そのあたりの十分な配慮も、これは教職員の異動とも関係してくると思ひますよ。ですから、もし競技力を本当に伸ばそうと思ひるのであれば、固定化してはいけないと思ひますけど、反面、ある程度長期間にやっついていかないと人材は育ちませんので、その辺のところも含めて、教職の専門性もいろいろ加味すると非常に難しいかと思ひますが、そのあたりも十分取り組んでいただきたいと思ひます。これは要望で構いません。終わります。

○外山良治委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 以上で3課の審査を終わります。

総括質疑の準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時42分再開

○外山良治委員長 委員会を再開します。

議案説明がすべて終了いたしました。教育委員会の議案全般につきまして何か質疑はございませんか。

○中村委員 ことし西校に中高一貫教育校が併設されるわけですが、教育長、次、中高一貫教育をどこにと、そういう考え方はございますか。教育長はことしで終わりですか。あ

と1年あるんですか。あと1年のうちに目鼻をつけてほしいなと思ってるんですが。ということは、都城にということを考えてお話をさせていただければいいと思います。

○高山教育長 昨年、学校教育改革推進協議会を立ち上げまして、今後の学校教育のあり方について検討していただきまして、その中で中高一貫についても、11月ですか、御提言がございました。今後、そこにつきまして、どういった方向で進めていくか十分検討して、前向きに検討していきたいと思えます。

○中村委員 この前、知事は、検討ということはないと言ったっけ、検討ということは行政用語だと。前向きに取り組むということがございますね。よろしくをお願いします。

それと、この前、都城からは泉ヶ丘高校が学校ができてから106年ぶりに、普通高校で春の選抜野球大会に行けるようになりました。それに引き続いて、せんだって春高バレーに都城商業高校が行くようになりまして、都商の場合は宮ノ下先生、あの方が一生懸命頑張っているんですよ。赴任されてから、そろそろ10年になるんですよ。だから、強化指定校であるならば、本当は10年かかるんですよ。赴任してから8年ぐらいからそういった全国大会レベルに行けるようになる。それぐらいかかるんですよ。都工が10年たって今、鍋倉先生という方にバレー部はかわりました。10年ぐらいから転勤になるんじゃないかということで、新しい部員を勧誘しないんですよ。私にばつと来ても責任を持ってないと。ですから声をかけない。もう来てくれる人だけでいいと。こういうことになってしまうんです。だから、指定校の場合には、言うわけにはいかないんだろうけど、内々で15年ぐらいは監督をそこにちゃんとおらせる、

その間にちゃんと指定校の後を継げるような先生を赴任させるというふうにしないと、僕は強くないと思うんですね。この宮ノ下先生を見ておってつくづく思います。赴任されて10年、やっこの前、延岡学園とやって勝ちましたけど、接戦でしたよね。だから、こういう学校をちゃんと育てていかないかんというのは、県立高校が春高に行く、県立高校が甲子園に行くというためには、そのぐらいしないとだめですね。だから、そういったことは、教職員課とスポーツ振興課、もう何回も繰り返し言うんだけど、密接な関係を持って、どういうふうにするかということやちゃんと、いい先生が次は何年になるなというぐらいの把握をちゃんとしておいておかなければいけないと思うんですが、再度聞きますが、何回も聞いたことですが、教職員課とスポーツ振興課としょっちゅうコミュニケーションをやって、そういった指定校なり、いい先生がおるところについては話し合いがされているのかどうか、教職員課長とスポーツ振興課長にお聞きしたい。

○坂口スポーツ振興課長 県内にはいろんな種目がありまして、いろんな指導者がたくさんおります。立派な指導者がたくさんおります。私たちは指導者マップというのも県の高体連がつくっております。バレーボールであれば、小学校にはこんな先生が、中学校にはこんな先生が、高等学校にはこんな先生が、この学校で何年目ですというようなマップもちゃんとつくっておりますので、いろんな実態があると思いますので、そういうことも総合的に踏まえまして、また教職員課と緊密に連携しながら、そういったことについて相談をしていきたいと考えております。以上でございます。

○谷村教職員課長 その件につきましては、日

ごろからスポーツ振興課と協議しながら進めております。ただ、実態的に今採用が非常に厳しくなっていて、採用枠が少なくなっておりますから、例えばバレー専門が入ってくるというのは、なかなか困難な状況というのもございます。ですから、一般の指導者で普通の教科、保健体育以外とか、そういう教科でバレーのできる先生をどう養成していくかということもひとつ大きな課題だろうと思いますので、そのあたりも今後また詰めながら、やはり指導者、先生たちも底辺を広げていく、スポーツにかかわる先生たちを広げていくということも一つの施策でやらないと、いわゆるじり貧状態ですので、児童生徒数が少なくなれば先生をたくさん採用できる状態じゃなくなってくるということでございますので、そのあたりも今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○中村委員 課長がそういうことをおっしゃると、ちょっと言いたくなるんだけど、例えば中学校レベルで同じ競技種目のところ、A校ならA校に同じ競技ができる人を何人も配置してみたり、そういうことはあるんですよ、県民から見ると。だから、バランスよく配置してないわけですよ。今は少なくなるとおっしゃるけれども、例えばAという中学校に同じ種目の先生が3人ぐらいダブって、おれがやりたい、おれがやりたいというのもいるんですよ。それをうまくバランスよくやっていけばいいはずなのに、中学校ではそういうことが起こっているというのも事実なんです。

○谷村教職員課長 まず申し上げますけど、教職員の人事異動というのは、部活を中心的に考えて異動は原則的にしておりません。いわゆる教科、数学の先生であれば数学を教える先生たち、300人なら300人、子供たちがおれば、その

授業をどうするかということがまず先決になります。そして、かつ部活ですぐれた先生をどう配置していくかということになってきますので、例えば同じ保健体育の先生が剣道と剣道が重なるということはほぼないと思いますけど、例えば数学の先生が剣道が得意で、たまたま保健体育の先生も剣道が得意だったということは、中には今まであったかもしれませんが、極力そういうものをスポーツ振興課と協議しながら、そういうことでダブリがないように、しかし、かつ、やはり授業というか教科というのが中心になりますから、そこは御理解を賜りたいと思っています。以上です。

○中村委員 もちろん私はスポーツ優先にしないとは言ってません。もちろん学生は勉強するのが大事ですから。今、課長がおっしゃったように、学科編成のいろんなことでやっていかれる。しかし、同じ、例えば保健体育なら保健体育の先生でダブっているのもいるんですよ。それは現実にあるんですよ。だから、その辺の配慮はちゃんとしていかないかんというようなことを言ってるんでございます。

それから、先ほど一極集中が出ました。私も都城あたりに住んでる者は、さっきの美術館にしる県立芸術劇場にしる図書館にしるスポーツ施設にしる、県都だからやむを得ないと言えればそれまでなんだけど、もっと軸足を第2、第3の都市に移していいんじゃないか。例えば都城とか延岡とか、そういった第2、第3の都市に軸足を移していかないかん。今そんなことはないですが、昔、野球の全国大会なんかに行くと、Aという県に行くと、県都じゃないところで試合ができるんですね、どこの県も。そういう施設が第2、第3の都市につくってある。我が県はそういうことがなかなかない。これで考

えると、都城を考えると、陸上競技場も全天候型トラックじゃありません。これは都城はそういう施策だったんだと言えばそれまでなんだけど、今、宮崎、延岡、西都、串間ぐらいかな、全天候型トラックがありますよね。都城にはない。それを今つくろうじゃないかという話もしている。今、やるでしょう。もう一つは、31市町村の中で、50メートルの公認プールがないのも都城だけなんです。これも市がちゃんとすべきじゃないかとおっしゃればそれまでのこと。だけど、県土の均衡ある発展と言いながら、そういう施策がとられていない。半年ぐらい前、市長と飯を食いながら話してたんですけど、1市4町が合併した。その4町にそれぞれ陸上競技場と例えばグラウンドぐらいあるんですね。だから、総合運動公園をつくることは予算上でできないから、例えば旧都城市の山田町なら、ここを陸上競技場、陸上専門にしましょうよと、高崎を例えばラグビーとかサッカーのそういう施設にしましょうよと、そうした方がいいんじゃないのという話をしたんです。今それにのっとって整備計画をやってるんですね。進めようとしている。各陸上競技協会、野球とか、いろいろアンケートをとってやってるんだけど、そういったときに非常に予算がかかるわけだけでも、そういった都城市が進めようとしているものについて、例えば延岡が今から進めるかもしれないが、そういったものについて支援策はあるのかなのか。こういう情勢だから、ないと言われるのはわかっているけど、その辺はどうなんでしょうか。

○坂口スポーツ振興課長 現在、本課で生涯スポーツの施設ということで補助をしておりますので、9,500万ぐらいありますので、来年度どうということは申し上げられませんが、そ

ういったことで、それぞれの市町村にはこごとと補助をしてきておりますので、そういったものもまた活用していただければと思っておるところです。

○中村委員 じゃ1市町村に9,500万はできると。

○坂口スポーツ振興課長 基本的にはできると思いますけれども、いろんなところから要望がございますので、そういった意味からは、1市町村にすべてというわけにはいかないと思います。以上でございます。

○中村委員 こういう全国レベルの大会に行くと、今、泉ヶ丘高校が選抜高校野球、都商が春高バレー、都城では今、寄附もらいが大変なんですよね。やっぱりあれなんです。そういった全国レベルの高校生が行く大会に、県の補助はありましたか。どのくらいありましたか。

○坂口スポーツ振興課長 今のは全国大会ということでしょうか。インターハイ等には補助をしております。全国高校総体等々には県も補助しております。

○中村委員 春高バレーというと、いわゆる高校生のバレーボールの選手にとっては甲子園ですよね。それで、泉ヶ丘が今度は甲子園に行くわけですよね。これは本当に私立高校でなくて県立高校、しかも泉ヶ丘は進学高校です。本当に意義のあることだと思うんですね。そういうところに全然補助がないというのは、根本的に改めないかんのではないかと思うんです。野球、バレー、ラグビー、サッカー、バスケット、あるんだけど、ちょっと種目が多いからそりゃ大変だろうけど、せめて高校野球ぐらいは補助金が欲しいなと思うんです。今、泉ヶ丘高校では、名門ですから大体1億円ぐらい集まるんじゃないかというようなことを言ってます。

そのあおりで、都商は集まらないんじゃないかという気がするんですね。何かそういう手だてが欲しいなと思うんですが、課長、どう思われますか。

○坂口スポーツ振興課長 いろんな大会、全国大会にすべて補助ということは、なかなか難しいと思います。それで、高体連を通じて、高体連の大会ということで、全国高校総体等々には補助をしています。高野連につきましては、高野連はお金をたくさん持っておりますので、入場料も取ったりしております。高等学校体育連盟は、会費等も少なく、県の補助がないと、31競技ありますので、なかなか大変でございますので、そういった面で、春高バレー等々に、選抜大会等にも補助をしたいんですけれども、なかなかそこまではいっていないということが現状でございます。

○中村委員 最後ですけど、重点校、指定校をつくる時に、2校つくろうじゃないかということだったですね。例えばバレーなら都工と宮崎工業、そのように2校を競い合わすというのが重点校でしたよね。ところが、駅伝に関しては小林高校1校だけでしょう。これはどういうわけですか。

○坂口スポーツ振興課長 私たちが考えているのは、ある程度の全国で通用するぐらいの、全国ベスト8ぐらいの、せめてそれぐらいの力があってほしいなということで、バレーボールについては都工と宮工とさせていただいております。それと、女子の場合は、延岡学園と都城商業というような形で指定をさせていただいております。本来ならば、そういう形で2校なり3校なりを指定して競わせていくというのが一番本来の姿だろうと思いますけれども、要は幅広く……。済みません。先ほどの宮工はございま

せん。都城工業と日向学院、宮工は外れましたので、今、都工が指定校ということで、女子は都城商業と延岡学園ということになっておりますけれども、そういうことで、2校、3校指定できればいいわけですが、そういうふうに育ってくれて張り合うようなチームがたくさん出てくることを私たちは願っております。そうすることが全国で勝ち、また国体で上位にいく、そういう大きな力になるんだろうと、そういうふう考えております。以上でございます。

○中村委員 なぜこういうことを言うかということ、小林高校が駅伝では常連校ですよ。毎年行ってる。圧倒的な強さを誇る。ところが、あそこに、新聞を見られるとわかるように、ほかの高校は太刀打ちできなんです。Aチーム、Bチーム、Cチーム、並んでくるわけです。そして、ほかの高校が次に来るわけです。取り過ぎなんです。投げ網で取ってる。そしたら、結局都大路を走るのは7名でしょう。あとはくさっていくんですよ。だから、こういう取り方はいけない。やっぱりA校、B校としておかないと、投げ網で取ってくるから。7名しか都大路走れないのが1周目競った。ちょっと足をくじいたからだめだ、脱落していく。ほかの高校にとったらエース級だった連中がくさるんです。だから、指定校は2校つくるべきだと前から言ってるんです。ぜひ課長、そういうふう、何で小林高校1校だけ、駅伝部をあそこだけ置いておかなかちゃいけないのか。やっぱり全国レベルで勝とうと思えば、もう1校どこかつくらないとだめだと思うんです。それを一つ要望しておきたいと思います。2校ずつ競わせていくと、子供をくさせない、こっちに出したらエースになれる人がいっぱいいるんですよ。それを要

望しておきたい。

○十屋委員 総括ですので、2点だけお伺いしたいと思います。知事の所信証明の中で「すべての大人はすべての子供の教師たれ」という言葉を教育のところで使われたんですね。その前に、本県発展のかぎでありという、ずっといろいろありまして、そのあたりをこうして一応来年度予算のいろんな施策が示されたわけですが、急に知事がかわられて、それをいきなり教育行政の中でどういうふうに生かすかというのは非常に難しいと思うんですが、基本的な考え方として、教育長、どういうふうに考えられるのか、もしくは、レクチャーなんかしたときに、教育行政に対してのいろんな意見交換があったと思うんですね。そのあたりをちょっとお聞かせいただけますか。

○高山教育長 知事とそういった具体的にマニフェスト関係について議論というのは機会が少ないんですけれども、我々としましては、子供たちが心豊かにたくましく育っていくために、平成19年度予算につきましても、従来の予算につきましてプラスアルファしながらやっておりますので、そういった趣旨で予算を計上しているということで御理解いただきたいと思います。

○十屋委員 6月議会に肉付けするときに、教育行政の中でいろいろ、それこそ委員会制度で執行機関と教育委員会というのは独立してそれぞれの権利を持つてるわけですが、そのあたりでいろんな意見が出てきたときには、お互いに協議をされると思うんですね。先ほど言われましたスポーツに関してもそうでしょうし、学力に関してもそうでしょうし、そういうときは知事としての意見は尊重しなきゃいけないと思うんですけれども、一方、教育行政のプロとしての考え方もあると思うんですよ。そのあたりは

どういうふうにすり合わせていくかというか、子供たちのために宮崎県の教育行政を担っていらっしゃる方々が、どういうふうな考えのもとで知事と話をされるのかというスタンスはどうなんですか。

○高山教育長 今、平成17年度から「はばたけ！宮崎の子どもたち」という大きなスローガンを掲げまして、知・徳・体、調和のとれた健やかな子供たちの育成という観点で、いろんな施策を17、18、19というふうに動いております。そういったことを踏まえて、知事の方には理解を求めていきたいと考えてます。

○十屋委員 あと1点、これは先ほど19年度施策の中で西臼杵地区の養護学校の高等部設置がようやく日の目を見るようになったんですけれども、以前からずっと、いろんな県の行政としても、障がい、特別支援教育に関しては理解していただいて、かなりの部分で光が当たってきたと思うんですね。私がお聞きしたいのは、19年度以降もずっと厳しい財政の状況が続くのは間違いないことなんですけれども、日向地区の皆さんが要望されてます日向養護学校の高等部の要望に対して、以前から計画をつくって、その中でいろいろ議論、計画しながらということだったんですが、本当にこの前も電話を保護者の方からいただいて、言葉的には私個人的には理解できるんですけど、それをお伝えしても待ち切れないといいますか、時間が刻々と過ぎていったときに、なかなか待てないなというのが実感としてあるんですよ。ある一つの方法ではないんですが、前に光は見えるんですけど、薄明かりなものですから、それをもっと明るくしてお示ししてあげると待てるんじゃないかなと思うんですね。ここぐらいまでだったら、計画つくって、その中に言葉的にでも入れますよ

と、そのあたりを示すことができないのかどうか。

○渋谷特別支援教育室長 障害者保健福祉圏域ごとに養護学校ができる。これは一つの大きな成果です。その次は、委員おっしゃるように、高等部が整備されていない養護学校がございます。全県的な視点でということで、これまでも申し上げてきたんですけれども、その計画を策定するための内部的な検討ということは進めているところです。しかしながら、予算に、今回骨格ということもございますから、そういったものの予算についてどうするかということを含めて今後ちょっと検討してみたいと。それが実現していけば、薄明かりがちょっとぼんやりというような感じになってまいりますということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○十屋委員 雪あんどんだって本当に薄明かりでもいいんですけど、その可能性として、計画づくりするための予算化が6月議会の肉付けでできるのかできないのか、それは教育委員会の中でいろんな議論があって、それを優先するのか、別の事業を優先するのか、そのあたりの議論もあると思うんですけれども、希望とすれば、頑張って予算化していただいて、ぼんやりでもローソクでも何でもいいんですけど、とにかく光が見えてくるようなことをぜひやっていただければなど、これは本当に強く願うところなんです。ですから、財政が厳しくてなかなか難しいというのは重々わかった上であえてこの場で言わせてもらっておりますけれども、教育長、何かありますか。

○高山教育長 委員のお気持ちも十分わかりますし、我々としましても、そういった方向で今後検討していきたいということで、明確にして

いきたいと考えております。以上です。

○十屋委員 よろしく申し上げます。

○外山三博委員 宮崎県の教育レベル、子供をレベルアップするために、一番大事なのは先生方のレベルだろうと思うんですね。新卒採用しますね。そして、新卒を採用して、中には先生として適格じゃない人もいると思うんですよ。しかし、今の状況を見ておると、ずっと子供を教えながら定年までいってしまう。そういう先生に教わった子供というのは不幸ですよ。ですから、私はまず、入ってきた先生が本当に先生として適格かどうか、それは本人の自己反省も含めて、客観的に見たときにどうかというチェックをどこかで一度する必要があると思うんですね。例えば5年ぐらいたったときに再試験をするとか、そういう制度は今ありませんよね。どうですか。

○谷村教職員課長 現在はございません。

○外山三博委員 私はそういうものを創設して、10年たって不適格だからという、その人の次の再就職の道がなかなかないから、5年ぐらいたったときに、そういう再試験をするというか、教員として適格か不適格か、そういうことを考える必要があるような気がするんですよ。ただ、これは最初の試験のときに、5年後に再試験しますよと、そのときに不適格の場合は教員をやめてもらいますと、そういうような条件でよければ受けてくださいという条件をつけられると思うんですが、そういう考えというのはどうなんですか。

○谷村教職員課長 先ほど5年とおっしゃいましたので、5年の制度は今ないということですね。今、教育再生会議等でもいろいろ話題になっておりますが、その際、そういう教員に対しては免許を更新しないとか、そういう問題も出て

おりますので、今後、国の動き等を見てまいりたいと思いますが、あるいは、今、普通行政職、我々一般公務員は6カ月が条件つき採用期間ということなんですが、教員については、これは1年ということなんです。それで適格か不適格かということを見るということでございます。そういうものが一つ制度的にはございますので、現段階ではそれを厳格にやっていくということが必要なと思います。それと、おとといもちょうと御報告申し上げました人材育成プラン、あの中でそういう先生たちが早くわかる状態をまず管理職なりが、あるいは同僚なりが見つけて、本当にだめであれば別の就職を見つけてもらおうと、若いうちですから。ただ、そうないということであれば、ある程度研修していけば直るというような部分もあると思いますので、その辺はそういうプランの中で今後構築していきたいということは考えております。以上です。

○外山三博委員 今、課長がそういう意識を持っておるということですから、ここには教育委員会のこれからをしょっていく職員の皆さんたちがおられますから、ぜひそういう意識で、非常にやり方が難しいと思うんですよ。しかし、知恵を出して、どうしたら一番不適格な先生を排除できるかということは考えていかないといけない問題だろうと思います。

それから、もう一つ大事なことは、同じ県の職員でも、一般行政の職員は、自分の仕事というか事業を通じて社会と接点がずっと全部ありますね。その中で人間形成というか幅ができてくるんですが、先生の場合は自宅と学校の往復で、相当意識を持った先生は、地域のいろんなボランティアとか、そういうものに入ってくる先生がおるんですが、私が見ておると、非常に忙しいということもあって学校と自宅の往復、

それで20代からずっと60までいってしまうと、社会的な常識に欠けるところ、総合的なものが身につけていないという先生が結構、定年でやめた私の周辺の元先生とつき合うと、どうかやっぱり何か欠けておるなというのが正直私の感想であります。やっぱり先生に一番大事なものは、指導力も大事なんですけど、それ以上に人間性なんです。先生の体からにじみ出てくる人間性が教える子供にいい影響を与え、よし、僕もやりたいなという気持ちが出てくる。私の経験でも、教え方がうまい下手よりも、人間的な魅力があった先生が私に対する影響が非常に大きかったと今でも感じております。そういうことで、先生たちにそれではどういう研修を、普通は研修センターで校長が来ていろいろ勉強する研修ももちろんあるんでしょうけど、ある期間、社会の風に触れるというか、そういうような研修をやるべきじゃないかと思うんです。こういう研修について、今、現状はどうなんですか。

○飛田学校政策課長 大人に対して教師が接するんじゃないかと、子供たちに接するという意味で、今の御意見というのは非常に大きいものがあると受けとめさせていただいております。以前に増して社会体験研修というのは、例えば10年経過研修というのを取り入れてきたんですが、今やっております研修としましては、初任者研修の中で3日程度外へ出すという研修をいたしております。それは社会福祉施設における福祉体験研修だとか、そういうことが主でございます。それから、10年経過研修についても、日には3日から5日ぐらいですが、複数の企業の中から、学校、それから研修に行く10年目の先生、そこあたりをいろいろ、10年たってますので、先ほどおっしゃったような意味でいろんな個性が出てきてます。そこを見ながら、校長が

指導しながら、選択した企業等で研修をしています。それから、もう一つ大きな視点で、学校をリードしていくような職員を社会に派遣するというので、教職経験10年を経て、それからしばらくした職員を連続2カ月企業に派遣するというような研修もいたしまして、例えば最近の例では、大型量販店で接客してみたり、ホテルに行ったりとか、いろんなことをいたしております。そういうような研修を通しながらやるということと、逆に学校へいろいろ社会の人材に来ていただいて、またそういうことで接していく。それから、高等学校においては、先ほどもちょっと話に出てきましたが、産業界との接触というのが特に専門高校ではございます。そういう部分で子供たちを就業させていく、あるいは就職させていく、そういうかかわりの中から教師も学んでいくということもございます。以上のようなことに取り組んでおります。

○外山三博委員 いろんな研修のあり方があるということで、例えば3日の研修、3日行ったって上っ面ちょっとなげるだけで、ほとんど研修にはならないですよ。2カ月の研修というのは数は多いんですか。

○飛田学校政策課長 長期社会体験研修は、2カ月派遣しますものですから、その間に、後にかわりの教師を補充するというようなシステムでやっております、10名から20名程度を毎年派遣している状況でございます。

○外山三博委員 最低1カ月、理想から言えば半年ぐらいは、例えば宅急便の運転をやるとかコンビニに行くとか、いろんな仕事の現場に入って本当にいろんなものを経験してくる。しかし、今言われたように、そういう長期の研修になると代替えの先生が要りますから、人件費がわっと上がってきますね。だから、そこ辺のプラス

面と、40人学級、30人学級にすることとどっちがいいのか。同じお金を使うんだったら、どっちが子供の教育のためにいいのかという、そういうふうに教育委員会も考える必要があると思うんです。30人学級にして先生の数が増えてきますから、そのことの効果と、40人学級で30人したとした先生、余分な分を余裕がある範囲で研修をさせると、そして社会性を身につけて人間性が向上すると、そこ辺のところも検討していく必要があると思います。ですから、私はやり方はいろいろあると思いますが、人間性の向上というか社会性を身につけるといことはぜひ教育委員会で今後の大きなテーマとしてとらえていただいて、今後の教職員の研修というか、そういう面で考えていただきたいと、これは要望で結構です。お願いします。

○山口委員 日ごろ口うるさい山口哲雄が当初予算について一言も触れないということは、身体的にかなり悪いだろうかと思うのかもしれませんが、そうではありません。次に立候補もしない者が新年度予算を聞いたところで、その経過や結果を見れるわけではありませんから、警察も企業局も、そして皆さんの分も一切触れさせていただきませんでした。ただ、気になることが2点ありますから教えてください。

今回の予算は骨格予算ということでありまして、政策的な決定が要るもの、あるいは7月以降に事業を実施するもの、また、公共事業の60%ぐらいはカットしてということで予算を編成されたそうではありますが、これはどこでお決めになったものなんですか。

○梅原総務課長 骨格予算の編成及びその内容については、財政課が決定いたしております。

○山口委員 じゃ副知事という職務執行代理者が決めたのではなくて、財政課という立場でこ

ういう方針を出されたということで理解をいたします。その結果、警察は293億、当初比で98%、皆さんの場合には1,154億円で対前年度当初比較で99.4%をここに出されておりますよね。警察に伺いましたところ、6月の肉付け予算であと5～6億円の予算は出てきましようかねということで、その中身も伺いました。98%でその程度ですから、皆さん方の99.4%となりますと、6月の議会における肉付け予算で、さらに何か新しいものが出てきそうだという気は余りしないんですが、当初の財政課の方針に従って留意した3項目の結果、今後肉付け予算として考えておられるものがあればお聞かせをいただけませんか。

○梅原総務課長 まず、今回の骨格予算の対前年比99.4%でございますが、これはごらんいただくとわかりますように、教育委員会の予算はほとんどが人件費で占めておりますので、義務的経費ということで非常に高い率になっております。残りにつきましては、いわゆるソフト政策費でございますので、金目は義務的経費ですか公共事業に比べますと、かなり少額になりますけれども、したがって、あと伸び率というの、そんなに何%も99.4に加算されるというわけではないと思いますが、対前年度同額ぐらいになるように目指して頑張りたいというふうに考えております。

○山口委員 わかりました。なぜ私が骨格予算の方針の責任の所在を聞いたかといいますと、当初予算比では4,663億円で、対前年が5,800億円ですから、1,130億円億円のマイナスなんですよ。もう一方では、知事が新しくなりましたからということで、6月議会で1,130億円の予算がどどっと出てくるという、そういうやり方を、逆に言えば気遣いをなぜ皆さん方がしなきゃ

いけないんだろうかと、私はこう素朴に思うんですよ。行政というのは継続性がありますし、まして、おっしゃるように、私たちの常任委員会における警察も教育委員会も、皆さん方は1,154億円と言ったものの、谷村さんの担当する教職員課が約1,000億ぐらい使いますから、ほとんど微々たるものですよ。しかし、行政への継続性等を考えたときに、知事が新しくなったために6月議会でどんとこういう新しい事業が出てきて、そしてそこに公共事業のこういうのが日の目を見ますというのは、それは本来、次年度からの知事の行う作業であって、当選して来るべき人のために、おいしい部分をとっておかなきゃいけないのんだろうかと、もちろん知事としての政策を決定しなければならないという部分はあると思いますが、どこかの国のように、今まではトウモロコシやヒエを食ってるけれども、きょうは首領様の誕生日ですからお米が配達されますとか、あるいは鶏の肉が配達されますというように、知事がかかわったためにこんな仕事が出てきたんだというのが、果たして行政として配慮しなければならないのんだろうかという気がするんですね。常任委員会ですから、余り言ったところで総務課長さんの頭をひねるばかりですから、あえて申し上げませんが、私はそのことに強い疑問を抱きます。特に新しいのが西都原古墳群を含めて出てこないのであれば、それはそれで結構です。

2点目は、年始の仕事初めとか年末の仕事納めとか、あるいは年度当初のときもそうですが、県庁講堂に県庁幹部の皆さんがお集まりいただきまして、知事の訓示といいましようか話を聞く部分があるんですね。よくよく見ますと、副知事さんもおられ、出納長さんもおられ、我が教育長もそこに立っておられる。ぐーんとカメ

ラがターンしたときに、警察本部長もいるにはいるんだと、こう思うんですが、あの並ぶ順序というのは何か理由があるんですか。

○梅原総務課長 例えば、知事が年度初めに集めて訓示をされますとか、そういう場合には総合政策本部の方で仕切るわけですけれども、そういった各部の建制順の並びで総合政策本部なりが決定をしていることだというふうに思っております。

○山口委員 私個人の好みで言うてはいけないのかもしれませんが、それは各部セクションごとに、ここは重要でここは重要ではないなんていうかなえの軽重を言うつもりはありませんけれども、教育という国家百年の計を図ろうとするその責任者を何か同列で一緒に並べられるというのは、非常に私としては耐えられない部分があるんですね。ですから、かつて県教育長というのは、知事は推薦はするものの、それは文部大臣の認可事項だったという部分がありました。地方分権と、それからそういう中央集権を改めようということで教育法が変わって今のような形になってきましたが、何かしら事業を持つ他の部局と同じように、警察本部長や教育長が同列に並ばれるのは、私としては非常に辛い部分があります。そんな中で、安倍総理大臣がといてまいしょうか、国がといてまいしょうか、「再チャレンジ」という言葉を言ってますよね。私は自民党ではありませんけれども、大変耳ざわりもいいですし、あの政策には期待をいたしたいと思っております。ただ、総理の言う再チャレンジとか今国が示そうとする施策というのは、例えばフリーターやニートが一つの仕事を目指して頑張ってきたけど、実力がなくてそのハードルが越えられないとか、あるいはやってきたけれども無理だったかな、じゃ方向

転換を試してみたらどうですかと、その方向転換するためのお手伝いを国や行政がやりましょうというのが私はその再チャレンジ方式だと思っております。もう一方では、知事は本会議の中で、やはりこの再チャレンジという話をされるんですね。ただ、私は、それは国が考えている再チャレンジと知事の言う再チャレンジは全然違うと私なりに理解をしています。それは知事が答弁の中でちらっと言うように、「私も人生いろいろありました」と、「しかし、再チャレンジを忘れずにここまで来ました」というその部分だけはすごいな、すばらしいなと思います。思いますが、ちょっと私は意味が違うと思う。批判を恐れずに言いますと、現知事は未成年少女との淫行問題を取り上げられたこともありますし、暴力事件を取り上げられたこともあります。これは県職員だったら即刻懲戒解雇でしょう。我々議員だったら多分次の選挙は通らないと思います。だけど、悔い改めて一生懸命頑張れば、県職員にはなれないけれども知事にはなれるよと、政治家にはなれるよという部分をあの人が示したというのは、それはそれで大変立派なことなんだろうかとはい思っております。だけど、もう一方では、先ほど言う教育という立場に立ったときに、皆さん方はそれをどう児童生徒に説明するのかなと考えてきますと、非常に私は複雑な思いがいたすのです。そういう意味で、もとに戻りますが、知事がお話をされるときに、前方一様に並ばなければならないとは言いながらも、どうぞそこらは、「国家百年の計はまさに教育にあり」でありますので、堂々と胸を張って、半歩ぐらい前が出るぐらいの気持ちでもって、ひとつ頑張っていたきたいと思ってる所所でもあります。

○外山良治委員長 総括質疑、ほか何かありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様には長時間御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時33分休憩

午後 3 時35分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。3月6日の1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、異議がありませんので、次の委員会は6日の1時再開と決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様、本当にお疲れさまでした。

午後 3 時36分散会

平成19年3月6日（火曜日）

午後0時59分開会

出席委員（8人）

委員	長	外山良治
副委員	長	湯浅一弘
委員		松井繁夫
委員		外山三博
委員		中村幸一
委員		蓬原正三
委員		十屋幸平
委員		山口哲雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主査	千知岩 義 広
議事課主任主事	大 野 誠 一

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。
議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第14号から第17号、第21号、第22号、第24号、第25号、第28号、第29号、第32号、第43号、第56号及び第57号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第14号から第17号、第21号、第22号、第24号、第25号、第28号、第29号、

第32号、第43号、第56号及び第57号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時15分再開

○外山良治委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告につきましては、休憩中にいただいた6点の意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 では、以上で委員会を終ります。

委員の皆さん、本当に1年間ありがとうございました。

午後1時17分閉会